

務	00	01	3年
(令和9年3月末まで保存)			
(令和9年3月末まで有効)			

生保第46号
令和5年6月9日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行について

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）については、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）及び宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）とともに本年5月26日より施行されたところ、改正の趣旨等については下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、法の施行に当たり、国土交通省、農林水産省及び林野庁から青森県及び中核市に対し、法の施行に当たっての留意事項について通知されるとともに、警察庁に対しても、別添のとおり、盛土規制法担当部局との円滑な連携に向けた協力依頼がなされたところであるので、各所属においては、改正の趣旨等を踏まえ、適切に対応されたい。

記

1 改正の趣旨

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、多くの貴い生命や財産が失われ、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされている。このほか、全国各地で違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認されており、盛土等に伴う災害の防止は喫緊の課題となっている。

同様の被害が二度と繰り返されることがないよう、盛土等による災害から国民の生命を守るため、法律名が改正され、宅地、農地、森林等の土地の用途や盛土等の目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するものである。

2 法の概要

- (1) 危険な盛土等を規制するため、都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定できることとし、宅地造成のみならず農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行われる盛土等を要許可行為とすること。
- (2) 盛土等の安全性を確保するため、盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定し、工事の計画を事前に審査するとともに、施行状況の定期報告、施行中の中間検査及び工事完了時の完了検査を実施し、許可基準に沿った安全対策の実施を確認すること。
- (3) 工事完了後においても継続的に盛土等の安全性を担保するため、盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化し、災害防止のため必要なときは、都道府県知事等が土地所有者等や原因行為者に対して是正措置等の命令を行うことを可能とすること。
- (4) 違反行為に対する罰則が抑止力として十分に機能するよう、無許可での行為や命令への違反等について、行為者及び法人に対する罰則を大幅に強化すること。

3 添付資料

- (1) 新旧対照条文
- (2) 国土交通省等から警察庁に対する協力依頼

担当：生活保安課指導係

目次

○ 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号) (抄) (本則関係)	1
○ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号) (抄) (附則第六条関係)	37
○ 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号) (抄) (良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十九号)による改正後の条文) (附則第七条関係)	38
○ 森林・林業基本法(昭和三十九年法律第六十一号) (抄) (附則第八条関係)	40
○ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号) (抄) (附則第九条関係)	41
○ 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号) (抄) (環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第 号)による改正後の条文) (附則第十条関係)	44
○ 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号) (抄) (附則第十一条関係)	46
○ 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号) (抄) (附則第十二条関係)	48

改正案	現行
<p style="text-align: center;">宅地造成及び特定盛土等規制法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 基本方針及び基礎調査（第三条―第九条）</p> <p>第三章 宅地造成等工事規制区域（第十条）</p> <p>第四章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制（第十一条―第二十五条）</p> <p>第五章 特定盛土等規制区域（第二十六条）</p> <p>第六章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制（第二十七条―第四十四条）</p> <p>第七章 造成宅地防災区域（第四十五条）</p> <p>第八章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置（第四十六条―第四十八条）</p> <p>第九章 雑則（第四十九条―第五十四条）</p> <p>第十章 罰則（第五十五条―第六十一条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p>	<p style="text-align: center;">宅地造成等規制法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 宅地造成工事規制区域（第三条―第七条）</p> <p>第三章 (新設) 宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制（第八条―第十九条）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第四章 造成宅地防災区域（第二十条）</p> <p>第五章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置（第二十一条―第二十三条）</p> <p>第六章 雑則（第二十四条・第二十五条）</p> <p>第七章 罰則（第二十六条―第三十条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、宅地造成に伴う崖崩れ^等又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p>

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令で定めるものをいう。
- 四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。
- 五 (略)
- 六 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。第五十五条第二項において同じ。）を作成することをいう。
- 七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 九 造成宅地 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事が施行された宅地をいう。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう。
 - 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。）をいう。
- (新設)
- 三 (略)
 - 四 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。）を作成することをいう。
 - 五 造成主 宅地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
 - 六 工事施行者 宅地造成に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
 - 七 造成宅地 宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。

第二章 基本方針及び基礎調査

(基本方針)

第三条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2| 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項
 - 三 第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六條第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五條第一項の規定による造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項
- 3| 主務大臣は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならない。
- 4| 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5| 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二章 宅地造成工事規制区域

(宅地造成工事規制区域)

第三条 都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第二十四条を除き、以下同じ。）は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見を聴いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であつて、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができる。

2| 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3| 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地造成工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

4| 第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

(新設)

(基礎調査)

第四条 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項、次条第一項、第十五条第一項及び第三十四条第一項において「指定都市」という。))又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項、次条第一項、第十五条第一項及び第三十四条第一項において「中核市」という。))の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。第十五条第一項及び第三十四条第一項を除き、以下同じ。)は、基本方針に基づき、おおむね五年ごとに、第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況その他主務省令で定める事項に関する調査(以下「基礎調査」という。)を行うものとする。

2 都道府県は、基礎調査の結果を、主務省令で定めるところにより、関係市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)に通知するとともに、公表しなければならない。

(基礎調査のための土地の立入り等)

第五条 都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第五十条を除き、以下同じ。)は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知

(新設)

(測量又は調査のための土地の立入り)
第四条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、宅地造成工事規制区域の指定のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要がある場合には、その必要の限度において、他人の占有する土地に立ち入ることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しな

しなければならない。

3 第一項の規定により建築物が存し、又は垣、柵その他の工作物で囲まれた他人の占有する土地に立ち入るときは、その立ち入る者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 (略)

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等)

第六条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物(以下この条、次条第二項及び第五十八条第二号において「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下この条、次条第二項及び同号において「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 (略)

ればならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に告げなければならない。

4 (略)

5 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第五条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の三日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 (略)

(証明書等の携帯)

- 第七条 第五条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 2 前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。
- 3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第八条 都道府県は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(基礎調査に要する費用の補助)

第九条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、都道府県の行う基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

第三章 宅地造成等工事規制区域

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章

(証明書等の携帯)

- 第六条 第四条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 2 前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。
- 3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第七条 都道府県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下この条及び第九条において同じ。）は、第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

において「宅地造成等」という。)に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域(これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。)であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

2| 都道府県知事は、前項の規定により宅地造成等工事規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3| 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

4| 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該宅地造成等工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

5| 市町村長は、宅地造成等に伴い市街地等区域において災害が生ずるおそれが大きいため第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。

6| 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

第四章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制

(住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関

第三章 宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制

(新設)

(宅地造成に関する工事の許可)

第八条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工

する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手續がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行われる当該許可の内容（同法第三十五条の二第五項の規定によりその内容とみなされるものを含む。）に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項本文の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の計画が次条の規定に適合しないと認めるときは、同項本文の許可をしてはならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

3 都道府県知事は、第一項本文の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

（新設）

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事(前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。)は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設(以下「擁壁等」という。)の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならぬ。

2 (略)

(許可証の交付又は不許可の通知)

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(許可の特例)

第十五条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第十二条第一項の許可があつたものとみなす。

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたと

(宅地造成に関する工事の技術的基準等)

第九条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設(以下「擁壁等」という。)の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならぬ。

2 (略)

(許可又は不許可の通知)

第十条 都道府県知事は、第八条第一項本文の許可の申請があつた場合においては、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもつて当該申請者に通知しなければならない。

(新設)

(新設)

(国又は都道府県の特例)

第十一条 国又は都道府県(指定都市又は中核市の区域内においては、それぞれ指定都市又は中核市を含む。以下この条において同じ。)が、宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事については、国又は都道府県と都道府県知事との協議が成立することをもつて第八条第一項本文の許可があつたものとみなす。

(新設)

きは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等)

第十二条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認められた場合においては、主務省令で定める様式の検

(変更の許可等)

第十二条 第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第八条第一項本文の許可を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第八条第二項及び第三項並びに前三条の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条の規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第八条第一項本文の許可の内容とみなす。

(新設)

(工事完了の検査)

第十三条 第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了した場合には、国土交通省令で定めるところにより、その工事が第九条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第九条第一項の規定に適合していると認められた場合においては、国土交通省令で定める様式の検

。 査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3| 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4| 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5| 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認められた場合には、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

（中間検査）

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2| 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認められた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3| 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

。 査済証を第八条第一項本文の許可を受けた者に交付しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

- 4 都道府県は、第一項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。
- 5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

（定期の報告）

- 第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

（監督処分）

- 第二十条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。
- 2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該

（新設）

（監督処分）

- 第十四条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。
- 2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内において行われている宅地造成に関する工事で、第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定に違反して第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けず、これらの許可に付した条件に違反し、又は第九条第一項の規定に適

工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができ

- 一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けずに施行する工事
- 二 第十二条第三項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事
- 三 第十三条第一項の規定に適合していない工事
- 四 第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

3 | 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

- 一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施行された土地
- 二 第十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第十三条第一項の規定に適合していないと認められた土地
- 三 第十七条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地

合していないものについては、当該造成主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

- （新設）
- （新設）
- （新設）
- （新設）

3 | 都道府県知事は、第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定に違反して第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けないで宅地造成に関する工事が施行された宅地又は前条第一項の規定に違反して同項の検査を受けず、若しくは同項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合しないと認められた宅地については、当該宅地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該造成主に対して、当該宅地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

- （新設）
- （新設）
- （新設）

四 第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地

4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命じることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命じることができる。

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することができる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。

三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務

(新設)

4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、同項に規定する者に対して、当該工事の施行の停止を命じることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命じることができる。

5 都道府県知事は、第二項又は第三項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくてその措置をとることを命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置をとるべき旨及びその期限までにその措置をとらないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。

7| 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

（工事等の届出）

第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2| 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3| 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4| 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（土地の保全等）

第二十二条 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたもの

（新設）

（工事等の届出）

第十五条 宅地造成工事規制区域の指定の際、当該宅地造成工事規制区域内において行われている宅地造成に関する工事の造成主は、その指定があつた日から二十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

（新設）

2| 宅地造成工事規制区域内の宅地において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3| 宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用した者（第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（宅地の保全等）

第十六条 宅地造成工事規制区域内の宅地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成（宅地造成工事規制区域の指定前に行われたものを含む

のを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第二十三条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずる

。以下次項、次条第一項及び第二十四条において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その宅地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地について、宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その宅地の所有者、管理者、占有者、造成主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、宅地造成に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「宅地所有者等」という。）以外の者の宅地造成に関する不完全な工事その他の行為によつて前項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その

ことができる。

3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

(立入検査)

第二十四条 都道府県知事は、第十二条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第二十条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第七条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 (略)

(報告の徴取)

第二十五条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

第五章 特定盛土等規制区域

第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者(第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。)の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区

行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第十四条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。

(立入検査)

第十八条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うために必要がある場合においては、当該宅地に立ち入り、当該宅地又は当該宅地において行われている宅地造成に関する工事の状況を検査することができる。

2 第六条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 (略)

(報告の徴取)

第十九条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内における宅地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該宅地又は当該宅地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

(新設)

(新設)

域として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により特定盛土等規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

4 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該特定盛土等規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

5 市町村長は、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害により当該市町村の区域の居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいため第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。

6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

第六章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、

(新設)

(新設)

当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが出来る。

5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(変更の届出等)

第二十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(住民への周知)

第二十九条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催

(新設)

(新設)

その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積(大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。)に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2| 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手續がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一| 当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二| 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三| 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四| 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事(土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3| 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止す

(新設)

るため必要な条件を付することができる。

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事については、第二十七条第一項の規定による届出をすることを要しない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等)

第三十一条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事(前条第一項ただし書に規定する工事を除く。

第四十条第一項において同じ。)は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならぬ。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第三十二条 都道府県は、第三十条第一項の許可について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とすることができる。

(許可証の交付又は不許可の通知)

第三十三条 都道府県知事は、第三十条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

2| 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもってその旨を通知しなければならない。

3| 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4| 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(許可の特例)

第三十四条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第三十条第一項の許可があつたものとみなす。

2| 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区域の指定後に都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第三十条第一項の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等)

第三十五条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2| 第三十条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3| 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条から第三十三条まで及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4| 第一項又は第二項の場合における次条から第三十八条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変

(新設)

(新設)

更後の内容を第三十条第一項の許可の内容とみなす。

- 5 前条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の第二項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

(完了検査等)

- 第三十六条 特定盛土等に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第三十一条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第三十一条の規定に適合していると認められた場合には、主務省令で定める様式の検査済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

- 3 第三十四条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

- 4 土石の堆積に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

- 5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

(新設)

(中間検査)

第三十七条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認められた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第一項の検査について、特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第一項の検査において第三十一条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

(定期の報告)

第三十八条 第三十条第一項の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県は、前項の報告について、特定盛土等又は土石の堆積に伴

(新設)

(新設)

う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等若しくは土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

(監督処分)

第三十九条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第三十条第

一項若しくは第三十五条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他特定盛土等若しくは土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。

一 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けないで施行する工事

二 第三十条第三項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事

三 第三十一条第一項の規定に適合していない工事

四 第三十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

3 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

(新設)

- 一 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けないで特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行された土地
 - 二 第三十六条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第三十一条第一項の規定に適合していないと認められた土地
 - 三 第三十六条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地
 - 四 第三十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで特定盛土等に関する工事が施行された土地
- 4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかなる場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。
 - 5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならぬ。
 - 一 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
 - 二 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命

じようとする場合において、過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。

三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。

7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

(工事等の届出)

第四十条 特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3 特定盛土等規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(新設)

4 特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(土地の保全等)

第四十一条 特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積（特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認める場合において、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第四十二条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地で、特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該特定盛土等規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所

(新設)

(新設)

有者等」という。)に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事をを行うことを命ずることができる。

2| 前項の場合において、土地所有者等以外の者の特定盛土等又は土石の堆積に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3| 第三十九条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

(立入検査)

第四十三条 都道府県知事は、第二十七条第四項(第二十八条第三項において準用する場合を含む。)、第三十条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項、第三十七条第一項、第三十九条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。

2| 第七条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
3| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徴取)

第四十四条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われて

(新設)

(新設)

いる工事の状況について報告を求めることができる。

第七章 造成宅地防災区域

第四十五条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。第四十七条第二項において同じ。）に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成等工事規制区域内の土地を除く。）の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。

2 (略)

3 第十条第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除について準用する。

第八章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置

第四十六条 (略)

(改善命令)

第四十七条 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地で、第四十五条第一項の災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、同項の災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「造成宅地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若し

第四章 造成宅地防災区域

第二十条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長の意見を聴いて、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。）の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。

2 (略)

3 第三条第二項から第四項まで及び第四条から第七条までの規定は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除について準用する。

第五章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置

第二十一条 (略)

(改善命令)

第二十二条 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地で、第二十条第一項の災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、同項の災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事

くは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、造成宅地所有者等以外の者の宅地造成又は特定盛土等に関する不完全な工事その他の行為によつて第四十五条第一項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該造成宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

(準用)

第四十八条 第二十四条の規定は都道府県知事が前条第一項又は第二項の規定による権限を行うため必要がある場合について、第二十五条の規定は造成宅地防災区域内における造成宅地の所有者、管理者又は占有者について準用する。

第九章 雑則

(標識の揭示)

第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「造成宅地所有者等」という。）以外の者の宅地造成に関する不完全な工事その他の行為によつて第二十条第一項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該造成宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第十四条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。

(準用)

第二十三条 第十八条の規定は都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が前条第一項又は第二項の規定による権限を行うため必要がある場合について、第十九条の規定は造成宅地防災区域内における造成宅地の所有者、管理者又は占有者について準用する。

第六章 雑則

(新設)

(市町村長の意見の申出)

第五十条 市町村長は、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域及び造成宅地防災区域内における宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関し、都道府県知事に意見を申し出ることができる。

(緊急時の指示)

第五十一条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、当該災害を防止し、又は軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県知事に対し、この法律の規定により都道府県知事が行う事務のうち政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。

(都道府県への援助)

第五十二条 主務大臣は、第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づく都道府県が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

(主務大臣等)

第五十三条 この法律における主務大臣は、国土交通大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣が共同で発する命令とする。

第五十四条 (略)

(市町村長の意見の申出)

第二十四条 市町村長は、宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域内における宅地造成に伴う災害の防止に関し、都道府県知事に意見を申し出ることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

第二十五条 (略)

第十章 罰則

(罰る)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を

した者は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。

二 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。

三 偽りその他不正な手段により、第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けたとき。

四 第二十条第二項から第四項まで又は第三十九条第二項から第四項までの規定による命令に違反したとき。

2 | 第十三条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者（設計図書を用いないで当該工事を施行し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者（当該工事施行者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（次項において「工事施行者等」という。）は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

3 | 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が工事主（当該工事主が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この項において「工事主等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。

第七章 罰則

第二十六条 第十四条第二項、第三項又は第四項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(新設)

一 第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項又は第三十七条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

二 第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十三条第一項若しくは第二項、第二十七条第四項(第二十八条第三項において準用する場合を含む。)、第四十二条第一項若しくは第二項又は第四十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第二十四条第一項(第四十八条において準用する場合を含む。)、又は第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十七条 第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出

(新設)

をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は

三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)

の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第五条第一項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)

いで障害物を伐除したとき、又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行ったとき。

に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行った者

(削る)

三 第八条第一項又は第十二条第一項の規定に違反して、宅地造成に
関する工事をした造成主

(削る)

三 第二十一条第一項若しくは第四項又は第四十条第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十一条第三項又は第四十条第三項の規定による届出をしない^一でこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき

五 第二十五条(第四十八条において準用する場合を含む。)又は第四十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(削る)

(削る)

(削る)

第五十九条 第四十九条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科す

四 第九条第一項の規定に違反して宅地造成に関する工事が施行された場合における当該宅地造成に関する工事の設計をした者(設計図書を用いないで工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行したときは、当該工事施行者)

五 第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(新設)

(新設)

六 第十七条第一項若しくは第二項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

七 第十八条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第四項後段の規定による都道府県知事の命令に違反した者

二 第十九条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(新設)

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

る。
一 第五十五条 三億円以下の罰金刑
二 第五十六条第三号 一億円以下の罰金刑
三 第五十六条第一号、第二号若しくは第四号又は前三条 各本条の罰金刑
第六十一条 第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。

(新設)
(新設)
(新設)
第三十条 第十二条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>（工作物への準用） 第八十八条（略） 2・3（略） 4 第一項中第六条から第七条の五まで、第十八条（第一項及び第二十五項を除く。）及び次条に係る部分は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項若しくは第三十五条第一項、都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項本文、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十七条第一項若しくは第六十二条第一項又は津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第七十三条第一項若しくは第七十八条第一項の規定による許可を受けなければならない場合の擁壁については、適用しない。</p>	<p>（工作物への準用） 第八十八条（略） 2・3（略） 4 第一項中第六条から第七条の五まで、第十八条（第一項及び第二十五項を除く。）及び次条に係る部分は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文若しくは第十二条第一項、都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項本文、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十七条第一項若しくは第六十二条第一項又は津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第七十三条第一項若しくは第七十八条第一項の規定による許可を受けなければならない場合の擁壁については、適用しない。</p>

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）（良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）による改正後の条文）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（宅地造成及び特定盛土等規制法の特例）</p> <p>第百十五条の二十七 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項又は第三十条第一項の規定により許可を要するものをしようとする場合における同法第十五条第一項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第三十四条第一項（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、同法第十五条第一項中「これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第十二条第一項の許可があつたものとみなす」とあるのは「第十二条第一項の規定にかかわらず、国があらかじめ都道府県知事に当該工事をする旨を通知することをもつて足りる」と、同法第三十四条第一項中「これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第三十条第一項の許可があつたものとみなす」とあるのは「第三十条第一項の規定にかかわらず、国があらかじめ都道府県知事に当該工事をする旨を通知することをもつて足りる」とする。</p> <p>2 宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条第一項及び第三十一条第一項の規定は、前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。</p> <p>3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて宅地造成及び特定盛土等規制法第二十一条第一項若しくは第三項、第二十七条第一項、第二十八条第一項又は第</p>	<p>（新設）</p>

四十条第一項若しくは第三項の規定による届出を要するものをしようにする場合におけるこれらの規定の適用については、同法第二十一条第一項及び第四十条第一項中「日から二十一日以内」に、主務省令で定めるところにより」とあるのは「ときは、遅滞なく」と、「届け出なければ」とあるのは「通知しなければ」と、同法第二十一条第三項及び第四十条第三項中「その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより」とあるのは「あらかじめ」と、「届け出なければ」とあるのは「通知しなければ」と、同法第二十七条第一項中「当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を」とあるのは「あらかじめ、当該工事について」と、「届け出なければ」とあるのは「通知しなければ」と、同法第二十八条第一項中「前条第一項の規定による届出」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第百十五条の二十七第三項の規定により読み替えられた前条第一項の規定による通知」と、「当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする」とあるのは「当該通知に係る事項の変更をする」と、「当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を」とあるのは「あらかじめ、当該変更について」と、「届け出なければ」とあるのは「通知しなければ」とする。

4 | 第一項及び前項の規定により読み替えられた宅地造成及び特定盛土等規制法第十五条第一項、第二十一条第一項若しくは第三項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第三十四條第一項又は第四十条第一項若しくは第三項の規定による通知を受けた者は、同法第二条第五号に規定する災害の防止のため必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

改正案	現行
<p>（権限） 第三十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）、保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（権限） 第三十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）、保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>

改正案		現行	
<p>宅地造成及び特定盛 土等規制法第二十六 成及び特定盛土等</p>	<p>宅地造成及び特定盛 土等規制法（昭和三十 六年法律第九十九 号）第十條第一項 の宅地造成等工事規 制区域</p>	<p>宅地造成及び特定盛 土等規制法第三十一 （新設）</p>	<p>宅地造成等規制法（ 昭和三十六年法律第 百九十一号）第三條 第一項の宅地造成工 事規制区域 （新設）</p>
<p>宅地造成及び特定盛 土等規制法（昭和三十 六年法律第九十九 号）第十條第一項 の宅地造成等工事規 制区域</p>	<p>宅地造成及び特定盛 土等規制法第十三條 の規定に適合するも のであること。</p>	<p>（開發許可の基準） 第三十三條 都道府県知事は、開發許可の申請があつた場合において、 當該申請に係る開發行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条 例が定められているときは、當該条例で定める制限を含む。）に適合 しており、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命 令の規定に違反していないと認めるときは、開發許可をしなければな らない。 一〇六（略） 七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開 發区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置そ の他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められているこ と。この場合において、開發区域内の土地の全部又は一部が次の表 の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、當該土地における同表 の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合して いること。</p>	<p>（開發許可の基準） 第三十三條 都道府県知事は、開發許可の申請があつた場合において、 當該申請に係る開發行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条 例が定められているときは、當該条例で定める制限を含む。）に適合 しており、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命 令の規定に違反していないと認めるときは、開發許可をしなければな らない。 一〇六（略） 七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開 發区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置そ の他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められているこ と。この場合において、開發区域内の土地の全部又は一部が次の表 の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、當該土地における同表 の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合して いること。</p>

<p>条第一項の特定盛土等規制区域</p>	<p>規制法第三十条第一項の政令で定める規模（同法第三十二条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模）のものに限る。）に関する工事</p>	<p>条の規定に適合するものであること。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

八〇十一 (略)

十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

八〇十一 (略)

十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の

当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

2
～
8
(略)

十四
(略)

開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

2
～
8
(略)

十四
(略)

○ 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）（抄）（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第 号）による改正後の条文）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(権限) 第四十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十二年法律第九十八号）、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第百八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）、都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）及び環境と調和のとれた食料シス</p>	<p>(権限) 第四十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十二年法律第九十八号）、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第百八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）、都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令</p>

テムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第 号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

和四年法律第 号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

改正案	現行
<p>(立地適正化計画) 第八十一条 (略) 2510 (略)</p> <p>11 第二項第六号に掲げる事項には、居住誘導区域内の区域であつて、防災指針に即した宅地（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第二条第一号に規定する宅地をいう。）における地盤の滑動、崩落又は液状化による被害の防止を促進する事業（以下この項において「宅地被害防止事業」という。）を行う必要があると認められるもの及び当該宅地被害防止事業に関する事項を記載することができる。</p> <p>12524 (略)</p> <p>第八十七条の二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市以外の市町村が第八十一条第二十三項（同条第二十四項において準用する場合を含む。）の規定により同条第十一項に規定する事項が記載された立地適正化計画を公表したときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わつて宅地造成及び特定盛土等規制法第二章から第四章まで、第七章及び第八章の規定に基づく事務（以下この条において「宅地造成等関係行政事務」という。）を処理することができる。この場合においては、これらの規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市</p>	<p>(立地適正化計画) 第八十一条 (略) 2510 (略)</p> <p>11 第二項第六号に掲げる事項には、居住誘導区域内の区域であつて、防災指針に即した宅地（宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第二条第一号に規定する宅地をいう。）における地盤の滑動、崩落又は液状化による被害の防止を促進する事業（以下この項において「宅地被害防止事業」という。）を行う必要があると認められるもの及び当該宅地被害防止事業に関する事項を記載することができる。</p> <p>12524 (略)</p> <p>第八十七条の二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市以外の市町村が第八十一条第二十三項（同条第二十四項において準用する場合を含む。）の規定により同条第十一項に規定する事項が記載された立地適正化計画を公表したときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わつて宅地造成等規制法第二章から第五章までの規定に基づく事務（以下この条において「宅地造成等関係行政事務」という。）を処理することができる。この場合においては、これらの規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市</p>

町村は、宅地造成及び特定盛土等規制法第四条、第八条、第九条、第十三条、第十五条第一項、第十八条第四項及び第十九条第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県とみなす。この場合において、同法第十五条第一項中「宅地造成等工事規制区域内において」とあるのは、「宅地造成等工事規制区域において都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第十一項に規定する宅地被害防止事業として」とする。

町村は、宅地造成等規制法第七条、第九条及び第十一条の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県とみなす。この場合において、同条中「宅地造成工事規制区域内において」とあるのは、「宅地造成工事規制区域において都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第十一項に規定する宅地被害防止事業として」とする。

改正案	現行
<p>第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）、交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）、建設業法、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十二条第四項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）、交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）、建設業法、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十二条第四項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>

2

(略)

2

(略)

国官参宅第13号
5農振農第664号
5林整治第250号
令和5年5月26日

警察庁生活安全局生活経済対策管理官 殿

国土交通省大臣官房参事官（宅地・盛土防災担当）
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長
林野庁森林整備部治山課長

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての協力依頼について

日頃より、盛土等の安全対策にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）については、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）及び宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）とともに、本日5月26日より施行されます。

これらの施行に当たって、都道府県・指定都市・中核市に対して、同日付けで「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」（以下「施行通知」という。）を通知しています。施行通知の別添4「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」においては、不法・危険盛土等への対応に当たって、盛土規制法担当部局と警察との連携の重要性について示しているところです。つきましては、施行通知の趣旨をご理解いただき、盛土規制法担当部局と警察との円滑な連携に向けて周知等ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、盛土規制法担当部局と警察との連携に当たっては、過積載車両や不正改造車両の取締り等を端緒として不法・危険盛土等が発見される場合も考えられることから、所管担当部局よりご周知等ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（添付資料） 令和5年5月26日国土交通省都市局長、農林水産省農村振興局長及び林野庁長官「宅地造成及び特定盛土等の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」

国官参宅第 12 号
5 農振第 650 号
5 林整治第 244 号
令和 5 年 5 月 26 日

都道府県・指定都市・中核市
盛土規制担当部局長 殿

国土交通省都市局長
(公印省略)
農林水産省農村振興局長
(公印省略)
林野庁長官
(公印省略)

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）による宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の改正については、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 4 年政令第 393 号）及び宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年農林水産省・国土交通省令第 3 号）とともに本日 5 月 26 日より施行されます。

これらの施行に当たって、別紙のとおり留意事項をまとめましたので、下記の法改正の趣旨及び特に留意すべき事項を踏まえ、基礎調査実施要領（規制区域指定編）等（別添 1～8）と併せて留意の上、適切な運用をお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内の関係市町村に対し、本通知の内容を周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 法改正の趣旨

令和 3 年 7 月に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、多くの貴い生命や財産が失われ、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされてい

る。このほか、全国各地で人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認されており、盛土等に伴う災害の防止は喫緊の課題となっている。

同様の被害が二度と繰り返されないことがないよう、盛土等による災害から国民の生命を守るため、従来の宅地造成等規制法の法律名が「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「本法」という。）に改正され、宅地、農地、森林等の土地の用途や盛土等の目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとしたものである。本法に基づく、盛土等に伴う災害の防止に向けた措置の概要は、次に掲げるとおりである。

- (1) 危険な盛土等を規制するため、都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定できることとし、宅地造成のみならず農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行われる盛土等を許可の対象とすること。
- (2) 盛土等の安全性を確保するため、盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定し、工事の計画を事前に審査するとともに、施行状況の定期報告、施行中の中間検査及び工事完了時の完了検査を実施し、許可基準に沿った安全対策の実施を確認すること。
- (3) 工事完了後においても継続的に盛土等の安全性を担保するため、盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化し、災害防止のため必要なときは、都道府県知事等が土地所有者等や原因行為者に対して是正措置等の命令を行うことを可能とすること。
- (4) 違反行為に対する罰則が抑止力として十分に機能するよう、無許可での行為や命令への違反等について、行為者及び法人に対する罰則を大幅に強化すること。

2. 特に留意すべき事項

本法の運用に当たっては、特に次に掲げる事項に留意いただき、本法に基づく規制が実効性のあるものとなるよう対応されたい。

(1) 法施行体制・能力の強化

盛土等に伴う災害の防止を図るため、各関係制度を所管する関係部局間で緊密に連携することとし、法所管部局の法施行体制を確立するとともに、従来の宅地造成担当部局、農地担当部局、森林担当部局、盛土等に関する条例担当部局等の土地利用規制担当部局がそれぞれ主体的に本法の運用に関与し、廃棄物規制担当部局、環境担当部局、警察等の関係部局と連携しつつ、総力を挙げて盛土等の安全対策に取り組むこと。

(2) 不法・危険盛土等への対応

違法性や危険性のある盛土等を発見した際の違法性や危険性等に関する現認方法や、その後の対応のために必要な法的手続、安全対策等に関するガイドラ

インを踏まえ、躊躇なく厳正に行政処分を実施することにより、不法・危険盛土等への対処を適切に行うこと。

(3) 規制区域の指定

規制区域の指定は、盛土等に伴う災害から人命を守る上で基礎となるものであり、基礎調査により規制区域として指定が必要と認められた土地の区域については、可及的速やかに指定を行うこと。また、盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定すること。

(添付一覧)

別紙 : 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について

別添1 : 基礎調査実施要領（規制区域指定編）

別添2 : 基礎調査実施要領（既存盛土等調査編）

別添3 : 盛土等の安全対策推進ガイドライン

別添4 : 不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン

別添5 : 盛土等防災マニュアル

別添6 : 宅地擁壁の復旧技術マニュアル

別添7 : 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく造成宅地防災区域指定要領

別添8 : 宅地開発に伴い設置させる浸透施設等設置技術指針

・ への
ガイドライン

5 5

への ガイドライン

第1編

- 1 はじめに
- 2 ガイドラインの け
- 3 ガイドラインの
- 4 の
- 5 の
- 6 において な とその
- 7 の ・

第2編 な

- 1 に する の
 - 1.1 ・ の
 - 1.2 の の
 - 1.3 の
- 2 ・ の ・
 - 2.1 パトロールによる
 - 2.2 との による
 - 2.3 からの による
 - 2.4 を いた の ・

第3編 ・ の

- 1 ・ の
 - 1.1 ・ の いのある
 - の
 - 1.2 の となる ・
 - 1.3 の え
- 2
 - 2.1
 - 2.2 すべき
 - 2.3
 - 2.4
 - 2.5 その の
- 3
 - 3.1
 - 3.2 の れ
 - 3.3 が な
 - 3.4 への
 - 3.5
 - 3.6 との

4

- 4.1
 - 4.2 の
 - 4.3 の
 - 4.4 の (の)
- ## 5
- 5.1
 - 5.2 の
 - 5.3 の
 - 5.4 の (の)
 - 5.5

6

- 6.1
- 6.2 の
- 6.3 の め
- 6.4 の
- 6.5 の
- 6.6 の び の

7

- 7.1
- 7.2 な え
- 7.3 の (め)
- 7.4

8 その

- 8.1 の の への
- 8.2 の が ・ とならな
いための
- 8.3 が した の い
- 8.4 が な の ・
- への
- 8.5 が な の
- 8.6 が された の
- 8.7 が であった の

第4編 との

- 1 との の り
 - 1.1 との
 - 1.2 との
- 2 との の り
 - 2.1 との
 - 2.2 ・コンサルタント との

()

1

2 ・ カルテ

3 チェックシート

4 ひな ())

5 ひな ())

6 ひな ())

7 ひな ())

8 ひな (への))

9 ひな ())

第1編

1	はじめに	1-1
2	ガイドラインの け	1-2
3	ガイドラインの	1-3
4	の	1-4
5	の	1-6
6	において な とその	1-9
7	の ・ 1-12	

1 はじめに

の が したことが の につながったとされている。このほか、 で
に われる な や な の の による 、 が される 、
、 は の (「 」という。)に う の は の となってい
る。

に う の に たっては、 、 に する により をしていた
が、 の の から、 の が ずしも でないエリアが していた。また、
の では の に する (「 」という。)を めていたが、
に があったため、 として、 の い に な が われていたと えら
れる。また、 が められている においても による が でないこと により
に があるとされていた。

このような を まえ、 による から の ・ を るため、 の
(36 191)の を「 び (36 191
。 「 」という。)に し、 、 の の にかかわらず、 な
を の で に することとした。

に づく を のあるものとするためには、 び において、 を す
るために な の や の を ることにより、 ・ を し、
は のある (「 ・ 」という。)への を め、 に う の
のために を すことが である。

の の では、 が れたため を いた 、 の や が
められる に し、 を り すにとどまっている や、 が に わ
ない でも に し、 として を いた が られる。

このため、 において、こうした ・ への が に われるよう、
や の いのある を した の や に する や、その の の
ために な 、 に するガイドライン(「 ガイドライン」という。)を
した。

・ への にあたっては、 データ の を めた からの や ・
の 、 の 、 に する を のみならず
と して することにより、 の を することが である。また、 の
の を まえ、 ・ に う を するため、 や が められ
る には、 に らず、 なく を する の が である。

において、 ・ に う を するため、 ガイドラインを まえ、
かつ に を されたい。なお、 なくして、 ・ の
から とされる の を る には、 を したものとして と され、
を じられる がある について が である。

また、 ガイドラインについては、 、 に づく の の を り、 を
うこととする。

2 ガイドラインの け

ガイドラインは、 (22 67) 245 の4 1 の に づく
である。

ガイドラインは、 ・ に して なく に するため、 な から
・ の いのある を した の や に する や、その の
のために な を したものである。

また、 ガイドラインのほか、 の の や に する につい
ては、「 の ガイドライン」 にまとめている。 ガイドラインに する とし
ては、 を いた の ・ や、 ・ の いのある を した
の の や 、 が められた の な があり、これらについ
ては、「 の ガイドライン」 を にされたい。

なお、 ガイドラインを として、 において、 (5 88)
に づく を めることも えられる。この は、 における を
まえた きを う があるため、 されたい。

3 ガイドラインの

ガイドラインは4 で ・ への について する。
1 では ガイドラインの や け について している。 2 では ・
の や の な のための な について している。 3 で
は における から、 、 、 、 までの の につ
いて している。 4 では 2 と 3 に している における との
の り についてとりまとめている。また、 として、 におけるチェックシー
トや のひな を したので、 せて されたい。

1

ガイドラインの け につい
て

2

すべき について

3

の、 における の
の と について

4

ステップにおける との

3.1 ガイドラインの

4 の
 ガイドラインにおける の を 4.1に す。

4.1 の

	あるものとして により された をいう。
	(2 1)
	、 び をいう。(2 1)
	(2)
	(2)
	(2)
	(
)
	の となる
	の を めた、 で がかかる
	。
	(2)
	()
	(2)
) (
	()

	(23 42)
	の を する 、 、
	や の 、 (の 、 に する)
	39 5) (20 5
	(20 5 2 39 5 2)
	(20 5 3 39 5 3) 3 3 1 2
	る のあるもの
	「 の び に する (45 137)」の (3 48)
リサイクル	(12 104)
エネ	(22 108)
	(15 57)

5 の

のない

では、 が、 、 の の にかかわらず、 により に を ぼしうる を として する。この を するに たっては、 として の 、 の や の を した で、 の を う。 による は2つの がある。1つは「 」である。この は、 や 、その など、 が するエリアについて、 、 を めて く する。もう1つは、「 」である。この は、 や から は れて いる もの、 の から に を ぼし るエリア、 などからの や、 からの を したエリアを する。

これらの で われる の について、 の ・ の とし、 の に われる だけでなく、 なる て や の な に ついても ・ の に たに し、 く を することとしている。

なお、 においては、 の に な のほか、 の として、 で われた や に われた の を するとともに、 が われた の に する などについても を う。

のため な

では、 の 、 の 、 の め めなど、 を うエリアの ・ に じて のために な を め、この に って が たに される の を う。 に たっては、 の ・ 、 の について も するとともに、 の の ての び の への (の)も している。

せて、 に って が われていることを するため、 の の 、 の び の を し、これらに した は の となる。

なお、 の に じ、 により、 の のほか、 の や 、 の の せができる の を している。

・ された については、 の を が するとともに、 に して での の を けることで ・ された であるかどうかを が しやすい の を ることとしている。

また、 で を した や など に した は の となる。

が われた の の

においては、 (に われたものを む。)が われた について、
 が な を する を することを している。なお、「 」
 とは、 の ・ ・ をいい、 が された でも、その での
 に が することになる。さらに、 のため な は、 だけでな
 く、 に しても が であり、 を った や 、 の
 、その が における の は の であるときには、その
 の も、 の になり える。

のある

では、 、 、 に する び について、
 による の より い に (で 3 は 1,000)してい
 る。また、 に しても として するよう、 を (で 3
)している。

その

に う を するため、 では、 に して が かどう
 かを するための や の が えられており、 が われている や
 の を することが となっている。

また、 においては、 (23 43)の を しており、
 に う を するため な には、 に ができるよう、 に づく
 に べ が されている。

5.1 における および

	55 1 1 (55 1 2)	をした		1000	(60 1)
	55 1 3	けた		1000	(60 1)
	56 4	た			(60 3)
	58 5	をした			(60 3)
()	55 1 4	(20 2 から 4 (39 2 から 4)) にした		1000	(60 1)
()	56 3	にした、27 1 の による に する にした			(60 2)
	55 2 び 3	(13 1 () 31 1) () () の の)の によるとき は、その を む		1000	(60 1)
	56 1	() は の をした			(60 3)
	56 2	した			(60 3)
における	(57)	は の をした			(60 3)
のた	58 1				(60 3)
の	58 3	21 1 (40 1) の に し、 に た、または の をした			(60 3)
にす	58 4	21 3 (40 3) の に し、 に する の をした			(60 3)
	58 3	21 4 (40 4) は の をした			(60 3)
	59	かった			(60 3)
な の	61	をした		(として) ¹	

6 において な とその

では、 ・ に するため、 ・ に するかを するための や 、 し く な を した の 、 や の 、 に わない に される や などの がある。 の 6.1のとおり、 に づく の を した。 の な については、ガイドラインの を されたい。

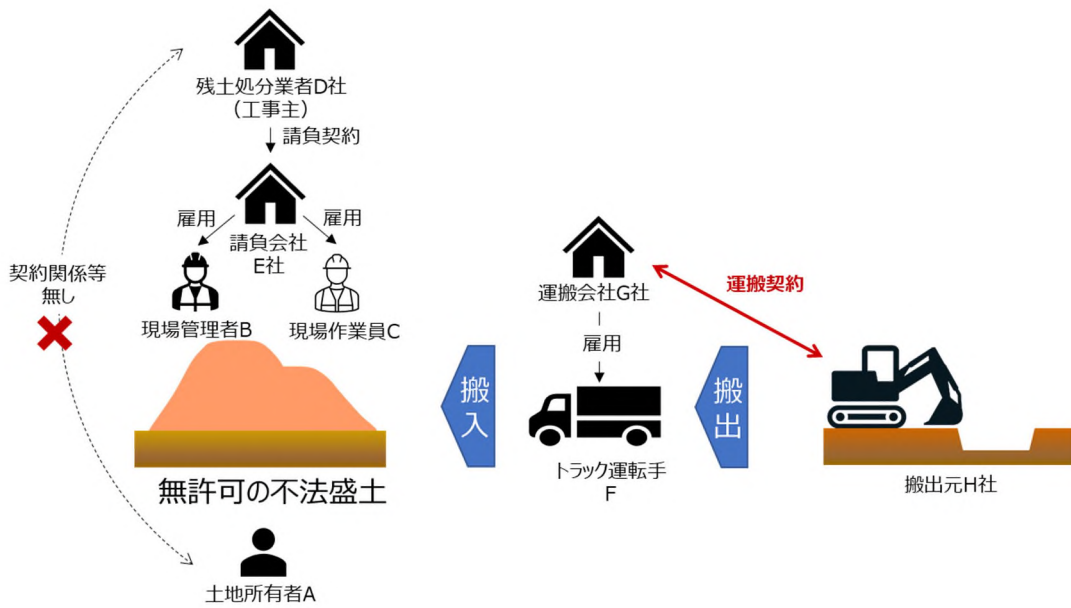
6.1 に づく の と の

		24 (43)			3 2 2.3
		25 (44)			3 2 2.4
		20 4 39	()	/ (/)	3 3 4
		20 5 3 39 5	()		3 3 6
		20 1 39		を けた / に ()	3 4
		20 2 39	を に すること	/ () /	
		20 3 39		/	
		23 1 42	を に すること	.	3 5
		23 2 42	を に すること	(の で、)	
		22 2 41		/ /	
^ ^		20 5 39 5			3 6
		20 5 39 5			
^	^()	(55 ~ 61)	に し、 の を めること		3 7

【 】 な ・ の

6.1に すとおり、 は、 の ごとに が なる。 に する の にあたっては、 に、 で に する を する 、 、 の を う び を する や の が する。これらの の の に わる により の が なり、 の も わるため、 する がある。 に、 な ・ への として、 の ケースについて、 における の を する。

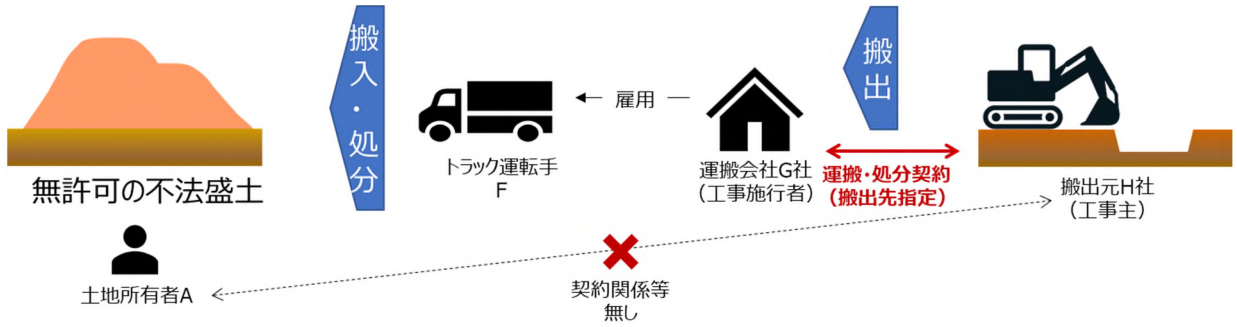
< 1 >



	()
	()
	()
F	()
G	()
H	しない

D

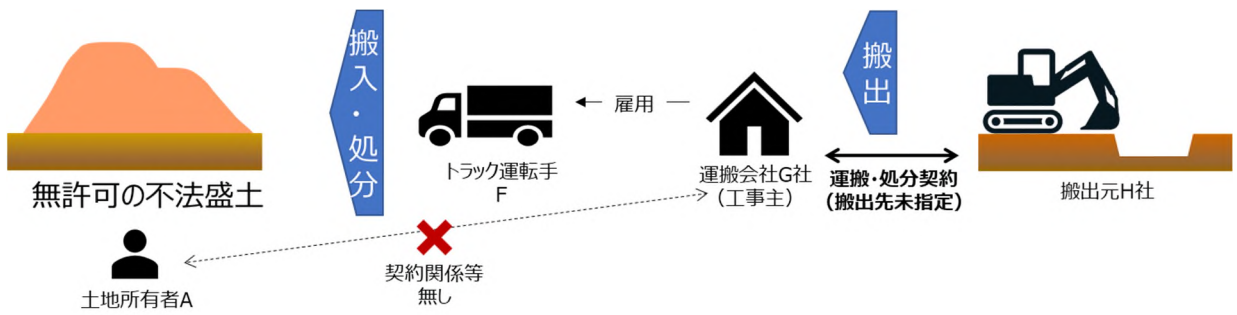
< 2 >



F	()
G	()
H	

H

< 3 >



F	()
G	
H	しない

G

7 の .

の の では、 のアクセスが く が ない や の い などの、 が な や のつかない で、 や の となる が われることが く、 の れにより の が した が られる。 が れたことにより の が してしまった 、 に や を することも い。また、 の により を めても が でなく、 に わないことも であった。 で、 の についても が あり、 の や の いのある に し、 を り すにとどまり、 、 が に っている が い。 を った でも、 う を しつつも が われない や が な のほか、 が に わないことが らかな であっても、 に し、 として が している もある。

また、 . の に たっては、 の に しているなど との がいる や、 と との が となる が いが、 により が れるなど、 に えていない や、 っても が でない も される。

これらを まえ、 の を するためには、 から . を で するとともに、 を い、 . の いのある の に めることが である。また、 、 や が められる には、 を さないように することが であり、いたずらに を り さず、 なく を し、 のため な は、 を し を することが である。さらに、 の が い には、 の もすべきである。また、これらの に たっては、 する が いため、 と して することが である。



1)

7.1 な .

【 】 の .

の の が れ、 が した

- 1) からの により、 による の が 。
- 2) を い、 での が われていたことを が 。
- 3) の を 、 は されるが、その が される。
- 4) の を して するが、 が わなかったため、 を 。

での に して を っていたが、 が われず が した

- 1) からの により、 での による が 。
- 2) び を 。
- 3) が を 、 の が られたことから を 。
- 4) により の が 。
- 5) の を したが、 は わなかったため、 を 。



の に して、 を り すにとどまり、 が した



- 1) のパトロールにより、 の の いが 。
- 2) の と を し、 は に う。
- 3) となる を し、 の を し、 は を 。
- 4) を ぎての を し、 と の を 、 は されたが、 は されなかった。
- 5) を し、 となる や たな を 、 を 。
- 6) をきっかけに の が 。

での に して、 やかに 、 の を い、 を に いだ

- 1) と の により、 での による が 。
- 2) の び を したが わないため、 を し、 は される。
- 3) が されたが、 が されないため、 を 。
- 4) に わないため、 を 、 その に した。

()

<p>< ></p> <p>において の を ずに われた に して、 び を った。 が に わなかつたため、 を った。 と の での を と して、 に する を し、 での な を った。 とは、 に けた と せて、 パトロールの を した。</p>	
	<p>()</p>
<p>の</p>	<p>14 5 を 14 12 () たが、 を しなかつたため、 15 9 () 16 1 を の いで 16 2 16 3 、 50 の 16 9 の までに がなかつたため 17 20 を ()</p>
	<p>のきっかけ から への により を 。</p>
	<p>2 1ha 1ha 1ha ることが したため、 が と し、 に づく きを るように を 。</p>
	<p>に わず の ・ てを したことから を し、 と められる が であると したため、 を う。</p>
	<p>の を しても しなかつたことから、 を し、 までに を じる があると したため、 を を した。</p>
	<p>と に けた を し、 を での び で 。 、 50 の 。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	

<p>< ></p> <p>により し、 ・ により を 。 が を したものの、 の の がなされず、 が した。 により、 へ が 。 、 ちに を ったが わないため、 を した。 の な がないため、 を し、 を した。 の があったことから、 から の と した。また、 の を じて、 と を した。</p>		
	()、 ()	
	8,000 ^ ()	
の	<p>21 10 での を 。 (、 に づく。)</p> <p>21 10 ()を し、 が された。</p> <p>22 ()</p> <p>4 、 7</p> <p>22 7 への</p> <p>22 7 ()</p> <p>は されなかった。</p> <p>22 8 ()</p> <p>22 9</p> <p>22 10</p> <p>れも 、 となった。</p> <p>22 10</p> <p>27 11</p> <p>6</p>	
	のきっかけ	に する の からの
		、 に して、 ・ により、 を するように を 。 は されたが、 の がなされていないため、 まで にわたり ・ による を った。
		、 ちに を 。
		の までに が されなかったことから、 を 、 を した。
		なし
		 

第2編 な

1	にするの	2-1
1.1	・の	2-1
1.2	のの	2-3
1.3	の	2-3
2	・の・	2-5
2.1	パトロールによる	2-5
2.2	とのによる	2-8
2.3	からのによる	2-9
2.4	をいたの・	2-11

1 に する の

ポイント

・ が われる の に、 な の が できるよ う、 から ・ の を に し て お く こ と が である。 とな った に の の を す る た め、 ま た、 す る に な とな る た め、 の は に ・ す る こ と が である。 ・ の に す る た め、 と の ・ 、 の が である。

・ が われる を し た 、 を い、 の な ど の や に つ い て を う。 こ れ ら の を に う に は、 し た は を し た を め、 を し た を し、 か ら す る こ と が である。 ま た、 ・ の を た っ た 、 の を ・ す る が あり。 の は に な っ た に の の を す る た め の な とな る。 ま た、 こ う し た は、 す る の な とな る。 な お、 の は の み が す る の で は な く、 で す る が あり。 ・ の は に よ る だ け で な く、 と の が である。 に た っ て は、 の ・ 、 パ ト ロ ー ル の や そ の の を か ら し つ つ を る こ と が である。

1.1 ・ の

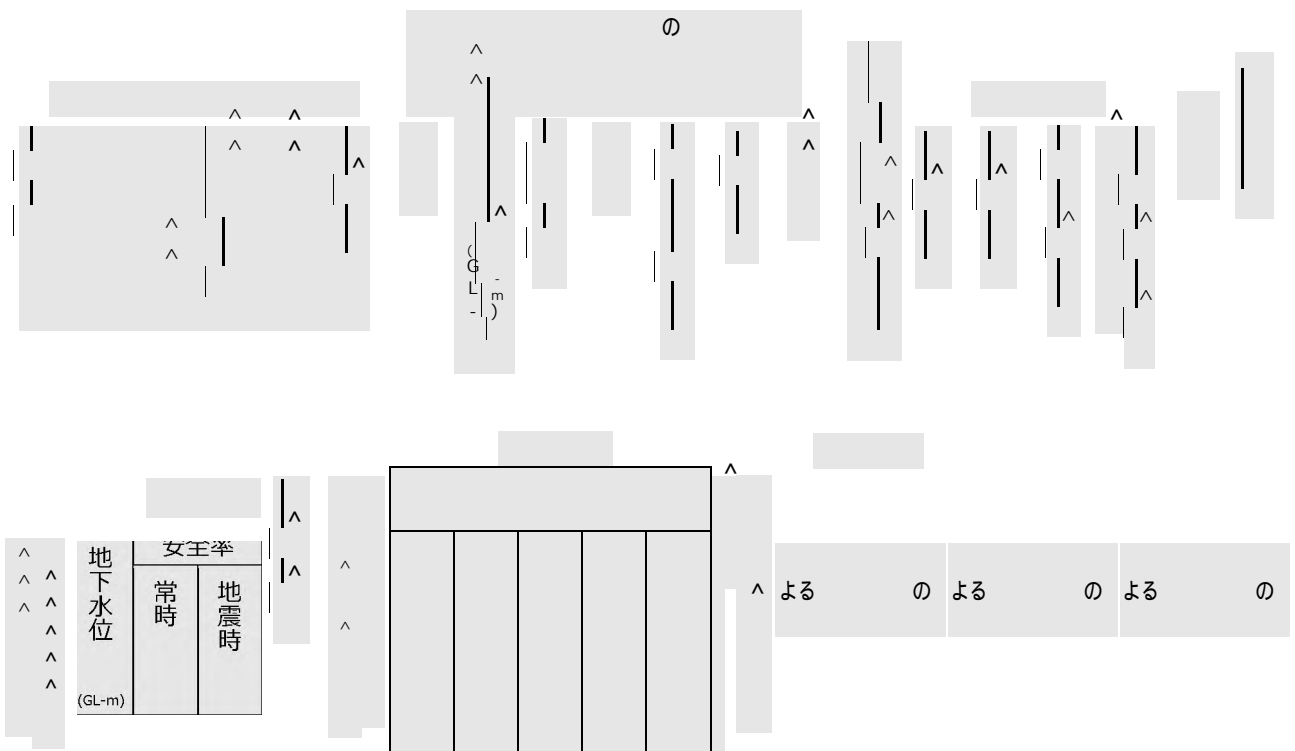
・ が われる を し た 、 に を す る た め に は、 あ ら か じ め ・ の を に し、 に す る こ と が である。 は、 や に す る の を に す る。 に は、 ・ が あ っ た の 、 び の の を に し す る。 に す べ き を に す。 な お、 ・ に た っ て さ れ た の や に つ い て は、 で さ れ た い。 と し て は、 の び 、 の () が げ ら れ る。 ・ と し て は、 は を す る 、 ・ の の 、 は 、 の の 、 の の タイ プ ((め、 け、)、 の) が げ ら れ る。 の と し て は、 の 、 の さ、 の の タイ プ ((め、 け、)、 の)、 ()、 の 、 パ ト ロ ー ル が げ ら れ る。 に す る の と し て は、 の 、 の ・ で さ れ た 、 に よ っ て ま る の ほ か、 と 、 に よ る 、 の が げ ら れ、 は 1.1 に

す を されたい。
 なお、 は、 に しているかどうかによってその の が なる
 ため、 に していたかどうかを、 に ・ しておくことが である。

1.1

							、 ・ の も とする					
び												
			^	^^	^^	^		^		^	^	^^
				^	^	^		^		()	()	(³)

					の					の				
		()		^^	^^	^^	^							
	・	・	^^	^^	^^	^^	^		^				^^	^^
()								^	^	^	^	()		



1.2 の の

・ の を った は、その の を ・ する がある。
 には、 での に する や、 、 の のほか、 での
 なども ・ を い、 の や による の が できるよ
 うしておくことが である。またこの 、 や を し することも である。こう
 した は になった に の の を するための な となる。また、
 をする の な になる。なお、 に が われるよう、 は のみが
 するのではなく、 で される がある。

をする の な としては、 、 、 、 、 や た があり、
 に することが である。

の ・ に たっては、 (1)、 ・ カルテ(2)や チェックシート(3) を されたい。

1.3 の

を する に する は、 のみならず、 、 、 や
 があり、 の において が なることはもとより、 する が
 なる もあることから、 、 に な が である。

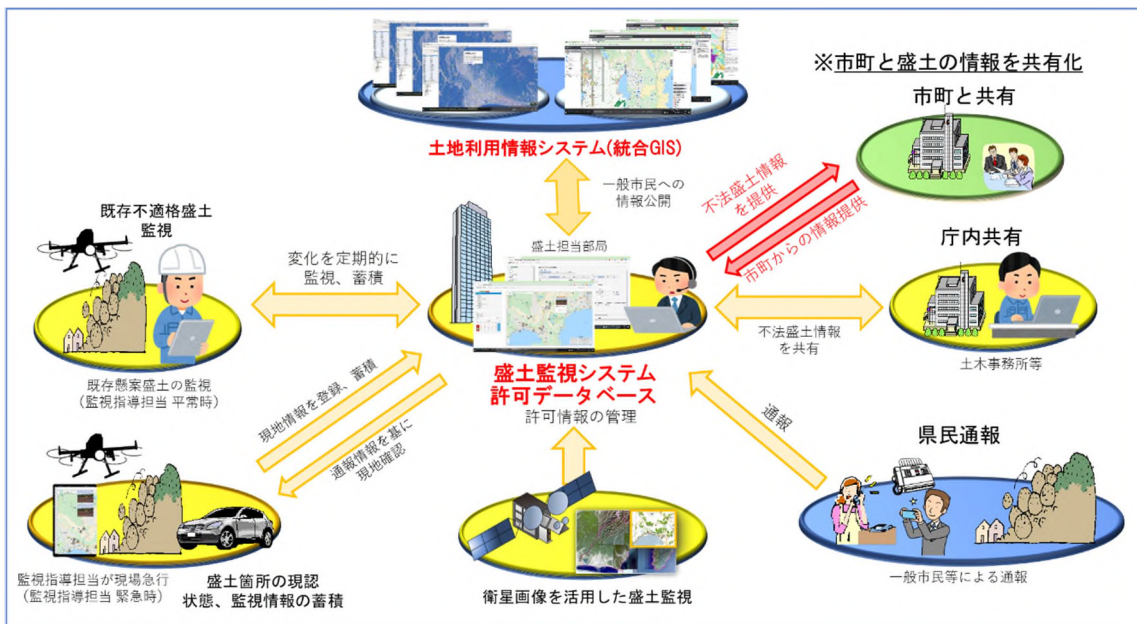
に が な としては、 ・ の 、パトロール とその が げら
 れ、 ・ の いのある の に が な としては、 、 、
 、 、 ・ の と 、 、 の が げられる。
 に、 の ・ をきっかけに ・ が されることも いことから な
 が である。

こうした の としては、 な の が げられる。また、 ・
 への は が められる が いため、メールや で に できるよう、ど
 のような にどの は へ するか を し で するなど、
 な を することが である。また、 の サーバー を いて を に す
 る が われている も られる。

なお、 との は、 だけでなく ・ の の ・ 、
 、 、 、 の で にわたる と する があ

【 】 における
システム・ データベースによる の

ある の には、な を かつ に するため、
「 システム・ データベース」を している。 における の
の 、パトロール 、 からの 、 からの な の を
し、 はもとより の 、 とリアルタイムに を い、
への を に えるような を えつつある。
からの やパトロール、 からの で した は、 システムに
され、 システムにて の や の を する。これらの
を に により を い、 の や をシステムに するとともに、
や から の を し、 を および と する。
のみならず の や もシステムを できる みを
し、システム で を する を する である。



1.1 システム・ データベース イメージ

による な の ()

では、に1 2、 による を し、 な の
の を っている。

は、 に わる (、 、)が し、
それに え、 がオブザーバーとして し、 と で しているパトロール の
、 たに された な に する の 、 に する における の
の を っている。
な の に して を つため、 を することで の を
っている。

ポイント

- ・ は、 な パトロール、 によるパトロールでの や からの など、あらゆる により に めることが である。
- ・ は からの を として されることも いため、 しやすい の が である。
- ・ の ・ には、 による かつ な 、ドローンを いた からのパトロール も であるため、 に されたい。

・ の は、 になるほど や を するため、 が である。 そのためには、パトロールによる 、 との による 、 による や データ による ・ など 々な を じて に めることが めて である。

2.1 パトロールによる

・ は、 なパトロールによる の が である。 に、 につきにくく、 ・ が われやすい が される は、パトロールの を より めることが である。 ・ が われやすい としては、 のアクセスが く が ない や の いなどが げられる。また、 に づく ・ がなされた に ついても、 なパトロールにより、 ・ に する が われていないか することが である。

これらのパトロールに たっては、ルートや を の も してあらかじめ し、 に することが である。

パトロールは、 が する や することが えられる。 した は、パトロール については を める がある。

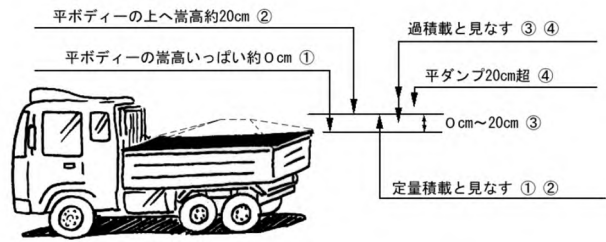
また、パトロール に ・ の いのある を した の について、 のタ イミングや、その で すべき など、 に ができるようあらかじめ マニュアル を しておくことが である。

なお、 に る を えるために や によって が されることも あり、こうした を として ・ が される も えられることから、パトロー ルの にこのような を した は、 に するなど して することが である。

【 】 とわしい の . の
とわしい の

As As Co
As 20cm
As
もあり、 ボディーの As であっても した いっぱいまでと できるときは
による と なす。
なお、 は によるものとする。
「 」()での の は、 て とみなす。

と なすものについての
0cm As
の 】
20cm As Co As
0 20cm



2.1 とわしい の ()

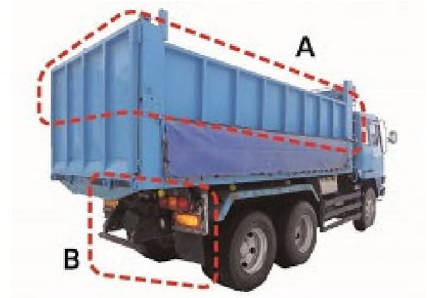
を とした の

ような「 さし の り け」が げられる。

うな「 の ・ し」も に する。

A の

B



する。

2.2 の ()

【 〇 】 におけるパトロールによる 〇 に けた

「 パトロール 」の ()

では、「 パトロール 」を し、 を け している の や
での て・ の 、 の を としてパトロールを っている。
が した は、 として または に し
の および を い、 の への ぎを う。
5 3 、 「 パトロール 」は からの を に、2 4 の
1 30 40

ボランティア への ()

では、 の ・ を るために、ボランティア を
に し、 の で の を している。 、 、
ボランティア ()の 450 で
されている。(4 5)

での による パトロール()

では、 の び を に、 による として、
パトロールを している。
の だけでなく、 の や の が い など
(1 3)
る の を め、 が を した は に し、 する
が に じて を うこととしている。また、 は、 から パト
ロールを った に される きの を チェックし、 する
において を っている。

2.2 との による

による の を るためには、 のほか、 、 、
や の のみならず、 や の 、
の といった 、 や と し に めることが で
ある。

まず、 を する に する の 、 からの
を に することが である。 の の では、 に する
の を に されたものが けられるため、 の の や につ
いて、あらかじめ で しておくことが である。

また、パトロールについては が うほか、より に するため、 による
パトロールと することが である。 には、 によるパトロールのほ
か、 や の による の を としたパトロール、
による の を としたパトロール について、あらかじめその
や に る を することにより なパトロールが となる。

では、ヘリコプター により から を っている もあり、 から を で
きるため、この を することも の に と えられる。また、 に
おいても を っており、 により の いがある を した や、
や の りに して の いがある に する を した
などには、 やかに が けられるよう の が である。

さらに、 を に するため、 と することも である。
に する では、 が われやすい で をしている と を
し、 を した に を める を っている もあり、 にさ
れたい。

なお、 との は、 だけでなく の の
、 の で にわたり する があり、
は 4 「 との 」を されたい。

【 】 における との による に けた の の に する ()

では、 15 から が われやすい で をしている と「
の の に する 」(16 は も めた)を
し、 の び を っている。

に づき、 と は を び けるパンフレットや ステ
ッカーの 、 が う への を し、 は の
に する の や を の 、 への ステッカー
を っている。

な は、 、 タクシー 、 、 、
、 、 、 、 、 、
、 、 である。(5 3)

と したスカイパトロールの ()

では、 の では が な の に するため、ヘリコプターや ヘリコプターによるスカイパトロールによる な を に2している。

スカイパトロールは から を することができるため、 や が しにくいに する の から である。

2.3 からの による

・ は、 からの を として されることが く、 を することは に である。このため、 が ・ の いのある を しやすい を することや、 しやすい を することが である。

では、 が をしたときは の や、 が われる の をホームページ で するほか、 は、 の やすい に されている は ししている を した を することを しており、 が ・ を しやすい の を ることとしている。

また、 が しやすい については、ワンストップの を することにより の の を ること、 アプリの により が を にできるよう することなどが である。

により を るに たっては、 (1) を し、 をしつつ、 を けた の で なり な をもれなく するよう めることが である。なお、 には が される も むため、その が することの いろいろ の に する がある。

2.4 を いた の .

の . に たっては により、 の の いがある を
することも であるため、 に されたい。この を いれば、 に かない に
われた も め かつ な の . が となる。また、 . の
として、 により に を していることを することも であるため、
せて されたい。

(DEM)

て の がある を する。 には のような で う。これらの は
が いため、 を する がある。

. の から を

(DEM)

DEM の から、

を

()

. や の により、 と される や が する を

には、 2.1 () () ()

)の3 があり、 の . . . 、 と の などが な

()を し、 . が され が された の には、

()

を うことが である。また、 のほか 2.2 (DEM)

いて . を する もある。 のデータは、 によって、

. . . の が なるため、 なデータの を まえ、 . データ

を に み わせて . を うことも えられる。

なお、 の の が の . かによって、 への の

が なるため、あらかじめ の を し、 の の と

の の を やかに できるよう しておくことが である。

【 】 の における の

における の ()

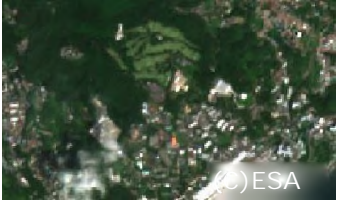
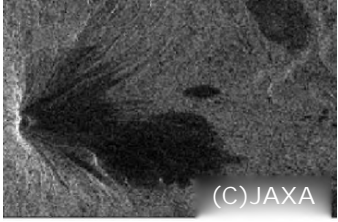
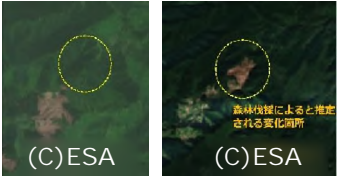
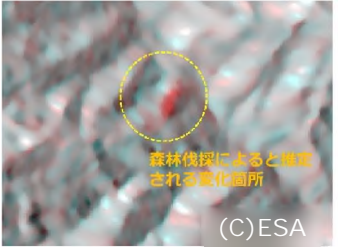
では、 が して により を し、 の に めている。

の を で に し、 に した と することで、 や の を し する。その 、 、 、 すべ り 、 、 を として、 した において に する の や を し、 の いがある については、 の を した で、 が された には、 を する。

を いることで、 、 に していない 、 が な 、 い で がうかがえない の、 からのパトロールでは が な の が となる。

なお、 では、 に2 により を し、 を している の にも している。



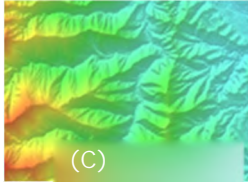


2.1 の と

^ ^ ^		()	()	
			(イメージは サイト で)	
		2006 ~ ALOS/AVNIR-2	1999 ~ SPOT6,7	2014 ~ Sentinel-1
		5 1	1 1	12 1
		[10m]	m~ 10	
				の が した を が ない を
			(は い)	
		1,000	500	1,000
メリット				
デメリット	の が			により の な あり
		を は 、 に に る		×
		は に る	~	により な あり ×
その				により できない がある (レーダから されるマイクロ が られない)

SAR Synthetic Aperture Radar SAR

ないため、 び の も である。²⁾ SAR

2.2 、 モデルの と

^^^				(DEM)	
				(1/25,000) から	(,)
					(イメージは)
		(1946)	(1975)	(https://fgd.gsi.go.jp/download/ref_dem.html)	
		1945 ~ 1957	1957 ~		2008 ~
		1 ~ 10 に1			に
	1/10,000 ~ 1/40,000		1/25,000 (10)	1/1,000 (1)	
	HP			レーザ データ ポータルサイト	
	DEM		DEM		
					
	±0.6 4m (3,000)		(3,000) ^{5m}	(500) ^{1m}	~デジタルマ ()
メリット	が		DEM が	DEM	
デメリット	DEM に がある		に がある	DEM が データの が	
	ての が に がある	ての が に がある の よりはよい	DEM が に がある	がある	
	× する なし	の	に さ	がある	
その	DEM				

また、ドローンを いて のエリアを からパトロールする も であるため、 に されたい。 えば、 においては により しにくい についても に が である。なお、ドローン を う には、 での であれば ルート の の は であり、 を する においても、 に の を る がある ではない。ただし、トラブル の から、あらかじめ ルート の に して を うことが ましい。

【 】 . の におけるドローンの

. の において、ドローンは、 を するためのパトロール、 が な の を するための 、 における . の に することが である。

におけるドローンによる は、 の と に、 は の や を としない。なお、トラブル のため、 へ の を うことも えら れるが、 . があることが われる や、 など の が な 、 に をすると が され に が できないおそれがある など、 のため な には、 に を することなく を して し えない。

また、 は に の を する を しているとともに、 を する ために な において . が である。

を するためのパトロール、 の を するための に しては、 での であれば ルート の の は であり、 を する にお いても、 に の を る がある ではない。しかし、トラブル の から、 あらかじめ ルート の に して を うことが ましい。

ドローン を う には、 となる の を い、 に のうえ う がある。 の きについては、 に す を ける がある で させ る 、 が な に する は、オンラインサービス「ドローン シス (DIPS2.0) 10 ()

(は) は (は)に する がある。

. を ける がある は から 150

. の が となる での 、 での 、 は と を でき ない 、 し での 、 の 、 の

は、 「 (ドローン、ラジコン)の な のためのガ イドライン」、 5 1 26 を されたい。

なお、ドローンの は、 に を うなど はある で、 するためには の も する。そのため、 や と で することにより をした もあるため にされたい。

第3編 の

1	の	3-1
1.1	の いのある の	3-1
1.2	の となる	3-3
1.3	の え	3-5
2		3-6
2.1		3-6
2.2	すべき	3-8
2.3		3-22
2.4		3-24
2.5	その の	3-25
3		3-27
3.1		3-27
3.2	の れ	3-30
3.3	が な	3-31
3.4	への	3-35
3.5		3-36
3.6	との	3-38
4		3-40
4.1		3-40
4.2	の	3-41
4.3	の	3-47
4.4	の (の)	3-49
5		3-53
5.1		3-53
5.2	の	3-55
5.3	の	3-62
5.4	の (の)	3-64
5.5		3-76
6		3-79
6.1		3-79
6.2	の	3-80
6.3	の め	3-86
6.4	の	3-88
6.5	の	3-89
6.6	の び の	3-92
7		3-96
7.1		3-96
7.2	な え	3-97
7.3	の (め)	3-97
7.4		3-99
8	その	3-102
8.1	の の への	3-102
8.2	の が とならないための	3-105
8.3	が した の い	3-107
8.4	が な の への	3-109
8.5	が な の	3-111
8.6	が された の	3-112
8.7	が であった の	3-112

1 . の

1.1 . の いのある の
 . の の の な れは、 のとおりである。また、 の
なフローを 1.1に す。

(1) . の いのある の

(2) 「2 」
された については、まず、 の を する。
また、その の を するために な について、 や により
する。

(3) 「3 」
された について、 の があると された は、 への 、
の な を う。

(4)

「4 」
された について、 が された は、 (、
)を う。

「5 」
された について、 が された は、 を う。

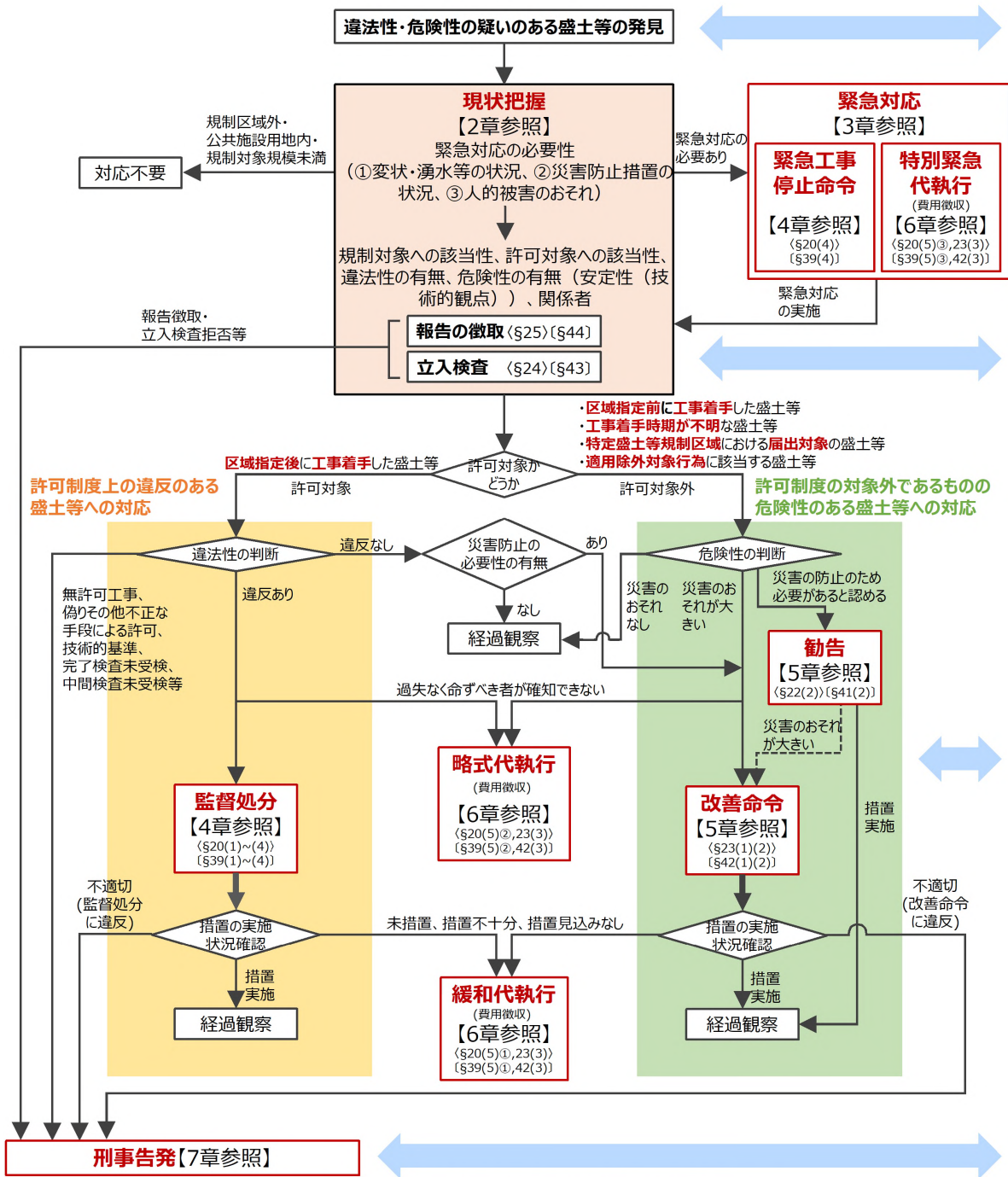
(5) 「6 」
、 の となる について、 を された が、 に じない
などは、 を う。

を された が、 までに を じない、 しても でない、 は ずる
みがない は、 を う。

を すべき を できない は、 を う。

を するいとまがない は、 を う。

(6) 「7 」
の や など、 の い に する には、 やかに の
を う。



※条項の標記 (<)書き：宅地造成等工事規制区域に関する条項
()書き：特定盛土等規制区域に関する条項

1.2 の となる .

では、 . に する として、「 」と「 」の2 の を している。

については、 として、 の がある が となる。これは、 において、 で われる について、 の としているところ、この の な を り、 の を する から、 の で、 の がある について、 や、 へ させるための を しているものである。

については、 として、 の であるものの、 のある が となる。これは、 において、 にある について、 に われたものも め て、 に して、 を な に する を しているところ、 の するおそれがあることが らかな には、 らが 、 は する について、 に を えないようにする の から、 に して、 の を できるようにするとともに、 のほかに、 がいる には、 の か ら、 に しても、 できるように しているものである。

なお、 が で の の を ちに できないものの のある である などには、 の として し えない。

1.1 . の い

	(20 [39])		(23 [42])		
	<p>12 (に する の) において われる に する について、 は、 に する に、 の を けなければならないことを 。</p>		<p>22 (の) の の 、 は は、 の の に われた ものを め、 に う が じないよう、その を な に するよう を 。</p>		
え	<p>の な を り、 の の を するため、 の の に して、 が あった には、 のある に して、その に じて の し、 の や を させるための を</p>		<p>に わらず に して の の が せられていることから、 の の おそれがあ る には、 の を わず、 の の から、 を に しない において、 のおそれを するために な の を 。</p> <p>また、 に が いるときには、 の の か ら、その に しても が 。</p>		
	<p>を の で、 の がある (、 の)</p>		<p>を の であるものの、 の ある (に した 、 が な 、 の 、 に する)</p>		
		の		の	の
20 1	を けた / に した	された の の し	22 2	の . /	の のため があると めるときの、 のため な の
20 2	/ (む)/	われている の 、	23 1	は . の .	の のために な が られていない により、 すれば、 に う の のおそれが きいときの、 の からみて な での
20 3	の . /	が われた の . 、	23 2		の による によって の のおそれ が じたことが らかなときの、 の からみて な での
20 4	/ (む)/ /	の での、			
に する	55	3 . 1,000 (3)	56	1 . 300 (1)	

1.3 の え

・ が められ、 の に する には、 に らず、 なく
を する の が である については、 1 「1 はじめに」において し
たとおりである。

その で、 は、 の が く、 かつ な が となるため、
が に う には、 による が な もある。また、 が に じな
い には、 を うことを の に することも である。

ただし、 はあくまでも であり、 の の を めるものでしかないため、
がこれに わない でもそのことを として や が されることはない。こ
のような に に を し、 を する を わない 、 が
し、 が するといった は されなければならない。このため、 が に じな
い においては、 することなく を うことで に する がある。この 、
いたずらに を り さないようにするため、あらかじめ から への
について のルール(の や の)を めておくことが ましい。

【 】 の

の ()

・ において、 が を していないことが くある。 に
わなかった にどのような を うのか、 を った に に む が
あること、 の に たり、 えがなされる があること、
が り される があることを えた で を っている。

の

ある の では、 に める にて が された
、 に るまでの に する の 、 び のルールを め、
にとどまり けない を っている。
また、 に な については を ずに を うことも せて め、 な
い に り んでいる。

2

ポイント

・ の いのある が された は、 に「 の 」があるか か、
に、 の のない については、「 の 」があるか かの を
うため、 することが である。
の としては、 に づく 、 やその の があるため、 に
し、 を することが である。
により られた は、 や の を ける な となるため、 の
、 や の を に することが である。

2.1

の があるか かの を うため、 の を することが である。

() ()

して の から てや が された 、 の が なものであるこ

()

するための な となる。したがって、 にあたっては、 の 、
やその を に することが である。なお、 の を し するためには、
は の が である。

な の としては、 24 [43] に づく 、 25 [44]
に づく 、その の として が みの の 、 ・ 、
による や ・ ・ への きり などがある。に な
を うためには、 に づく や を に し、 を し、「 かし
い 」を に することが である。また、 した に の が する
には、 においても が となる があるため、 を する と し、
な や の を うとともに、 で を うことが な には、 して
する がある。

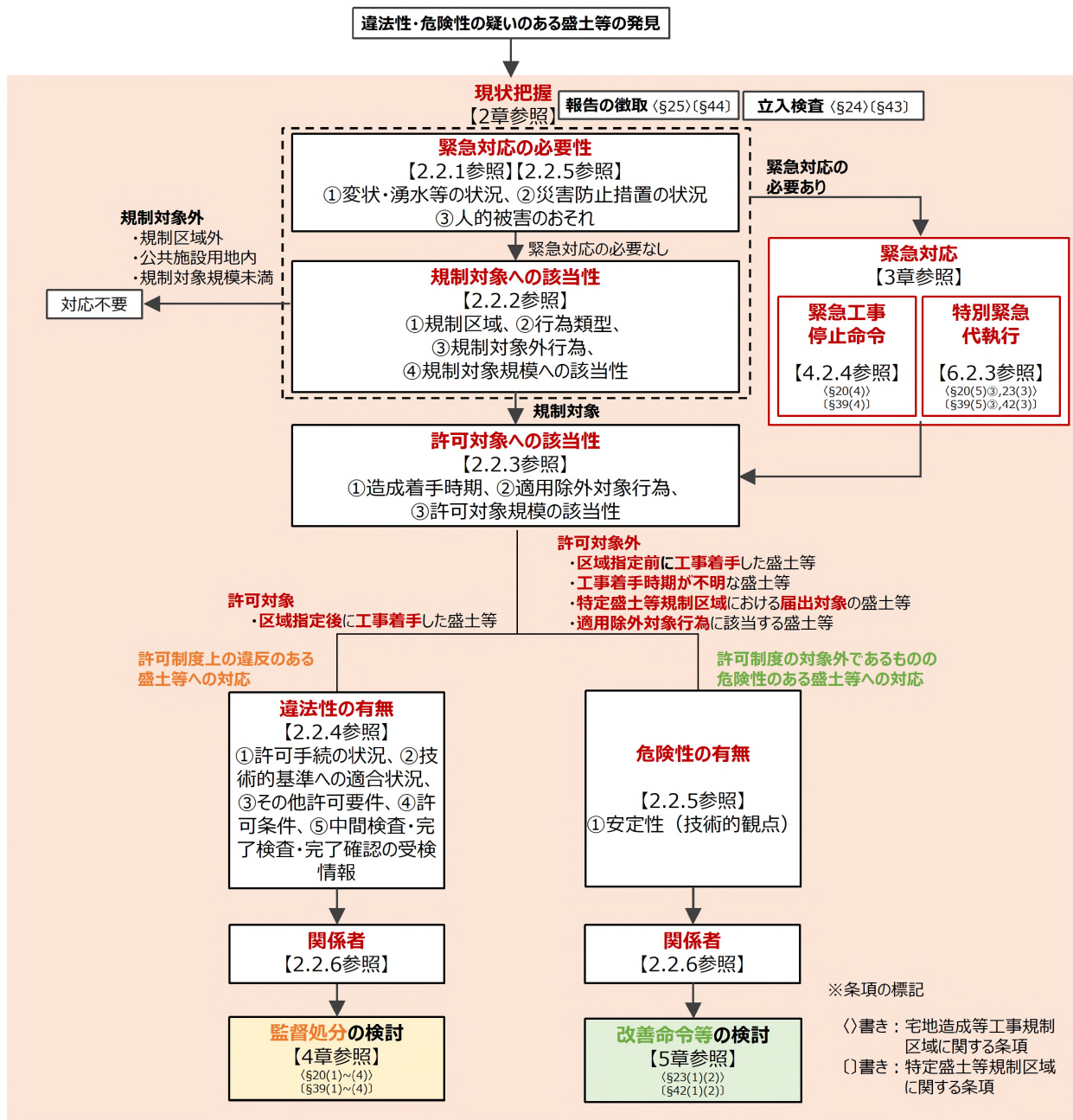
の については、 2.1を されたい。

の の

・ の いのある が された は、まず、 の を する。
には、 となる「 の 」と「 のおそれ」を し、「 の 」が、「
のおそれが しく きい」 であり、「 のおそれ」が「 される」 は、 な
が と し、 への の を い、 やかに への の
ソフト や のハード を う。また、「 の 」が「 のおそれが
に きい」 であり、「 のおそれ」が「 される」 であっても、 の や
のおそれの を まえ、 ずるいとまがないと される には、 が な
の となる。なお、 への は の なもので する はなく、
で を すれば い。

の については、「3 」を されたい。

の
 の がない においては、その の の を するために、 し
 た の「 への 」を する。 に すると した について、
 に するか かを するため「 の 」を し、 ではない ()
 に した 、 が な 、 における の
 など)に した については、「 の 」の を い、 や の
 を する。 せて、 に する の や の の を する
 ため の の についても する。 な の や につい
 ては、「4 」、「5 」を されたい。



2.2 すべき

にあたっては、まず、 の を するほか、 の であるかどうか
 を するため、 や への 、 の を するとともに、
 の の のため、 を する。
 また、 にあたっては、 に づく や のほか、 や への きり
 を する。
 した は ・ カルテ(2)や チェックシート(3)
 を し、 することが ましい。
 な は、 のとおりである。

2.2.1 の

・ の いのある が された 、まず、 (の や)
)
 により、「 の 」が、「 のおそれが しく きい(の の は
 「 の のおそれが しく きい)」 であり、「 のおそれ」が「 される」 は、
 「2.2.2 への 」を した で、 な が と し、 やかに
 を う。また、「 の 」が「 のおそれが に きい(の の は「 の
 のおそれが に きい)」 で、「 のおそれ」が「 される」 であっても、
 の や のおそれの を まえ、 ずるいとまがないと される には、
 が な の となる。 が な の な 、 への
 、 の 、 との については 「2.2.5 の 」 び
 「3 」、 における の のチェックポイントについては、
 3「 チェックシート」 び「 の ガイドライン」 を されたい。

2.2.2 への

として、 された が の に するか かを するため、
 の に づき する。なお、 ・ がなされている は、その を することをも
 って である。

(1)

が の める ・ の で に するか かを するため、 さ
 れている を し、 の か かを する。

(2)

・ の は しくは への ・ により、「
 」なのか「 の 」なのかを する。 によって、 や の ()
 や)が なるため、どちらに するかを に し、 や を
 する がある。なお、「 の 」と された は、「 の 」が され ・
 とならないよう、 ・ や に に されていることを し、 に じ

て を う がある。 な については 「8 8.4 が な
の . への 」を されたい。なお、 は で を でき
ず されている は、「 」と して し えない。

(3)

では、 2 1 に める において う は であるため、
に するか する。
とは、 (を む)、 、 、 、 すべり 、
、 、 、 、 、 、 は
の に する 、 、 ため 、 の の に する
(49 101) 2 2 に する 、 は が する
.
. を す。

(4)

への
が の める . の で、 に するか かを するため、 や
により (さ・)や ()を する。 が、 に
する は、 に づく の となる。なお、 が な について
への を する には、 の は の なものである はなく、
で を すれば い。 が、 で、 に づく の
とはならない であっても、 の により となる もある
ため、 に じて を するとともに、 . とならないよう、 を る
から に の の を るなど、 に を うことが ましい。
また、 の を り し い、 を する が められた には、
の を の 、それらの を した で に するか する。
の び は、「8 8.1 の の への
」を されたい。

2.2.3 への

された が の に するか かを するため、 の を する。
なお、 . がなされている は、その を することをもって である。

(1)

が の の か かによって、 への の が なるた
め、 を する。 は、 への き りのほか、 の
との により することが えられる。

(2)

12 1 [30 1]に する の「 」に するか
する。「 」のうち、 の の を けている に する は、
を する へ を する。なお、 については、 から される

となるため、 の とはならないが、 には するため な には の になり える。

なお、 とは、 12 1 [27 1 、 30 1] に する「 の のおそれがないと められるもの」として で める のことをいい、 が となるものである。(2.1)

2.1

の (する の にる)
の (を けた の にる)
の (を けた にる)
の (を けた にる)
(の)、
に ずる
の の に する の
の の
の は
しくは の は

の び に する
に した
に う の により
された する の への に
の を するために な の に する
、 に げる が のために な として う

- に げる の に する
・ さが メートル であつて、 は をする の の の が センチメートル(が で に める にあつては、その)を えないもの
に げる の に する
・ の を う の が300

30 ()
・ の に して われる の であつて、 に する は で した
を の はその に するもの

(3) への
が 12 1 [30 1] に する の に するか かを
するため、 や により (さ・)や ()を する。

で、 の とはならない であっても、 の により
となる もあるため、 に じて を するとともに、 と
ならないよう、 を る から に の の を るなど、 に
を うことが ましい。

また、 の を り し い、 を する が められた には、
の を の 、それらの を した で に するか する。

の び は、「8 8.1 の の への
」を されたい。

2.2.4 の

に すると した について、 に するか かを するため、
の を する。

なお、「(2) への 」や「(5) . . の 」に
ついては、 で める や「 マニュアル」を されたい。

(1) の

を し、 を けている か かを する。 を けている で
ある は、 や の の や、 が する 、 にお
ける の を することで できる。 で、 の の は、 での に
おいて となる が いため、 である の と や
の を することが である。

(2) への

の が、 の の に しているか かを する。 には、
や により られた から、 の が に しているか かを
する。 された の は、 に された を に と に が
ないかを する。

(3) その

を けている に し、 . 、 の び の の に
ついて が われる は、 りその の を する。 には、 と
により られた を することが えられる。

(4)

の の から に した への の を する。

(5) . . の

は (は の)、 (の の)の
や . を する。

【 】 における の
の を けずに て を った

ある の には、 から を け、 の を した。 、
の の めて であったが、 1 を し、
となった で の に した を しているとして
を うよう を した。しかし、 が に わなかったため、
を った。

は、 により ()を いて するほか、 に1 ドローン
による を した。

に の によって め てられた もあったため、 で が を
していた で を えたことを した で の を った。

の のため、 が している から の さを し、 を
した。その を させて を い、 の を に さを した。

び の を けずに を った

が の を けず、 を したため、 は び に
(1ha)

その 、 は を し、 び が を したところ、 の

ha

した。

2.2.5 の

ではない (に した 、 が な など)
 は、「 の 」と「 のおそれ」から、 や の により の に
 する か かを する。 に たっては、 により の を する
 とともに、 に じて により の を に させることもで
 きる。 の は の と の で が なるため、どちらに するかを
 した で されたい。

(1) の

a) の

()
 の3つの から の のおそれの を する。 フローを 2.2に す。

が し は し めている」、「 を する あり」、「その な あり は
 あり」、「 、 し」に する。なお、 の が められるなど、 の
 ありと された についても、「 、 し」に してよい。

に が し は し めている」は「 を する あり」に する は、その
 から「 が は めて 」であると できる。また、「その な
 あり は あり」に する は、その から「 は 」であるとは
 できるものの、「 めて 」であるか かの としての が ではない。この
 ()

は、 が「 」か「 」であるかを から する。

が であるか かは、 に す に しているかにより する。

()のり が であること(は30° 、 はのり 、のり の
 に じた な)

5 1 2

のり は によるのり が されていること

(5° 10°)

が コンクリート 、 コンクリート は み その の み
 であること

が 、 かご 、ジオテキスタイル であること

が に されていること(や が に されていること)。

に な が められる は、 な の を うこと

()

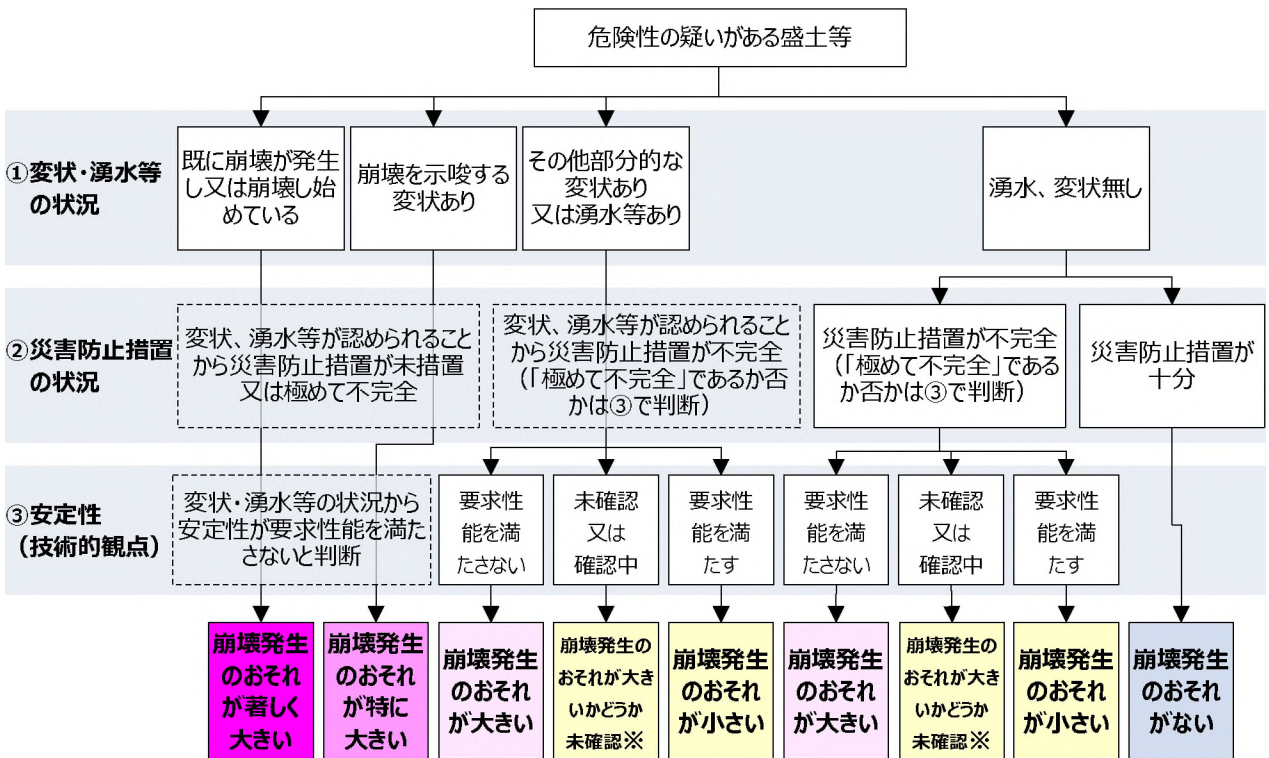
には、 や を い、 のり や の が (えば、 の

による ()1.5 かつ ()1.0 を たす)を たすか

をするあり」にするは、そのからをたさないとできる。

()

し、2.2にすフローにい、「のおそれ」をする。「のおそれ」は「のおそれがしくきい」、「のおそれがにきい」、「のおそれがきい」、「のおそれがきいかどうか」、「のおそれがさい」、「のおそれがない」の6つにできる。なお、「のおそれがきいかどうか」にするは、のにながはであり、のをにができていないなであるため、に()をするがある。なお、ののチェックポイント、びについては、「のガイドライン」をされたい。



※暫定的な判断であり「崩壊発生のおそれが大きいかどうか未確認」であることから早期に安定性（技術的観点）の判断が必要。

2.2 ののおそれ フロー(の)

b) のおそれ
 のおそれは、 がしたにがあるかかによりする。における「」とは、にうによるびへのをいう。
 のおそれは、2.2にすとおり、「から」のによるへのがされる」、「ではへのはされないが、な」のによりがされる」、「がされない」の3つにされる。
 から」のによるへのをするためのとしては、か
 らがしたにのおそれがあるをし、ととのが
 であるかかでするがある。なお、における「」とは、がし、はを

に う の い や の する 、 が に する の い の
びその に う から を るため する のあるものをいう。

「 のおそれがある 」は、 のタイプにより 2.3 の を に するほか、
が しい は く されたい。なお、 に め や け のような への
や、 の きい 、 の が すると される (が や
などを む の など)、 の にため や がある などは、 の
に が する があるため、 の にしては の もまえて に された
い。

2.2 のおそれ(の)

	される	される	されない
の	から の による への が される の の ため や に し	では への は されないが、 な の により が される	が されない

2.3 のおそれがある の

タイプ

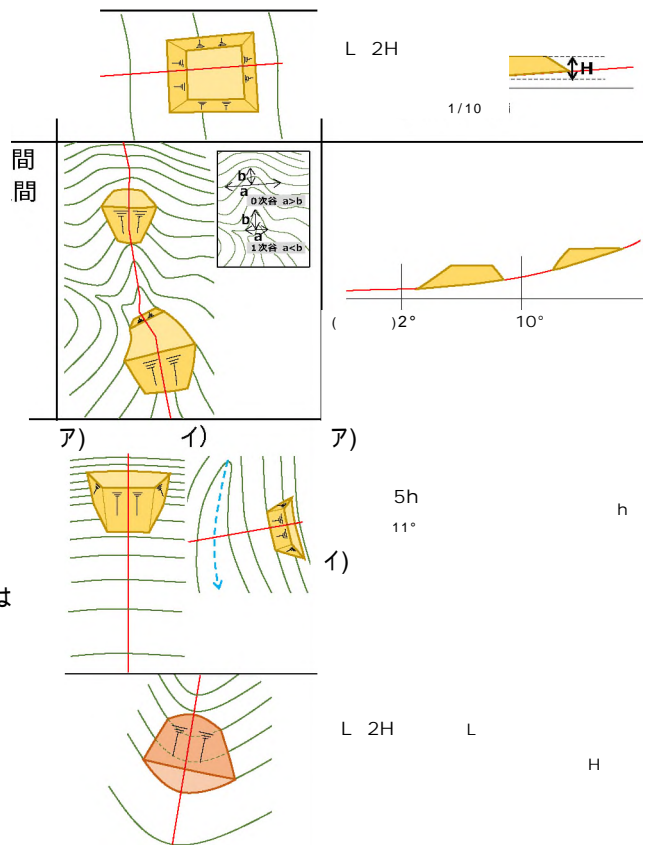
のおそれがある
(との)

1/10 L 2H
(5.7°) になされ
た L
H

< め >
す 2° を
(0 を の)
む)になされた
め < における >
10° を
(
む)になされた

ア) の) 5h 3)
になされた h
イ) の
け の の
になされた))
が する は
2° の

いとこの を リ L 2H
り、 らな やの L
りを すること
H



c) の

「 の 」と「 のおそれ」から、 2.4により のおそれを する。

「 のおそれが しく きい」に する は、 やかに を う。また、「 のおそれが に きい」に する であっても、 の や のおそれの を まえ、 ずるいとまがないと される には、 が な の となる。 は 「3 」を されたい。

「 のおそれが に きい」、「 のおそれが きい」、「 の あり」に する は、 の となり するため、「5 」を し に を されたい。

「 の なし」に する は、 に づく の とはならないが、 き き の の を することが ましい。

2.4 (の)

の

のおそれ	のおそれ	のおそれ	のおそれ	のおそれ	のおそれ	のおそれ
が しく きい	が に きい	が きい	が きいかどうか	が さい	がない	のおそれ
(に が し (を する (の 、を (が さい がない	(は し めてお (が あり、 らかに を たさない)	(の が (を たしているが、 は は	(の に (を たしているが、 は は	(は が である	(は は	
り、 らかに を たさ	り、 らかに を たさない)	り、 の を	り、 の を	り、 の を	り、 の を	
ない)	ない)	ない)	ない)	ない)	ない)	

のおそれ
が しく きい

される
(から の に よる への が される)

のおそれ
が に きい おそれが きい

()

の あり の なし

のおそれ

される
(は へ の さ はないが、 な の により が される)

なし

されない

) () ()
) なる。

(2) の

a) の

2

に う の のおそれの を する。 フローを 2.3に す。

が し は し めている」、「 を する あり」、「その な あり しく
は あり は び し」に する。なお、 まさに の の は、 が

は、「その な あり しくは あり は び し」に すると す
る。

-1

-2 から し、「 めて -3 」、「 は -4 」、「 」、「 」に する。

-1

-2

-3

が められる は「 めて 」、「 からの その の が められない は「
も たす は、「 」と する。

-1

10 1

(

の の した の を するために な を じている を く)

-2

2

の を すること(した の やそれに う を する (の
、 の び のシート による)を ずる を く)

「 -3 の 」として、 した の を するため、 を す

る を ずること(した の やそれに う を する (の
、 の び のシート による)を ずる を く)

-4

た の への の 」を ずること

2.3に す

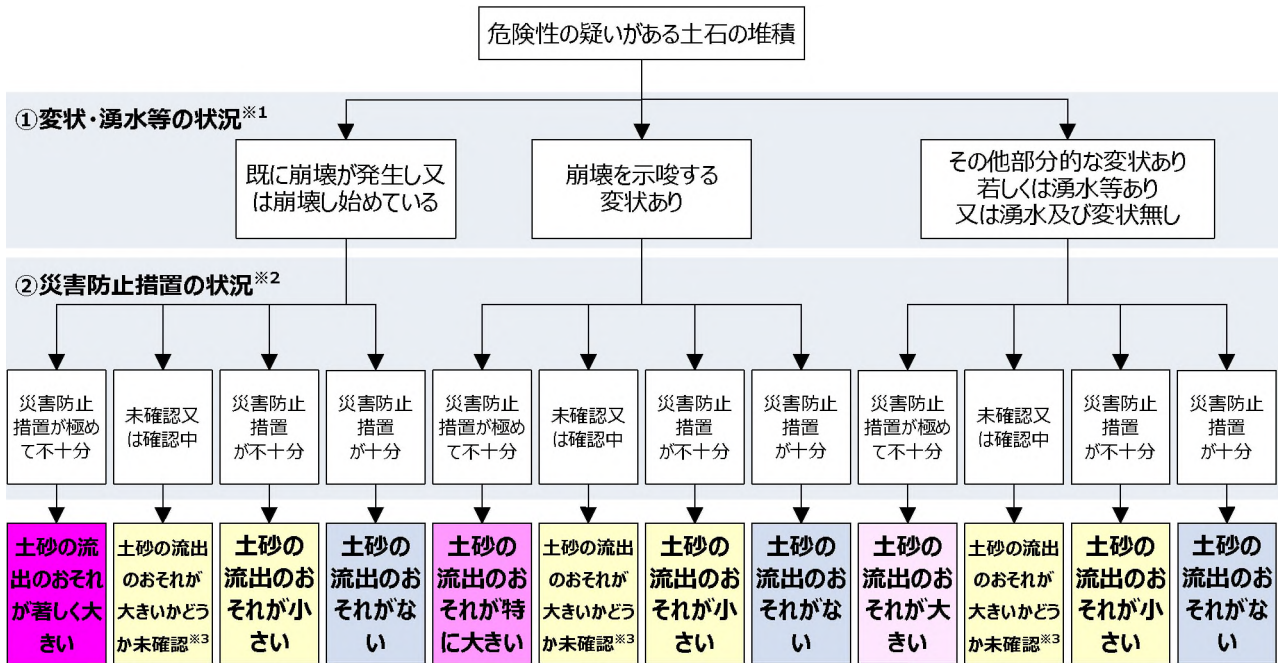
フローに い、「 の のおそれ」を する。「 の のおそれ」は、「 の のおそ
れが しく きい」、「 の のおそれが に きい」、「 の のおそれが きい」、「 の
のおそれが きいかどうか 」、「 の のおそれが さい」、「 の のおそれが
ない」の6つに できる。なお、「 の のおそれが きいかどうか 」に する

-3

の の に な が は であり、 の を に がで
きていない な であるため、 に の を する がある。

なお、 の のチェックポイント、 び については、「 の

ガイドライン」を されたい。



※1) 今まさに稼働中の現場の場合は、外形が時々刻々と変化するため、「①変状・湧水等の状況」については確認しなくても差し支えない。この場合は、「その な あり しくは あり は び しに する と する。」である は、 から らかに を たさない と できる。
 ※3) 暫定的な判断であり「土砂の流出のおそれが大きいかどうか未確認※3」であることから早期に災害防止措置の状況の判断が必要。

2.3 の のおそれ フロー(の)

b) のおそれ

のおそれについては、 が した に があるか かにより する。のおそれは、 2.5に すとおり、「 から による への が される」、「 では への は されないが、 な する の さの に い の が される」、「 が されない」の3つに される。 から の による への を するための については、 の と であるた (1) b) のおそれ」を されたい。

2.5 のおそれ(の)

	される	される	されない
の	から による への が される の の ため や に し	では への は されないが、 な する の さの に い の が される	が されない

c) の

「 の 」と「 のおそれ」から、 2.6により のおそれを する。「 のおそれが しく きい」に する は、 やかに を う。また、「

【 】 における の

を し、 のおそれがいと された

に の により、 の が された。 が
に めた に じた で することを び していたが、
の のため されなかった。その 、 による を し、 により
の 、 の 、 の ・はらみだし、コンクリート のひび ね・
を 、 のおそれがいと した。えて、 は に しており、 の
により が されたため を したが、 に わなかったため
を った。

2.2.6

を う には、 となる の を う。 に、 による は、 の を った や の に して して すべきであることから、 の は である。

の となる の を う には、 として、 の を するとともに、 における の を する がある。

なお、 の に する により の が なり、 の も わ ってくるため(は 1 「6 において な とその 」)、 する がある。

の を う ためには、 や カメラ による に を っている の 、 による からの の により、 を し、 を った の に めることが である。

なお、 については、 に づく の にはならないが、 を けた が に した を っている で、その が の によるものである は、 が される となるため、 する がある。 される とその は のとおりである。

(1)

、 カメラによる の (の)
による の
やその (、)への きり
や における の

(2)

、 (を む)、 に する
、 カメラによる の (の)
による の
やその (、)への きり
や における の

(3)

、 カメラによる の (の)
による の
やその (、)への きり
や における の

(4)

による の
や による や の び の
やその (や)への きり

(5)

の 、
、 ドローン、 カメラによる の

による の
やその (、)への きり

(6)

による の
やその (、)への きり
や における 、 の

2.3

は、 による を うために がある に、 24 [43] に
づき に する が われている へ ちり、 や において われている
の を するものであり、 での を うための な であることから
に されたい。

に づく は、 に された にその を するまでの の は め
られていないが、 、 を した には が される によって、 かつ
な の を することが の であるから、 の と を さ
れた は をされた には (56 4)が され る を え、それでもなお
の は をされた には、 への を するなど、 に されたい。
として チェックシートを 3に す。

2.3.1 の

は、 に づく の に がある に うものであり、 に する
の (12 1 ・ 16 1 [30 1 ・ 35 1])、
は の (17 1 しくは 4 ・ 18 1 [36
1 しくは 4 ・ 37 1])、 (20 1 から 4 [39
1 から 4]) び (23 1 しくは 2 [42 1 しくは
2]) に する を するために な に されたい。 を した 、
や に らない であっても、 の には がないため、 が
な には、 なく されたい。
また、 を うか かを するために した 、 する もあることから、
の はもとより である。

2.3.2

な は、 の による 、 の 、 による の 、 コン
クリート による 、その のほか、ポーリングによる や
についても である。

なお、 24 [43] に される を する「その 」には、 が を
するに たり な の も まれる。

2.3.3 にする

をみ、げ、はしたには564にづくがされる。それぞれをけるのによって、ができないはなにしたがこれにする。「み、げ」とは、がらかのにた、「」とは、やがなくてもにができないをじさせたとされるをすが、のなのげになるをするでされているので、のなをするについて、のをしてにされたい。は、のは1、は300がされる。については、300のがされる。

2.3.4

(1) のびの

をう、なボーリングをめ、はのやをとしない。なお、トラブルのため、へのをうこともえられるが、のためなには、にをうことなくをしてしえない。のためなに、にをうことなく、をしてしえないとしてがされる。

<

>

- ・があることがわれる
がななどのがな
にをするとがされ、にができないおそれがある

(2) の・の

のをするために、なにおいて、かつなで・をうことはされる。

<

>

「はにおいてわれているにするの」をなとしてするがあること
やののをすること
のはやの(む)とし、のやのの
(ののやの)がりまないようにプライバシーにすること

(3) におけるドローンの

においてドローンによるをうのやについては、のと
のいとし、におけるドローンによるについてものをする
をしているとともに、をするためになにおいてである。なお、ドローン
をうには、にじてのをい、にのするがある。
ドローンをうにとなるのについては、2「2.4【】・
のにおけるドローンの」をされたい。

(4) における の
 においては、 の が である。 については、「 の に づ
 く に入る の について」(3 10 22
)に づき、 を いることが となっているため、 に じて された
 い。

2.4

は、 はその で われている の の について を め、
 を い、 び を するために する。
 は、 の や の 、 などの による の に
 である。 ごとに ・ な を の 、 な に める がある。
 を えた 、 に する がある は、 で った であっても、 に
 で う がある。 として のひな を 4に す。
 なお、 は、 な を うため、 として うのではなく、 の が
 あるなど を う 25 [44]に づき う がある。「 をせず、 は の
 をしたとき」には (58 5)が されることを えた で、それでもなお
 に じない は、 の と に への を するなど、 に されたい。

2.4.1 の ・

の における に う の は、 の でもあり、そのため、
 が じないように を して する があることから、 の が められ
 ている。このように は、その から の のため く な に するもの
 である。

2.4.2 な

が な は、「 の の 、 は 」である。「 」が
 の を していない であっても、 は である。「 」とは、 を
 する を く し、 、 と なることもある。
 「 」は、「 が われている を する 」であって、 における
 の に わる や に を している などを す。
 に の においては、「 」、「 」も め、 の に わる が「
 」は「 」に する(がいる 、 を として している「 」
 も の に わる に まれる。)。

においては、 の を ずに を った であっても、 が
 されたままとなることで、 を った「 」がその を で し けていることとな
 る。したがって、「 」に するものとして、「 」から することが である。
 なお、 、 び には しないが、 、 、その の が する
 には、 に入る の や での の などについて、 に をしてい

る や の を らかにするため、 は から、 などの
を することは である。

2.4.3 の

は、 は において われている の であり、 には の
び の さ、 その の 、 び り ぐい の 、 その の 、
に する の び が まれる。また、 の には 、
も まれる。

2.4.4 に する

25 [44] 「 の 」の による「 をせず、 は の をしたとき」に
は、 58 5 に づき、 が せられる。

「 をせず」とは、 を めたにも わらず、 となる の 、 は が
は に を する だけでなく、 に しい れがあるなど、 か
つ に を していると される も まれる。「 の 」とは、 に して
は でないことについて な があることであり、 の に は でな
い をすることをいう。

は、 の は6 、 の は30 、 については、 30 と
されている。

2.5 その の

の としては、 の や のほか、 が に している ・
の の や、 に できる での 、 での きり 、 カ
メラの 、ドローン がある。

(1) ・ の

・ の を する。 を けた の には、 から の
や、 の (の 、 への 、)、 しくは
は が している の にはそれらの を する。 における
・ がなされていない であっても、 する で ・ が われている
もあるため、 で し に めることが である。

(2) での

(DEM)

、 、 び を する。また、 の において のおそ
れを することにも である。 には、 の を ぼしる を や
から し、その にある を することができる。

、 、 モデル は、 の と の を し な
を する がある。 は 2 「2 2.4 を いた の ・ 」
2.1、 2.2を されたい。

- (3) **での**
 や での が できる には、 の や の
 の に いることができる。
- (4) **へのきり**
 に し、 の の 、 、 を している
 (トラック の 、) の を き る こと も である。 が われている
 には、 に じて などの を め る こと も である。
- (5) **カメラの**
 における カメラの により、 の の の 、 を してい
 る (トラック の 、) の を することが できる。 は
 や に している もあるため、 できる として である。 カメラを
 する で、 の から する がある には、 へ を する こと
 も ましい。なお、 カメラの に たっては、 に の する がある。
- (6) **ドローン**
 ドローンは、 な の を により することが であるため、
 となったタイミングを し、 やかに に することが できる。 として
 ドローンを う ことはもちろん、 が われている から れた からドロー
 ンを う こと も である。そのため、 が い で われている や で
 を できない 、 の が く ち る こと が できない に な である。
 また、 の と べ、 に する と を して することが できるため、 で
 な が である。なお、ドローンを う には、 となる の きを い、
 に の する がある。しくは 2 「2 2.4【 】 ・
 の におけるドローンの 」を されたい。

3

ポイント

が な と された には、 と し において やかに
 への を うとともに、 に の を するための を い、
 の を しなければならない。
 の な は、 を ず、 に する により
 を うことが である。

3.1

「 の 」が「 のおそれが しく きい(の の は「 の のおそれ
 が しく きい)」の で、「 のおそれ」が「 される」ような が された
 は、 の い の 、 に の を し、 の を しなけれ
 ばならない。 では、このような が された に すべき を「 」と し、
 から な の までの れをとりまとめた。なお、 は、それ は にお
 ける はないものの、 の に できる (「 (20 5 3
 [39 5 3])」や「 (20 4 [39 4])」)
 を いて うものである。

には、 への や に する 、 との の 、 の
 のソフト と を うハード がある。

が な は、「 の が、 のおそれが しく きく、 のおそ
 れが される (の の は、「 の が、 の のおそれが しく きく、
 のおそれが される 」)」を す。また、「 の が、 のおそれが に
 きく、 のおそれが される (の の は、「 の が、 の のお
 それが に きく、 のおそれが される 」)」であっても、 の や
 のおそれの を まえ、 ずるいとまがないと される には、 が な の
 となる。

が な は、 のない であるため、 やかに への の
 ソフト び のハード を う がある。 を う には、
 、 による が ましいが、 に する は を ずるいとまがな
 いため、 を ず、 20 5 3 [39 5 3] に する により
 を うことが である。

なお、 に がある には、 であれば、 の いから の に
 することが らかであるため、 を った で、 により
 を うことが である。 は であれば に し により
 を した で、 により を うことが である。
 な は、 やかに を うことが なシート や のう み があ
 り、 の の の を した で、 の や、 の を して す
 る。 に、 は に の の を するにすぎないため、その

で が されないよう、 と し を い な を する が
ある。ただし、 な には で な まで することも である。
なお、 な により の が できるまでの は、 に じ、 カメラ
や による の の を することも である。

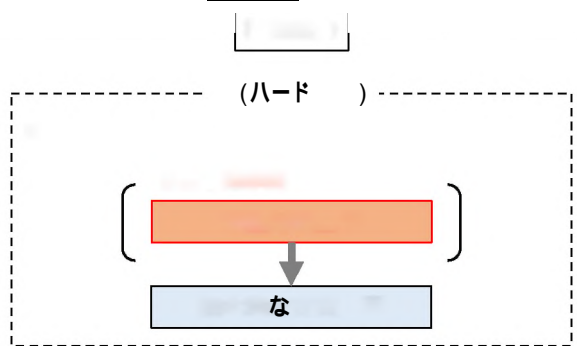
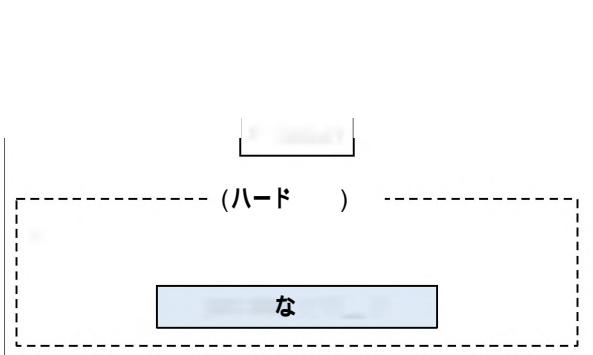
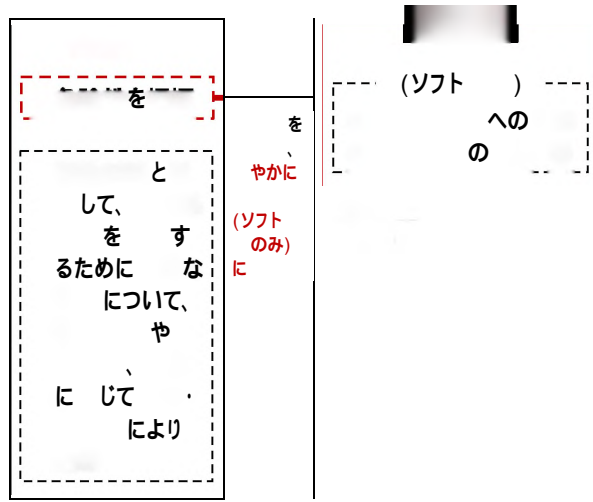
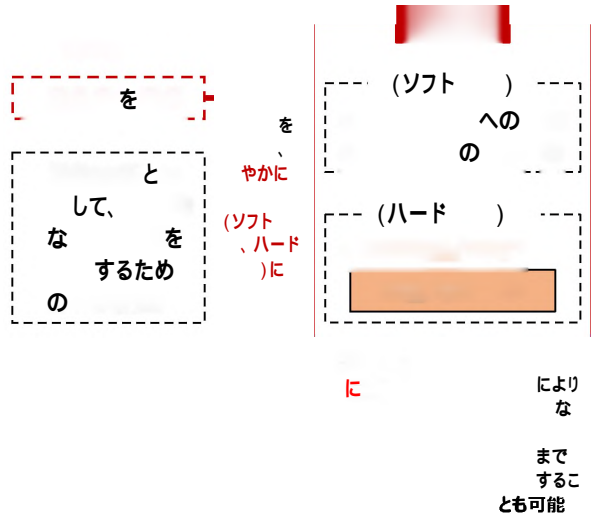
の のない であっても、 が められる に する には、 やか
に を う がある。 としては におけるソフト を う。また、
の は な の を することが となるが、 な に を するな
どの は、 な の を するため、 は として な
だけでなく と は に を することも であるため、 について
されたい。

では、 が な に する 、 の れ、 への
のソフト 、 との を りまとめた。 の のない
の への や、 については、「3.4 への 」、「3.5
」を されたい。

緊急対応が必要な盛土等

がめられる
がなをく

発見



3.1 び の れ

3.2

のれ

がなをしたには、やかにへのやにする、
 とのの、のソフトをうとともに、へのや
 ののをい、そののをする。
 にがいなければ、やかにによりをう。
 でにがをしていれば、へのきり(も)を
 い、へのをし、であれば、まずはをう。
 はかできなければ、にしによりをす。そので、
 によりをう。
 のの(の)であったは、やかにするに
 する。

緊急対応が必要な盛土等の発見

周辺住民等への周知等のソフト

関係する部局
へ情報提供

規制対象外

規制対象
への該当性

のし
し

規制対象

行為者等を確認

の
の

行為者等が不在

との

行為者等への聞き取り

の <§2 5> §44

許可対象外又は不明

への

許可対象

を

<§20(4)> §39(4)

<§20(5) ,23(3)> §39(5) ,42(3)

3.2 のれ

3.3

が な

の は、「 の 」と「 のおそれ」から する。

が な は、「 の 」が、「 のおそれが しく きい(の の は「 の おそれが しく きい」)」であり、 のおそれが「 される」 を す。また、「 の 」が、「 のおそれが に きい(の の は「 の おそれが に きい」)」であり、 が「 される」 であっても、 の や のおそれの を まえ、 ずるいとまがないと される には、 が な の となる。

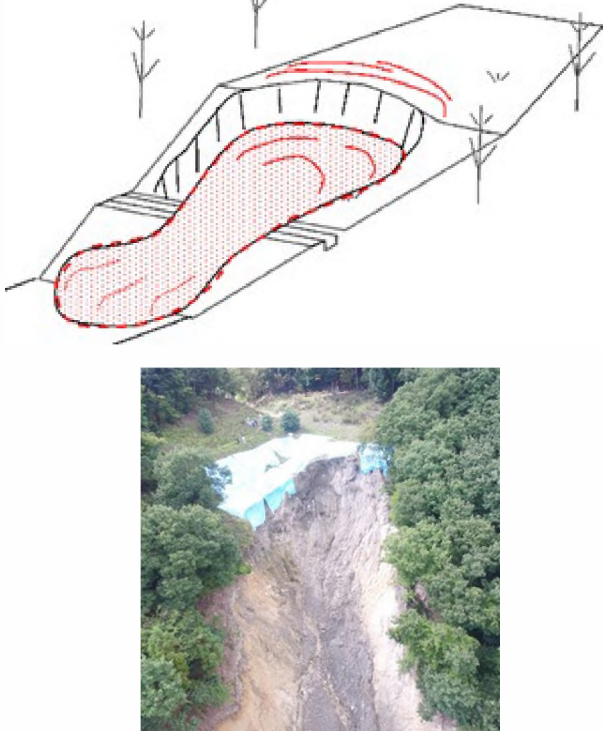
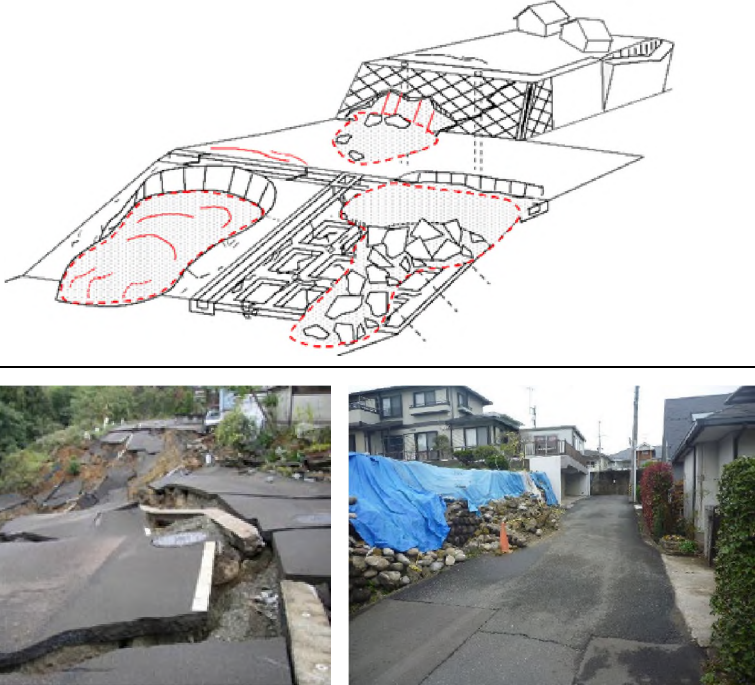
「 のおそれが しく きい 」 び「 のおそれが に きい 」の の び を(1) び(2)に す。 の についても の とする。 のおそれ の ついては、「2 2.2.5 (1) の b) (2)

b)

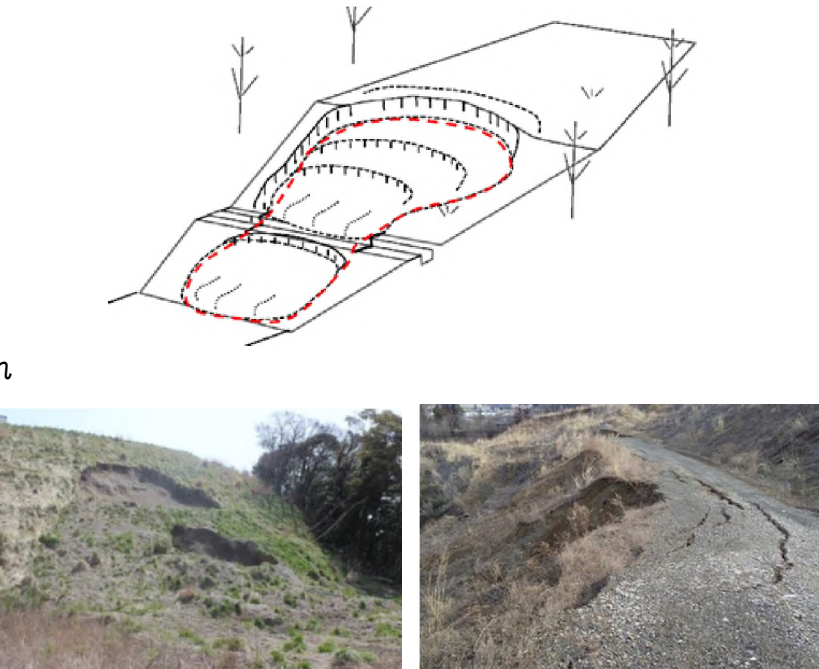
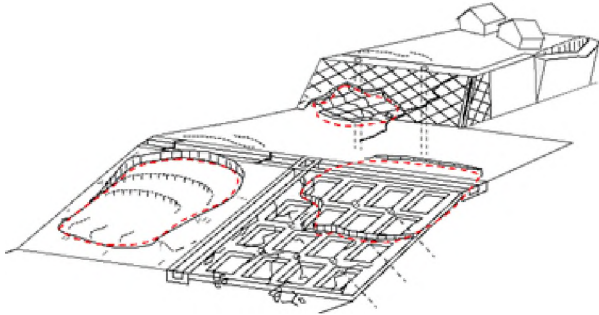
なお、 の のチェックポイントについては、「 の ガイドライン」 を されたい。

(1) **のおそれが しく さい**
 のおそれが しく さい とは、 の が、「 に が し は し め
 ている」の を す。 の び を 3.1、 3.2に す。

3.1 **のおそれが しく さい** の の (に が している)

	イメージ	の
の おそれ が しく さい	 <p>The diagram shows a cross-section of a hillside with a large area shaded in red, indicating a landslide zone. Below it is a photograph of a real landslide with a large area of exposed earth and a blue tarp covering a portion of the debris.</p>	<p>のりに が し、 や に おいて が している。 の や の のおそ れがある な で ある。</p>
に が している	<p>(のように されている)</p>  <p>The diagram shows a house with a roof that has partially collapsed, with red dashed lines indicating the damaged areas. Below are two photographs: one showing a severely damaged roof with debris, and another showing a street with a blue tarp covering a damaged area near a house.</p>	<p>の や の な ・ 、 の が して いる。 の や の のおそ れがある な で ある。</p>

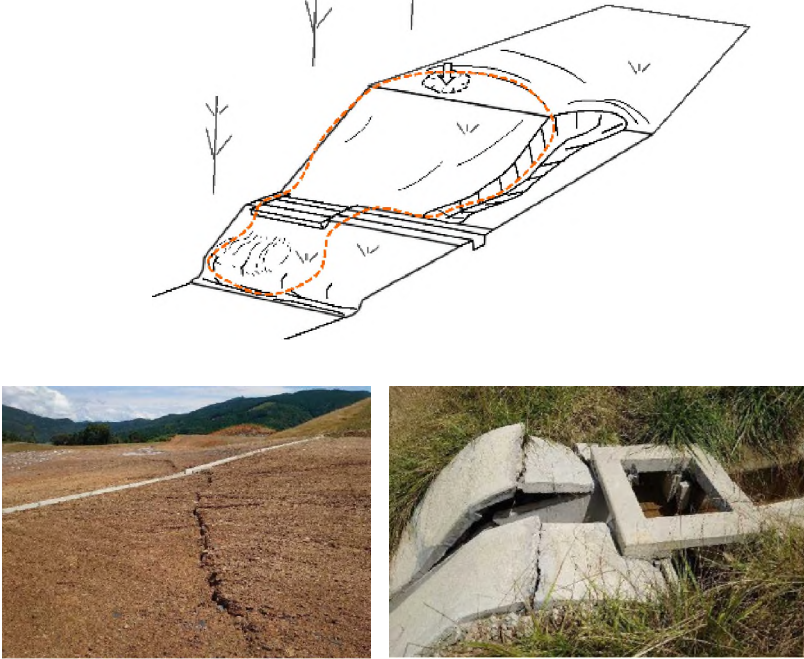
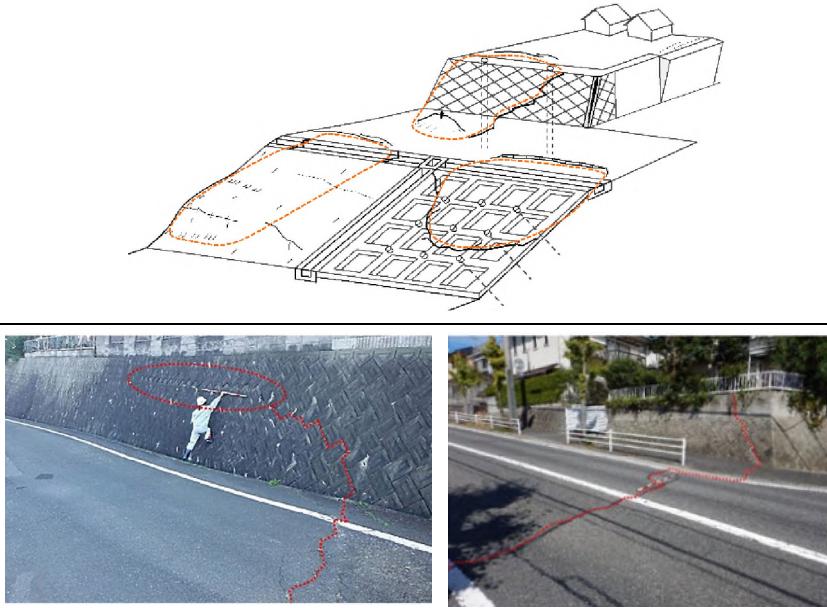
3.2 のおそれが しく さい の の (し めてい る)

	イメージ	の
<p>のおそれ</p> <p>が く</p> <p>さい</p>	<p>イメージ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ のりに な や、のりに な ・ な が じる、し めてい る(れかけてい る)。 ・ には っていないが、 や が し、 らかに ブロックとし て し めており、 すると の の おそれがあり、 な である。
<p>し</p> <p>いめて</p>	<p>(のように さいてい る)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ のりに な ・ な が じ、 が きくハラミ して い る、し めてい る(れかけてい る)。 ・ には っていないが、 や が し、 らかに ブロックとし て し めており、 すると の の おそれがあり、 な である。

(2) のおそれが きい

のおそれが きい とは、 の が「 を する があり、 らかに が を たさない」であり、 のおそれが「 される」 を す。 の び を 3.3に す。

3.3 のおそれが きい の の

	イメージ	の
のお それが に きい	 <p>The diagram shows a cross-section of a road surface with a crack and a drainage structure. Below it are two photographs: one of a cracked road surface and another of a damaged concrete drainage structure.</p>	<p>の を し、 する の を つ なぐと ブロックが される である。</p>
	<p>(のように されている)</p>  <p>The diagram shows a cross-section of a road surface with a grid pattern and a drainage structure. Below it are two photographs: one of a road surface with a grid pattern and another of a damaged concrete drainage structure.</p> <p>Web 4)</p>	<p>のり やのり の 、のり におけるハラミ などの が ら れ、それらの を つな ぐと ブロックが さ れる</p> <p>に や の きが じ、 に す る に 、 などの が ら れ、それらの を つな ぐと ブロックが さ れる</p>

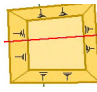
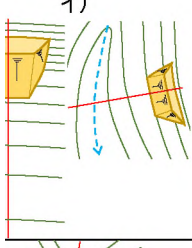
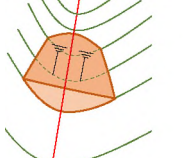
3.4 への

が な が された には、 において やかに、 が し
た に が される や、 、 の に を る が
ある。また、 の の により の の が した や、 の で
による の が される に、 の の な につなげる を する、
と の により の を ることも である。 した の を まえ、
の の や の の の し の が となった には、 の
が し、 への な や を うことが ましい。なお、 な
により の が できるまでの は、 に じ、 カメラや による
の の を することも である。
への の な は のとおりである。

(1) の

の は、 の や により の される とする。 の
される については、 のタイプにより 3.4の を に するほか、 が し
い は く されたい。なお、 に め や け のような への や、
の きい 、 の が すると される (が や など を
む の など)、 の にため や がある については、 が のタ
イプにより した より となる があるため する がある。

3.4 のおそれがある の ()

タイプ		のおそれがある (との)	
	1/10 (5.7°) になされ た	L 2H L	
	< > 2° を す (0 を む)になされた	H () 2° (2°は の)	
め	< における > 10° を (む)になされた		1/10 () 2° 10°
け	ア) の) 5h 3) になされた h イ) の の になされた)) が する は 2° の		
	いとこの を り L 2H り、 らな やの L りを すること H		

(2) の
の は、 の 、 に している 、 を む
、 、 、 の である。

(3) 、 、 の な により う。

(4) の
の
の び (や される)について する。

に する
が な となることが される の について、 することが
である。 えば、 (、)などが えられる。 だし、
に された の や の は、 で する より が
いことを めて することが である。

の 、 の
の の や、 の に する について を うことが
ましい。

【 】 に する

- のおそれがあるエリアに しているか かの が し が
・ している、「 」は「 」
- による の が まったときの と が する
「 」

3.5

が な が された には、 への と して、
を う。 を う には、 、 による が ましいが、 に する
は を ずるいとまがないため、 を ず、 20 5 3 [39
5 3]に する により を うことが である。

は、 やかに を うことが なシート や のう み があり、
の の を した で、 、 の を して する。
に、 は な の の を するだけであり、その で
が されないよう、 を した は に して な を ず
ることを する がある。

また、 の が しているような や を する が に められる
には、 に の を するため、 を するものの な に
する や え も である。この 、 めて に して を ずる

3.6 との

に たっては、 のみならず、 に の を し を
 に する や、 を けるおそれがある 、 の び
 や の 、 の の の で する 、その
 や が して する がある。
 また、 に に を けるとともに の を とするため、
 から を しておくことが である。その として、 やコンサルタント
 、 と に を することや、 (22 16) 167
 の2 1 5 に づいた により きを するなどの が えられる。

【 】 における の
 の を けずに された が し、 により を し
 た

では、 の を けずに び を っており、 び
 を していた。その 、 が し、 した が の や に した。
 が を しており、 の や の が じるおそれがあるため、
 として した の び かご の などをつた。



の



(の)

の を けずに された が し、 により を した

では、 の を けずに に が され、 に して の を していた。その、 により が し、 から した が を る を した。 は が く が きいため、 により の 、 の 、ブルーシートによる の を した。なお、 に した は、 が している。



(への)



(ブルーシートによる)

()

に づく び の を けずに された に して、 で ()を した には、 に づく び の を けずに され、 に して、 もしくは の を び していた。

しかし、 が に っていなかったこと、 の び の が され ること、 が した 、 び に するおそれがあることから、 に を う があつたため、 により としてかご の を った。 は、 に して、 を に するよう したうえで、 き の を していく。

4

ポイント

の がある (、)には、 やかに (、 、)を う。
 の ごとに な と な が なるため、 や の を まえて、 な と を する。
 を う には、 としてその に じて は の の の を る がある。しかし、 の を う 、 、 を する 、 は ら の に しないことを として に うことを ずる を う には、 の の の を することが である。
 には、 となる や を に する がある。 の が である 、 が な を できなくなるほか、 の が となり、 や などその の にも を すおそれがあるため、その や には が である。

4.1

20 [39]は、 が う に する である。
 は、 の による の のため、 の 、 の 、 、 、 における に する について 々の を めており、 に して が されてしまうと、 の を くおそれがある。そこで、 は、 が、 な により を けた は に した に して を り すとともに(20 1 [39 1])、 に が されている には、 の や を じることを じることを としている(20 2 から 4 [39 2 から 4])。 で べるとおり、 の ごとに な と な が なるため、 や の を まえて、 な と を する がある。

20 1 [39 1]は、 が、 りその な により に する しくは の の の を けた は に した に して、 を り すことができる を めたものである。 は、 な により を けた は に したと した には、 やかに を り すとともに、 に が われている には、 2 から 4 の を じ、 を すべきである。

20 2 [39 2]は、 が、 において われている

を じ、 は の を けて を ることを ずることができる を めた

める を い、 を させるべきである。

20 3 39 3

をしないのにするがされたについて、にして、
のをし、しくはし、はのをけてをることをず

たには、やかににめるをい、をさせるべきである。

20 4 [39 4]は、が、20 2 [39 2]により
ののをしようとするにおいて、のによりののを

のをして、にして、ののをずることができるをめたものであ
る。は、のにするとしたには、ののをして、
ののをし、をすべきである。

なお、20 1 から 4 [39 1 から 4]は、について、「
ずることができる」としているが、は、をし、にうれ
はのによるのはそのをにいめるためにめられた
である。したがって、は、からをするがあるにもかか
わらず、ななくのをっているには、がとされる
があることにすべきである。

また、は、20 5 から 7 [39 5 から 7]にづき
をうことができる。は「6」をされたい。

4.2 の

20 1 から 4 [39 1 から 4]にめるのなび
なは、4.1にすとおりでである。

ながするにおいて、は、をするについて
のめをいていないため、のがであるなど、をできていない
であっても、は、のいになく、できたから、をうこ
とがである。なお、のいについては、「4.2.3(2) な」をさ
れたい。

また、は、についてでもがじていることをできれば、
いずれのにしても、な のてをすることがである。

20 2 から 4 [39 2 から 4]の にしたにしては、
3 のは1000 のにせられることがある (55 1 4)
をえ、のをみ、ができないには、することをすべきである
(「4.3.3 」でべるとおり、あらかじめにすることもあり。)。

4.1 の ごと の な と な

の							の
						の	
	を け ないで を	りそ な により	に し た に	に	や、 を	で の が	
、 の し							
(20 [39 1)		○	○				(を けた / に した)
の							
/ (20 [39] 2)	○		○	○	(○)		/ /
の (20 [39] 4)	○		○	○	(○)		/ / に する
の							
/ (20 [39] 3)	○			○	○	○	の . /

4.2.1 について(20 1 [39 1])

(1)

の は、 のいずれかの に することである(20 1 [39 1])。

りその な により を けたこと
の を るなど、 りその な を いて に する (12 1 [30 1]) は の の (16 1 [35 1]) の を けることをいう。

えば、 の 、 、 を り、 の な を した を して の を けた 、 で める を しない の であるにもかかわらず、 を する の を して を けたような ⁵⁾、 を うために な び を した 、 を するために な を した 、 は の を した である。

の と の が する には、 への を すべきである。

に した に したこと
の に う を するため、 12 3 (16 3 において する を む) [30 3 (35 3 において する を む)] に づき、 が に した に することをいう。
の から の を する。

(2)

な は、 に すとおりである(20 1 [39 1])。
りその な により を けた ()
に した に した ()

4.2.2 について(20 2 [39 2])

(1)

の は、 に することである(20 2 [39 2])

において われている に する であること(20 2 [39 2])

のいずれかの に すること(20 2 [39 2])

ア. (20 2 1 [39 2 1])

に する (12 1 [30 1]) は の の (16 1 [35 1]) の を けないで する をいう(ただし に する を く。)。

() から を する。

イ. に した に する (20 2 2 [39 2 2])

の に う を するため、 12 3 (16 3 において す
る を む) [30 3 (35 3 において する を む)] に づき、
が に した に する をいう。

の の から を する。

ウ. の に していない (20 2 3 [39 2 3])
13 1 [31 1] に づき、 に する において、
に い、 の その に う を するために な が じられていな
い をいう。

の の から を する。

エ. を しないで する (20 2 4 [39 2 4])
18 1 [37 1] の を しないで する をいう。
の から を する。

(2) な
な は、 に すとおりである(20 2 [39 2])。

の (の を む)

(3) 20 2 と 3 [39 2 と 3] の の い け
20 2 [39 2] の は「 に われている 」を、 20 3
[39 3] の は「 に が された 」を とする。 が されてい
る や が されているか か な において、 を できないとき、 は
を したが、 が される みがないときは、 に が されたものと し、
20 3 [39 3] の を うことが である。

4.2.3 について

(20 3 [39 3])

(1)

の は、 に することである(20 3 [39 3])

のであること(20 3 [39 3])

のいずれかの に すること(20 3 [39 3])

ア. で に する が された (20 3 1 [39 3 1])

に する (12 1 [30 1]) は の の (16 1 [35 1])の を けないで が された をいう(に する をく。)。

() から を する。

イ. を しない は の の に する が の に していないと められた (20 3 2 [39 3 2])

を しないと められた とは、 17 1 [36 1]の を していないと められた をいう。

の の に する が の に していないと められた とは、 の 、 13 1 [31 1]に づき、 の

に する において、 に い、 の その に う を する ために な が じられていないことが められた をいう。

の や から を する。

ウ. の に する を しない は の されていた ての が されていないと められた (20 3 3 [39 3 3])

を しないと められた とは、 17 4 [36 4]の を していないと められた をいう。

の されていた ての が されていないと められた とは、 17 4 [36 4]の の 、 されていた ての が されていないと められた をいう。

の や の から を する。

エ. を しない の に する が された (20 3 4 [39 3 4])

18 1 [37 1]の を しないで が された をいう。

の から を する。

(2)

な は、 に すとおりである(20 3 [39 3])。

の

の
の

なお、
の
なく
にする
が
された
であっても、
に
う
を
するため、
にして、
び
を
うことを
する
はない。

、
については、
に
した
を
とすべきことは
であるが、
に
すべきか
かは、
への
の
い、
の
の
を
に
した
で、
されたい。

4.2.4 の について(20 4 [39 4])

(1)

の
の
は、
に
することである(20 4 [39 4
)

20 2 [39 2]の
により
の
の
を
じょうとする
で
あること

の
により
の
の
を
うことができないと
められるときであること

の
を
する
については、
によって
が
ける
も
い
ため、
く
して
し
えないが、「
の
」とは、それでもなお、
の
を
えるこ
とができないほど
している
であり、
のため
に
が
な
を
いう。しかし、
な
や
までは
されておらず、
をして
の
がある
と
わせるに
な
をもって
りる。

えば、
のような
には、「
の
」があると
められる。

に
に
しており、
が
するおそれがある

の
に、ひび
れや
な
が
される

の
を
している、
が
すれば、
が
するおそれがある

が
され、
が
するおそれがある

20 2 [39 2]に
する
に
することが
らかな
であるこ

と

(2)

な

な
は
に
すとおりである(20 4 [39 4])。

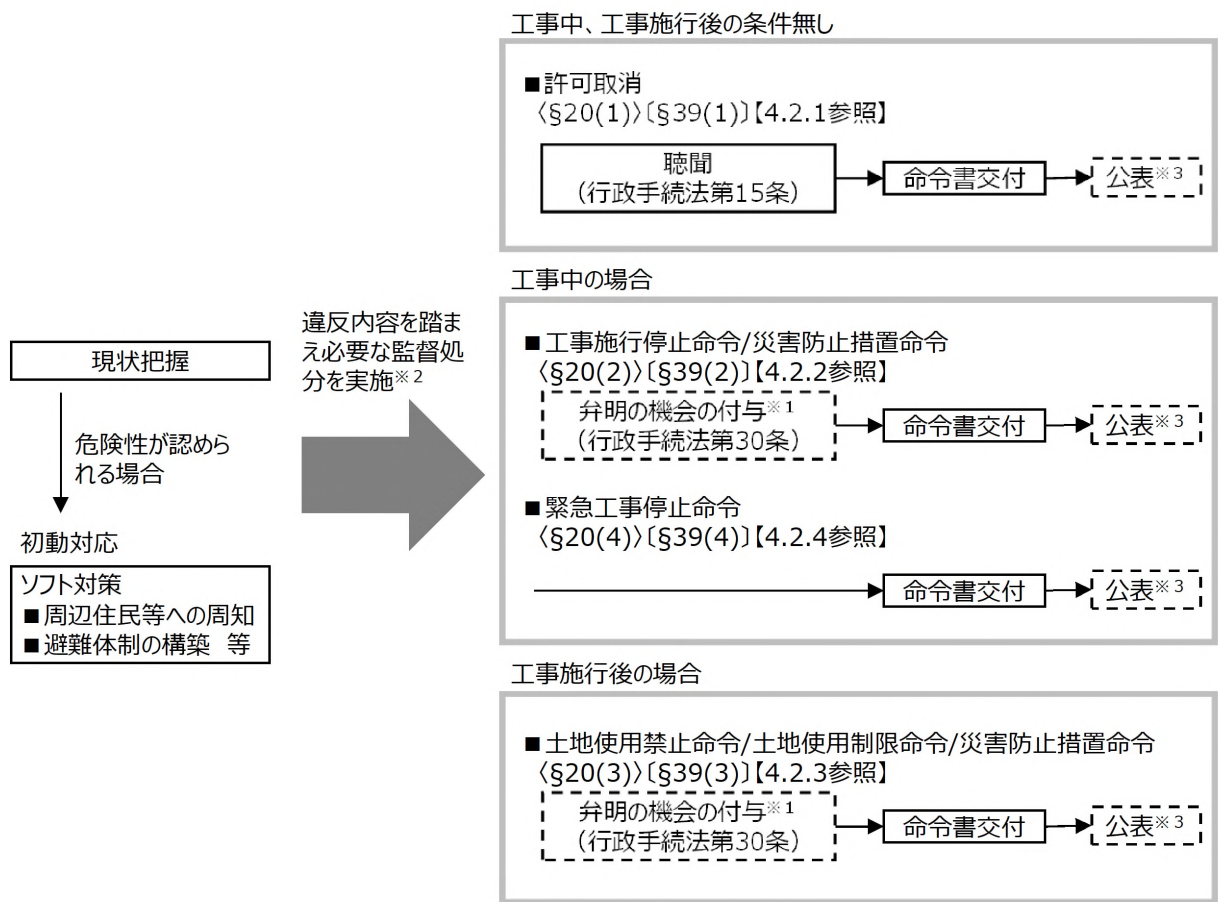
の
(
の
を
む)

(
)

4.3 の

4.3.1 のれ

においてのをするとともに、がめられるには、やかに
 がしたにをぼしうるにするがある。なの、
 びについては、「3 3.4 への」をされたい。
 へのとせて、は、のにじてはのののの
 をい、をすれでする。そので、についてする。なお、20
 2〔39 2〕にするであることがらかで、のがあるは、
 4にづきののをわないで、がであるため、するに
 は、することなくのをうべきである。



※1) 以下に該当する場合は手続の省略が可能。
 ・公益上、緊急を要する場合 (行政手続法第13条第2項第1号)
 ・技術的基準の規定に適合しないことを理由として当該基準に従うことを命ずる場合 (行政手続法第13条第2項第3号)
 ※2) 抜本的な対策工事に時間を要するなどの場合は、一時的な崩壊等の被害を回避するため、監督処分として抜本的な対策工事だけでなく同措置と同時又は事前に応急対策工事を命令することも可能。
 ※3) 国民の安全性確保及び災害発生防止を目的として公表が可能。

4.1 ののれ

4.3.2 . の の

(1) . の の について

を う は、 (5 88) 13 1 に づき、 の に じて は の の の を う がある。 には 20 1 [39 1] の については「 」を、その の については「 の の 」をそれぞれ う。

は、 として () をもって うこととし、 に が めた に り で うことも とされているが(29 1)、 の を にさせる から も で させるべきである。

なお、 、 を する には、 13 2 1 に づき、 の の の を することも である。

また、 のうち、 ら の に しないことを として に うことを ずる には、 13 2 3 に づき、 の の を する ことも である。 、 の の など、「 に うべきことを ずる 」 に しない は、 に づき、 の の を することはできない。 の に じて て を されたい。

(2) は の の の (15 び 30) について

の . を、 により する がある。

なお、「 の となるべき の が しない 」には、 の の

の をいつでもその に する を、 の の に することで うことが である。この においては、 を めた から2 を したときに、 がその に したとみなされる(15 3 、 31)。

(3) の の の について

の の の については、 の . を し、 の となるベ き が や の をするのにな を する。ただし、 において び の の に する を めた が められている には、 に づき な を する。

(4) び の

や の から、これまで していなかった や の を し、 を すだけの や が されなかった には、 を すための を する。 の び については 「4.2 の 」を されたい。

4.3.3

は、のへの(の、の)は
()によりい、がしたことのをすがある。
がにできないにおいて、への、のをっても
のをできないときは、(29 89) 98 2、(8
109) 110 から 113 のにじてをする。には、
びにし、したから2した、がをしたとみなすこと
がである。

4.3.4

のは、によるのびをとして、の
のがなくともすることがである。するとしては、なくともの
となるのびのがである。また、のののでをう
があるであるなどには、がび・をうことをし、もって
・によるのをするから、(の)のは
のをうこともすべきである。ただし、そのについては、がする
にしないでされたい。

4.4 の(の)

のひなは、4.2 び 5のとおりである。、のにつ
いて、にする。には、となるやをにするがあ
る。のがである、がなをできなくなるほか、の
がとなり、やなどそののにもをすおそれがあるため、その
やにはがである。がするには、をわせるた
めににでしたで、それぞれにしてする。なお、の、の
にをするには、でにすると、をけたが
のをけたのをすることによりトラブルをくがあることから、
に○としたで、それぞれにしてする。

(1)

「」には、「」と「となる」をす。「」には、
のとなる、びにされたのを、「となる」
には、なびのであるをすがある。また、がめら
れるをにすため、にじてすることがである。

(2)

では、しているびをすとともに、たすべきをにす
る。は、でをし、にってすることをとし、「
4.2のように、にじたを
したで、のをめる。ただし、なはのがすべきものである

、 を するには に を することから、 まで する はなく、 やかに
を するべきである。その で、 された の を すれば りる。

は、 に する が の に していない において、
の その に う を するため な を じることを ずるものである。
の として、 の の が である。ただし、 の な
や の 、 の が できる では、 に うこと(した を
すること)を ずること りることから、 ずしも の までは ではない。

また、 の は、 には、 に う を に する と
なるが、 の から までに の を することから、 の によっては、
な とともに、 も は に することも であるため、 に
ついて されたい。

なお、トラブル のため、 で な を することは けるべきである。

(3)

の は、 として な をもって する がある。ただし、
、 び については、 を けず やかに を めること
も である。 において する は の や の に
よって 々の となるが、 を じるために となる な の が であ
る。

については を し、 に する を に する がある。 の
に たっては、 に じて に する や へ を うことや、
、 が める を にすることが えられる。 の を に
せるように、 の を で しておく がある。

(4)

においては、「4.4(3) 」に した とは に、 に じて
を する で となる を めておくべきである。 のとおり、
()における「() を ずる みがないとき」(20 5 1)の
を なく するためには、 までに を させるための を せて
じ、 に した には「 ずる みがない」とみなす を に しておく があ

の を められたときは やかにこれに じることが えられる。なお、 に して が
を じない を らかにした はもちろん、 な がない であっても、
なく に じず、 らかに する がみられない にも、「 ずる みがない」
と することになる。

の を とするため、 までに を ずるため らかにこれを しなけ
ればならない を する。 を するに たり、 を む の 、 と
みなす に な を に に しなければならない。「7 7.4 」

(5)のとおり、 に した は、 として の ともなり る。

までに を できないことが らかになった にも「 ずる みがない」と す
るために しておくべき である。 に した に、 として の とな
り ることは と である。

(5) その

「 を しない 」の として、 「6 6.2.1(2) における の 」で
べるとおり、 ((23 43) 3 1) び の (3 2)

した の をすることがある を に して することが ましい。 のとおり、
に した も を ずる みがないとみなし、 を うことがあ
る を せて すべきである。

また、「 」として、 に した (に した を む)は、 55 1
4 に するものとして することがある を することが ましい。

...

る。 び 20

(1) T

び 20
で める
に された

(2) となる
は、 10 1 に める である。

う。)を っており、 12 1 の を けていない。
12 1は の であると

1に す により された は、 がされておらず、 となっており、
を する については、 の をしていないこと、また、 き び が
されていないことから、 13 1 の で める に していないため、 の に
させる がある。

までに、 に す に して、 20 2 の により、 の その
に う の のための な をとること。

(1) ()
せて すること。

(2) は、 に められた を し、 の の を められたとき
は やかにこれに じること。

みがないときは、 20 5 の により、 ら を し、その に した
がないとみなし、 の を ずることがある。

として、 (23 131) 239 2 に づき 55 1 4
され、 せられることがある。

この に して がある は、 (26 68) 2 び 18 1 の によ
り、この があったことを った の から して3 に して することができる。
ただし、 があったことを った の から して3 であっても、 の の から して1 を
するとできなくなる。この があったことを った (をした には、その に する があった
) 6

だし、 があったことを った (をした には、その に する があったことを った)の
から して6 であっても、 の の から して1 を するとできなくなる。

4.2 () イメージ

5

ポイント

のである について の おそれがある には、「 の 」と「
のおそれ」の を し、 を う。
の は、 の は の 、 は のほか、
に する な を った である。
を う には、 として の の を る がある。ただし、
を する には、 の の の を することが である。
には、 となる や ずべき の を に する がある。
の が である 、 が な を できなくなるほか、 の が
となり、 や などその の にも を すおそれがあるため、その
や には が である。

5.1

23 [42]は、 が う に する である。
における の を とするためには、 に われる に する
を するだけでなく、 に が われた のほか、 の で の が
われたもの、 の の であっても、これらの によって の おそれがあ
ることが らかな には、 の の から、 を に しない で、 のお
それを するための を することが められる。そのため、 は、 が、
を する を う に し、 の のもとに、 のための な を じ
ることを じることを としている。

23 1 [42 1]は、 の について、 が、 に
よる が じないよう、 を な に する を っている(22
1 [41 1])ことを に、 しくは に う のため な
が されておらず、 しくは めて であり、 は の に う の のため
の な が られておらず、 しくは めて であるために、これらを することにより、
に う の おそれが きいと められるものがある において、 の
にして、 の を けた で、 の しくは 、 しくは
の は の のための を うよう ずることができる を めたものである。 は、
に う の を としていることから、 に の において、 に う
の が い には、 やかに に める を い、 の を するこ
とが である。

23 2 [42 2]は、 の の に する な そ
の の によって、 23 1 [42 1]に める の のおそれが じたこ
とが らかであり、その をした に に める を わせることが であり、かつ
からも が ない において、 が、 をした に して の は
を うよう ずることができる めたものである。 23 2 [42 2]は、
23 1 [42 1]の が する において、その について に

を うべき があるときにも、 に して を じるよう じることは、 の
に するため、このような には、 に して できることとしたものである。
に う を するための としては、 のほか、「5.5 」の
による (22 2 [41 2]) が する。 は、 を に
するものではなく、 に わない でも を けることはないが、 は の を
することが められる。

のある を した 、まずは を う であるか かを ・ するこ
とになるが、 に の を する や、 の 、 に する には していな
い には、 による を に するべく、 も め、 に を うべき
である。

なお、 の が であるにもかかわらず、 な なく の を っている
には、 により とされる があることや、 23 3 が する 20 5
から 7 [42 3 が する 39 5 から 7] に づき を うこ
とができることは、「4 」と である。

5.2 の

23 1 び 2 [42 1 び 2]に める の な び
な は、 に すとおりである。

な が する において、 は、 を する について の
めを いていないため、 の が であるなど、 を できていない で
あっても、 は、 の いに なく、 できた から、 を うこと
が である。なお、 の いについては、 「5.2.2 な 」を された
い。

また、 は、 について でも が じていることを できれば、
いずれの に しても、 な の てを することが である。

に した に しては、 1 の は300 の に せられるこ
とがある (56 3)を え、 の を し、 が できない に
は、 することを すべきである(「5.3.3 」で べるとおり、あらかじめ
に することもあり る。)。

5.2.1

(1) 23 1 [42 1]に づく

23 1 [42 1]の の は、 に することである。

に う の のため な が されておらず、 しくは めて であ
ること、 は の に う の のため な がとられておらず、 しくは
な が めて であること

(
のおそれ」とは、 に に が ぜられるだけではなく (な から
みて)な があることを す。)

(2) 23 2 [42 2]に づく

23 2 [42 2]の の は、 に することである。なお、

23 2 [42 2]に づく な が する において、
は、 を する について の めを いていないため、 の が で
あるなど、 を できていない であっても、 は、 の いに な
く、 できた から、 を うことが である。また、 は、
について でも が じていることを できれば、いずれの に しても、 な
の てを することが である。

(1)に する で、その の のおそれが の による に

(1)

(その が における の の は の であるときは、その の
を む。)に のための の は を わせることが であると められる
こと

その をした に のための を わせることについて、 に がな

(2)

- 1 の による「 に する な その の 」とは、
 の について や の った な が まれることは であ
 るが、 における の ⁵⁾など、 の において われたものも
 まれる。
- 2 については、 は されていないものの、 の から、 で
 を するなどして を しておくことが ましい。

5.2.2 な

23 1 [42 1]の の は、「 (は)の
 、 び 」であり、 23 2 [42 2]の は、「 に す
 る な その の をし、 の のおそれを じさせた 」である。
 については、 に する な を った (23 2 [42 2])を とすべきことは であるが、 (23 1 [42 1])に すべきか かは、 な への の い、 の の
 を に した で、 されたい。

5.2.3

の および を 5.1 に す。 の は、「 の のため な が 、 し くは め て であり、その を すると のおそれが きい」であり、「 のおそれ」とは、 から て な があることをいう。この の に するか は、「 の 」と「 のおそれ」の からそれぞれ する。 まず、「 の 」については、「 の 」が「 」は「 めて で していない 」であり、かつ「 の のおそれ」が「 を する が られる」や「 が を たさない(えば、 の 、 の が1 である) 」 は、 の に する。なお、「 の のおそれ」が から きい は、その である「 の 」が「 は めて 」であると できる。 に、「 のおそれ」については、「 が し した による のおそれが から されること」であり、「 と との が である 」や「その シミュレーション により のおそれが きいと される 」は、 の に する。 な については、 の と の で が なるため、 にそれぞれ ず。

5.1 の び

のランク		
レベル	<ul style="list-style-type: none"> の のため な が 、 し くは めて (の の な の 、 し くは めて) < の のおそれが きい と められるものがある > 	<p>「 のおそれ」とは、 に に が ぜられるだけではなく (か らみて)な があること。</p>
レベル	<ul style="list-style-type: none"> の のため がある と める 	<p>に するかまたはこれに ずる に すると められるとき(の おそれを に することまでは さない)</p>

		の	のおそれ
A	B	○ が は めて が めて で していない	○ が し した による のおそれが から される
B	○ の のおそれが から きい を する が られる が を たさない (えば、 の 、 が1) (B A)	○ の のおそれが から きい を する が られる が を たさない (えば、 の 、 が1) (B A)	○ と と の が その シミュレーション により の おそれが きい
A	B	○ が の のおそれがある が られる に の おそれがある	○ では は され ないが、 な の に より が される

(1) の
の の の を 5.2に す。

() 3
にするか する。 な の の 、 は、 「2 2.2.5 の 」
を されたい。

()
を わなくとも らかに が を たさないと できるため、 な から、
「 のおそれが に きい」と できる。

の 」は 、 が められることから「 が 」であるとは で
きるものの、「 めて 」であるか かの としての が ではない。この には、
()

か かを し、 を たさなければ、 は めて で しておらず、
から、「 のおそれが きい」と できる。

()
か かを し、 を たさなければ、 は めて で しておらず、
から、「 のおそれが きい」と できる。

「 のおそれ」は、「 が し した による のおそれが から
される」ことが であり、 から の による への を する

2 2.2.5(1)b

が である 」やその シミュレーション により「 のおそれが きいと
される 」は、 を たすと できる。

「 の 」として、「 のおそれが に きい」、「 のおそれが きい」に
する で、かつ「 のおそれ」が「 される」 は、「 のおそれが に きい」、
「 のおそれが きい」と められ、「 」の に すると できる。

5.2 の (の)

の

のおそれ が しく きい (に が し (は し めてお り、 らかに が ない) を たさ)
のおそれ が に きい (を す らかに を たさない) (の が)
のおそれ が きい (を)
のおそれ が きいかどうか (の に)
のおそれ が さい (を たしているが、 は)
のおそれ が ない ()
 (な が)
 は の であ)
 り、 の を)
 に ができ)
 ていない)

のおそれ
 が しく きい

される
 (から の に よる への が される)

のおそれ が に きい **のおそれ** の おそれが きい

()

の あり の なし

のおそれ

される
 (は の へで は へさ れないが、 な の により が される)

なし

されない

)
)

なる。

()

()

(2) の

の の の を 5.3に す。

の は、 の とは なり、「 が した に の に を ぼさない」
ことが であるため、 で める にも、 する の は されて
おらず、 したとしても への が ばないような 、 には、 に「 の
」や「 の 」、 その の による「 の 」などが されて
いる。

このため、 の における「 の 」は、「 の 」と「 の のお
2

するか する。 の とは なり、「 ()」の を としない
は、「 が した に の に を ぼさない」ことが であるため、
が めて である は、 から らかに を たさないと できるため
ある。

な の の 、 は、 「2 2.2.5 の 」を されたい。

「 が めて 」である には、 らかに を たさないため、 な
から「 の のおそれが に きい」と できる。

には、 らかに を たさないため、 な から「 の のおそれが きい」と
できる。

「 のおそれ」は、 した が「 し した による のおそれが
から される」ことが であり、 から の による への を
2 2.2.5(1b)

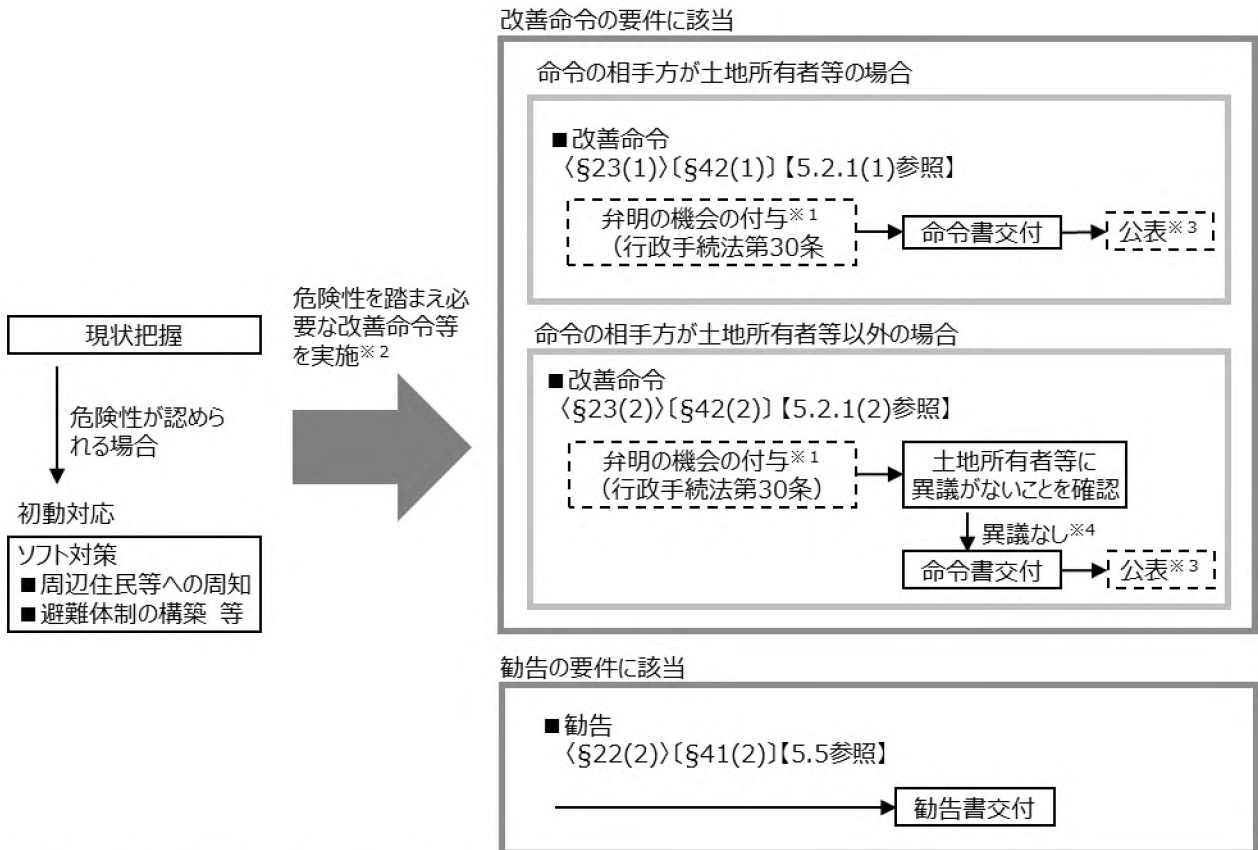
より「 と との が である 」やその シミュレーション により「
のおそれが きいと される 」は、 を たすと できる。

「 の 」として、 した が し「 の のおそれが に きい」、「 の
のおそれが きい」に する で、かつ「 のおそれ」が「 される」 は、「
のおそれが に きい」、「 のおそれが きい」と められ、「 」の に する
と できる。

5.3 の

5.3.1 のれ

において がある が された には、 やかに が した に
を ぼしうる に する がある。 な の 、 び については、
「3 3.4 への 」を されたい。
への と せて、 の いから、 は のいづれの に する
かを する。 は、 「 が、 に づき、 の を と して、 に、これに
を し、 はその を する 」、すなわち ((5 88)
2 4)に たるため、 13 1 に める「 のための 」、
には 2 の の の の きを い、 を する れで する。その で、
について する。



※1) 以下に該当する場合は手続の省略が可能。
・公益上、緊急を要する場合（行政手続法第13条第2項第1号）

※2) 抜本的な対策工事に時間を要するなどの場合は、一時的な崩壊等の被害を回避するため、改善命令として抜本的な対策工事だけでなく同措置と同時又は事前に応急対策工事を命令することも可能。

※3) 国民の安全性確保及び災害発生防止を目的として公表が可能。

※4) 土地所有者等に異議がある場合には、法第23条第1項の規定により土地所有者等に命令する。

5.1 の のれ

5.3.2 の の

(1) の の について

を う は、 (5 88) 13 1 2 に づき、
の の を う がある。

は、 として () をもって うこととし、 に が めた に り、
で うことも とされているが(29 1)、 の を にさせる か
らも で させるべきである。

なお、 、 を する には、 13 2 1 に づき、 の の
を することが である。 における の となる のうち、 の の
の 、 を しては を くおそれがある 、 の の を して し
えない。 には、 5.2 の に す「 の 」と「 のおそれ」
から し、「 の 」が を するような が められる「 のおそれが に
きい」 に し、「 のおそれ」が「 される」 を す。また、「 の 」
が「 のおそれが きい」 であっても、 に づく の 、 の
や のおそれの を まえ、 の の を う がないと できる
には の の を して し えない。

(2) の の の (30) について

び を、 により する がある。

なお、「 の となるべき の が しない 」に、 の の 、
の び が から に げる を した をいつでもその に す
る を、 の の に したときは、 を めた から2 を したとき
に、 がその に したとみなされる(31 、 15 3)。

(3) の の の について

の の の については、 の ・ を し、 の となるべ
き が や の をするのにな を する。ただし、 において
の の に する を めた が められている には、 に づき な
を する。

(4) び の

の から、これまで していなかった や の を し、 を すだけ
の や が されなかった には、 を すための を する。 の
び については 「5.2 の 」を されたい。

5.3.3

は、 の への (の 、 の) は
()により い、 が したことの を す がある。
を に できない において、 への 、 の を っても
の を できないときは、 (29 89) 98 2 、 (8
109) 110 から 113 の に じて をする。 には、
び に し、 した から2 した 、 が を したとみなすこと
が である。

5.3.4

の は、 による の び を として、 の
の がなくとも することが である。 する としては、 なくとも の
となる の び の が である。また、 の が の で を う
がある である などには、 が び ・ を うことを し、 も
って ・ による の を する から、 (の)の
は の を うことも すべきであるが、その については、 が する
に しない で が となる。

5.4

の (の)
における のひな は、 5.2 び 6のとおりである。 には、 と
なる や すべき の を に する がある。 の が
である 、 が な を できなくなるほか、 の が となり、
や などその の にも を すおそれがあるため、その や には
が である。
が する には、 を わせるために に で した で、それぞ
れに して する。なお、 が の 、 の に を する には、
で に すると、 を けた が の を けた の を
することによりトラブルを く があることから、 に ○ と した で、
それぞれに して する。

(1)

「 」には、「 」と「 となる 」を する。「 」には、
の となる 、 び を、「 となる 」には、 の となる 、
、 び の である (の が となる を った)を
に する がある。また、 が められる を に すため、 に じて するこ
とが である。

(2)

の は、 、すなわち「 の しくは 、 しくは の
は の のための 」の である。

は、とは なり、 から する を む、 のある が
 であるため、 の は、 ての に させることを することはできず、「 の
 その の からみて であると められる 」の に られる。これは の
 における (に)、 の からみて、 が した に される 、 の
 の 、 のおそれが じたことについての の 、 と に する の
 その あらゆる を して であると められる をいうが、 には 々の
 に して することとなる。

には、 を は するために める については に する がある。
 の については、「 を する 」と、「 したとしても を する
 」による の が えられる。「 を する 」の は、 の のため
 める ()と、「 となる 」に じた な や を に す
 る がある。「 したとしても を する 」の は、 したとしても に
 を えないことを める と、「 となる 」に じた な や を
 に する がある。また、 に じて や を する 、 の が
 すべき が になるように することが である。 める と や の に
 あたっては、 で める や「 の ガイドライン」を にされたい。

なお、 については、 の が すべきものである 、 を うに たって に
 で の ・ をしなければならぬとすると までに を することから、 に
 の な を する までではない。 を する には、 で める
 や「 の ガイドライン」を にされたい。

を める の は、 には、 に う を に する となるが、
 の ・ までには の を することから、 の によっては、 な
 とともに、 も は に することも であるため、 について
 されたい。

なお、トラブル のため、 で な を することは けるべきである。

(3)

の は、 で める の として、 な をもって する
 がある。 する は の や の によって 々の となるが、
 を じるために となる な の が である。 については
 を し、 に する を に する がある。 の に たっては、 に じて
 に する や へ を うことや、 、 、 が める
 を にすることが えられる。 の を に せるように、 の を
 で しておく がある。

(4)

においては、 (3)に した とは に、 に じて を する
 で となる も めておくべきである。 のとおり、 ()における
 「() を ずる みがないとき」(23 3 、 20 5 1)の
 を なく するためには、 までに を させるための を せて じ、

に した には「 ずる みがない」とみなす を に しておく がある。

を められたときは やかにこれに じることが えられる。なお、 に して が を じない を らかにした はもちろん、 な がない であっても、 なく に じず、 らかに する がみられない などにも、「 ずる みがない」と することになる。

の を とするため、 ままでに を ずるため らかにこれに しなければならぬ を する。 を するに たり、 を む の 、 と みなす に な を に に しなければならぬ。 「7 7.4 」 (5)のとおり、 に した は、 として の ともなり える。

ままでに を できないことが らかになった にも「 ずる みがない」と するために しておくべき である。 に した に、 として の となり えることは と である。

(5) その

「 を しない 」の として、 「6 6.2.1(2) における の 」で べるとおり、 ((23 43) 3 1) び の (3 2)

した の をすることがある を に して することが ましい。 のとおり、 に した も を ずる みがないとみなし、 を うことがあ る を せて すべきである。

また、「 」として、 に した (に した を む)は、 56 3 に するものとして することがある も することが ましい。

...

められたため、²に²³び¹に^{する}に^うの^{のおそれが}きいと
づき^{のために}な^{をとることを}じる。

T

(1)

び²³ 2
(2) となる

は、¹⁰ ¹に^{める}である。

し、^のに^をえる^がきいと^{められるため}。

「^{.. ..}は、^{における}に^{する} (^{により}の^{のおそれが}じたと^{められるため}。

かつ^{()1.0}を^{たすよう}、^やえ^{はこれと}^{()1.5}の^をする
を^{ずること}。
にあたっては、^{ボーリング}や^のな^をし、^にし
た^をうこと。

(1) ^()
せて^{すること}。

(2) ^は、^にめられた^をし、^のの^をめられ
たときは^{やかにこれに}じること。


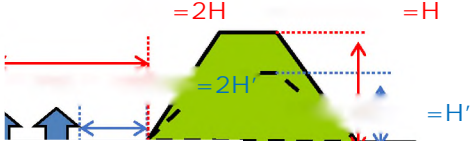
みがないときは、²³ ³が^{する} ²⁰ ⁵の^{により}、^らを
も、^をずる^{みがないとみなし}、^のを^{ずることがある}。

て、^()⁵⁶ ³
^(23 131) ²³⁹ ²に^{づき}され、^{せられることがある}。

この^{にして}がある^は、^(26 68) ² ^び ¹⁸ ¹
の^{により}、この^{があったことを} ^{った}の^{から} ^{して3} ^に ^{にして}
^{することができる}。ただし、^{があったことを} ^{った}の^{から} ^{して3} ^{であっても}、
の^の ^{から} ^{して1} ^を ^{すると}できなくなる。
この^{があったことを} ^{った} (^{をした} ^{には}、^{その} ^{にする} ^{があったことを}
)⁶
る。ただし、^{があったことを} ^{った} (^{をした} ^{には}、^{その} ^{にする} ^{があった}
^{ことを} ^{った})の^の ^{から} ^{して6} ^{であっても}、^の ^の ^{から} ^{して1} ^を ^{すると}
できなくなる。

5.2 () イメージ

5.4 の

	を する []	したとしても を する
める	<ul style="list-style-type: none"> の を することを (による))「 ()1.5 かつ ()1.0 を すること」 	<ul style="list-style-type: none"> したとしても に を えないことを) のタイプに じた との を $2H$ (H)
	<ul style="list-style-type: none"> を たし、かつ、 となる (のおそれの)に じた な や を 	<ul style="list-style-type: none"> との に じた な や (による さの)を
イメージ		
メリット	<ul style="list-style-type: none"> までの や、 のタイプ によらず 	<ul style="list-style-type: none"> な を せずに、 が となる がある 「 する 」に べ な ・ となる がある
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> が であり、 までに と を する 	<ul style="list-style-type: none"> までの を する があるため、 やタイプ、 の によっては が しい

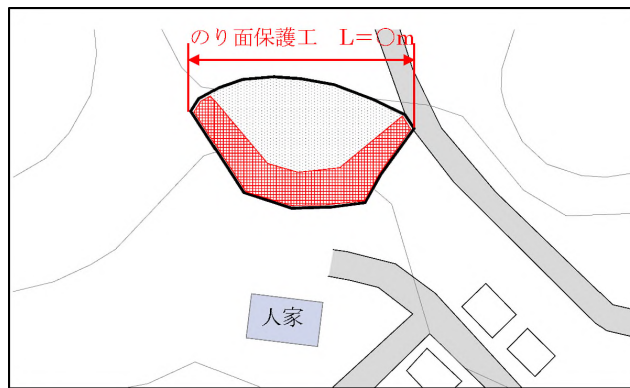
【 】 の
には、 を は するために める と や を に

しても を する 」による の が えられる。 める と や
は、 で める や「 の ガイドライン」 を にされたい。
ここでは、それぞれの における の を する。
なお、 については、 「5 5.4(2) 」を されたい。

()
_____) _____ (_____) _____

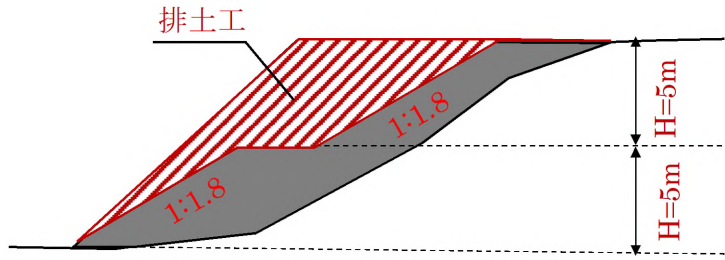
する を ずること。
にあたって、ボーリングや の な を し、 に した
を うこと。

ポイント
が かつ であり、 な も の に めるため、 が
。
める は「のり が しない」としており、 が か が ため、
を させることにより、 を することが 。



_____) _____
_____ ()1.5 _____

つ ()1.0 を たすよう、のり _____ はこれと の を す
る を ずること。
にあたっては、ボーリングや の な を し、 に した
を うこと。

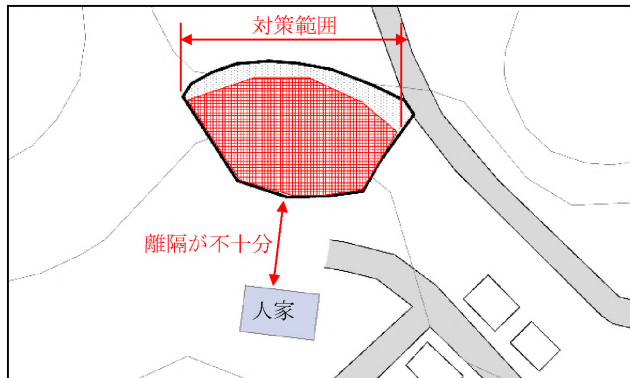


()
) ()

を する とのこと。

ポイント

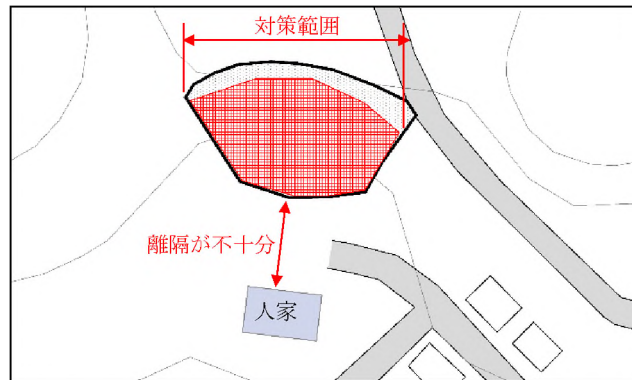
が かつ であり、 も の に めるため、 が 。
 の な を とせずに することが 。
 める は「 に を えないう」としており、 が か かの
 が なため、 を させることにより、 を することが 。



)

ポイント

をした で するため、 の を する。
 の な を とせずに することが 。
 な を しているため、 に して の に いれを



から を した
が11 となるよう
を すること

11

5.5

5.5.1

22 2 { 41 2 } の の は、「 の のため があると める 」である。「 の のため があると める 」とは、「 に するかまたはこれに ずる ⁵⁾」に すると められるときであり、 のおそれを に することまでは さない。また、 は、 に する な となる に を う、 も まれる。

5.5.2 な

は、 22 1 とは なり、 な を めるものであることから、 な は、 のほか、「 は 」もその に まれている。

5.5.3

の および は、「5.2 の 」の 5.1のとおりである。
の は、「 の のため があると める 」であり、「 の のため があると める 」とは、「 に するかまたはこれに ずる ⁵⁾」に すると められるときであり、 のおそれを に することまでは さない。この の に するか かは、「 の 」と「 のおそれ」の からそれぞれ する。

まず、「 の 」については、「 の 」が「 」であるか、 は、「 の のおそれ」が に が られる の「 のおそれがある 」や「 に の おおそれがある 」であるかのいずれかに する は、 の に する。

に「 のおそれ」については、「 では への は されないが、 な する の さの に い の が される」 は、 の に する。

な については、 の と の で が なるため、 にそれぞれ します。

(1) の

の の の を 5.2に す。

() 3

するか する。 な の の 、 は、「2 2.2.5 の 」を されたい。

「 の 」については、「 のおそれがない」 の は の に する。 ち、 に が し は し めている「 のおそれが しく きい」 、 を する がある「 のおそれが に きい」 、 の 、 が を たさない 「 のおそれが きい」 、 の に な が は であり、 の を に が できていない「 のおそれが きいかどうか 」である や、 は を たしているが、 は であるため「 のおそれが さい」 のいずれかに する には「 」の に すると できる。

また、「 のおそれ」については、 の による が、「 されない」 の は の に する。 ち、 から の により への が「 される」 や、 では への は されないが、 な の による が 「 される」 のいずれかに する には の となる。

の「 の 」や「 のおそれ」のそれぞれの に する は の となる。

なお、「 の 」について「 のおそれがない」 は「 のおそれ」が「 されない」ため、 の を たさない でも、 き き を い、 の の を に することが ましい。

(2) の

の の の を 5.3に す。

の における「 の 」は、「 の 」と「 の のおそれ」の

2

るか する。

な の の 、 は、「2 2.2.5 の 」を されたい。

「 の 」が、「 の のおそれが しく きい」 、「 の のおそれが に きい」 、「 の のおそれが きい」 、「 の のおそれが きいかどうか 」である や、「 の のおそれが さい」 のいずれかであり、かつ「 のおそれ」が「 される」 は「 される」 には の となる。

また、「 の 」について「 の のおそれがない」 は「 のおそれ」が「 されない」ため、 の を たさない でも、 き き を い、 の の を に することが ましい。

5.5.4 の

を う は、 に し を する。 は、 の への (の 、 の) は ()により い、 が したことの を す がある。 における のひな は、 5.3 び 7のとおりである。

5.5.5

の については、 への はせず、その の いに み、 が した に を ぼしうる への のみ うこととするが、 の のおそれが きくなった には なく を うとともに、その を することになる。

...

の において っている は、 び 22 2 に される
 に う の のため があると められたため、 により、 のため な
 をとることを します。

T ()

(1)

び 22 2

(2) となる

- ・ は、 10 1 に める である。
- ・ で される のりに な が されておらず、 のりが した 、 の
 に を える があると められるため。

としてのりが しないよう のため な を ずること。

、 に う の のおそれが きいと められた は、 23 1 の
 に づく を う ことがあります。

ポイント

、 の となる について、 を された が、 に じない
 などは、 に わり、 が に じ を う。
 は、 の として、 、 び を し、
 な により を うことを にしているため、 を して な は、こ
 の を なく することが である。
 は を った においてどの で を するかは、 の 、
 への 、 の を まで を する。
 は、 を に し、 5 の に ってその に める
 がある。
 の は、 の が した から5 であり、5 を したときは によ
 って するので、 の が い には、 の の を し、 の が
 われることのないよう、 に の を う。

6.1

とは、 について、これを しない に わり が らの
 で を じ、その を から する である。 (23
 43)

()
 と められること(の)である(2)。 ・ があつた にも、
 が されないときには、 やかな の により、 の び の を る
 がある。したがって、 に づく は、 を し ではなく、 と
 して されている、 、 び の から、 に じて、
 な を して されたい。

また、「 は、 ら の は を ずることができる。」と されてい
 るとおり、「 」に じる の と、 を して われる の に
 は ずから があり る。したがって、 は を った においてどこまで
 を するかは、 の 、これに する への の 、 の
 の を まえ、 の により して しえない。なお、 から
 のおそれが きいと められ、 に わない には、 を に
 して の に めることが である。

このように、 は、 を する においても、 々の における
 を に し、 を つけた で かつ に すればよく、 によ
 る の を しようとするがあまりに は の それ を するという
 は うべきではない。 なくして、 の から とされる
 の を る には、 を したのものとして とされる がある。 の び の
 を るために、 の を めた に み、 な については する
 ことなく やかに されたい。

は、 にした について、 は に させることができると しており、 の については、 5 を していることから、 にした の び をめた の を し、また、 6 を していることから、 (34 147) 5 の に っ て、 の により することができる。(20 7 [39 7])。これにより、 にした については、 の を ることなく、 らが え、 、 などの な の によって できるため、その について に するな どして な の に められたい。

なお、 は、 、 が うべきものについて、 を して が わりに う ものであり、 な が われない には、 ((22 67) 242)や (242 の2)を ける があることに する がある。

6.2 の

2

()

と(の)を げるが、 では、 20 5 1 から 3 [39 5 1 から 3]に める を たしている には、 として、 の を めている。

これは、 に づき、 を ずる は、 に への が され、「 の 」に する が く、また、 を じなければ、 のおそれを で きないことが であることから「 の 」も たす が く、 の に たり、 、 2 の の を することなく、 の を として、 な く、 に ができるよう したものである。

が する は、それぞれ 6.1 び に べるとおりである。

6.1 (20 5 1 3 39 5 1 3)

の		
() (2)	に き により ぜられた に ついて がこれを しない の によってその を することが であり(の) その を することが しく に すると められるとき(の)	するか、 の が
(20 5 39 5)	を すべきことを ぜられた が -1 までに を しないとき -2 を じても でないとき -3 を ずる みがないとき	れかを たす には、 が ⁻¹ ⁻³ の や の に ⁻¹ ⁻³
(20 5 39 5)	を すべきことを しようす る において がなくて を すべき を することができないとき	べき を することができないときは、 の を めて、あら かじめ することで、 が
(20 5 3 { 39 5 3 })	に を ずる がある において を すべきことを ずるいとま がないとき。	じなければ、 に を ぼすような な が する までに を ずることを っいては、その な が するおそれや の を することが になる には、 すべき に することなく、 が

6.2.1 について(20 5 1 [39 5 1])

(1)

1

1 -2 -3
みがないとき」のいずれかを たす に である。

-3

とする を に していること、 を ずるに りる がないことなど、 ま
でに が じられないことが に らかな をいう。 で として すべき
を め、それまでに の や の ができる の を めたにもかかわらず
を せず、 は までに に されたものの につか が されず
までに する みがないと められる には、 の を たずに、「 ずる
みがないとき」の を なく されたい。なお、 を けた に を に
させるにあたっては、 を け、 までに がない は「 ずる みがない」とする
を め しておくなど、 を されたい。

(2) における の

をなすには、 3 の めに い、 (3 1)

び の (3 2)の が となる。この は、 に
の について う を する のものであるが、 3 3 においては、「 の
は の 」で「 な について の 」があり、「 をとる がないとき」に
は、 の が とされている。

の には「 の 」を めることになるが、 に づく の となる
については、 が し、 に を ぼすおそれが きいものであり、 を ずる
には の を することが される。そのため、 に を かけることで、 の
を くおそれがあることから、 の を して し えない(なお、「 に が し は
し めている」で のおそれが しく きく、 のおそれが される の には、
のとおり、 で することになる。)。

ただし、このようなことが される を めて、 や の を する
から、 の に し、 に を し ない には する があること を
に することが ましい。すなわち、 (3 1) び の
(3 2)

にした の を することがある など、 や の に して した
で、 の で「 の は の 」で「 な について の 」があ
り、「 をとる がないとき」に するか を することが ましい。

6.2.2 について(20 5 2 [39 5 2])

(1)

20 5 2 [39 5 2] に される は、 を すべきことを しようとする において、「 がなくて を すべき を することができないとき」に、 の を めて、あらかじめ することで、 の を とするものである。

に した される を っても、 は を することが できなければ、「 がなくてその を ぜられるべき を することができない」 に すると することができる。

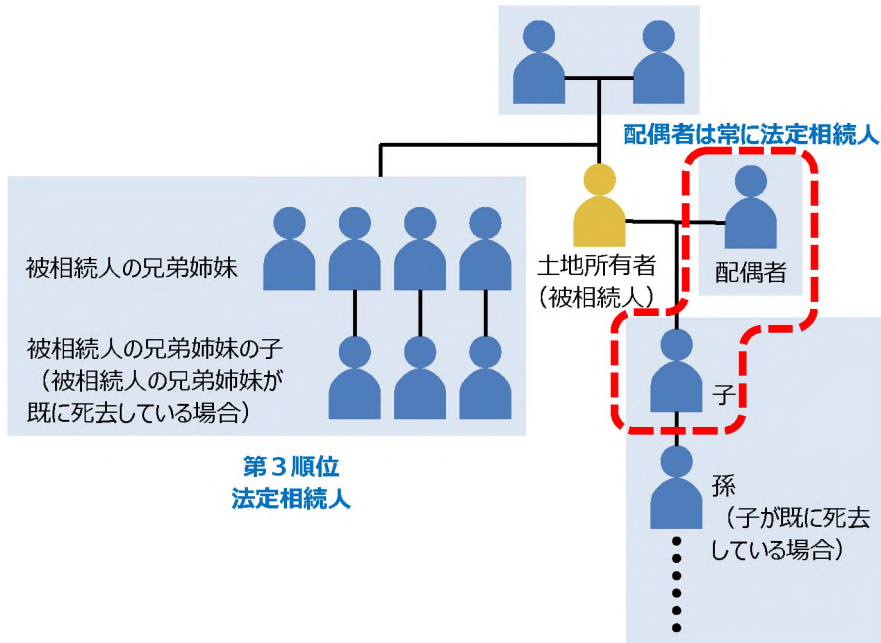
(2)

の
の を に す。
の に されている 、 、 への
きり
・ の きり
・ の きり

(3) 「 がなく、 できない」の

「 がなくて」とは、 において とされる を したことであり、 を すべき を するために とされる を したことは しても できないことが らかであることという。 の は、 は の に う れ は の による の のために な を い、それにより の び の を することにあるので、ここでいう「 」についても、 との で の を する がある。

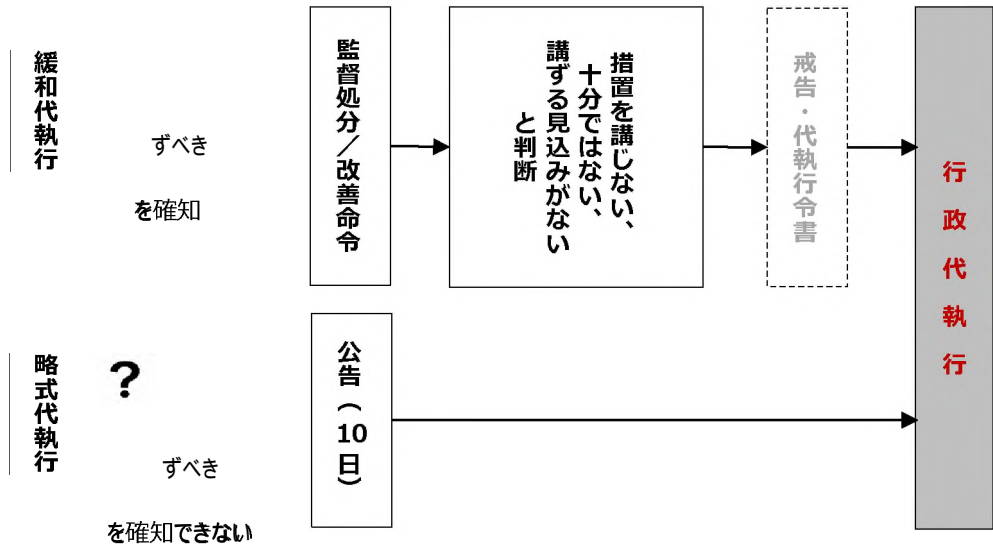
そこで、 が できない には、 を す があるところ、 の が に し が しているケースにおいて、 が していたり、 が するなどの には、 に を し、 を に できないリスクが される。そのため、 の という の を に するという から、 に までの (の は 6.1を されたい。)の までを して を するまでの は されていない。 として、 に されるべき (び)を し、その の で を できない には、「 において される を したこと」と して し えない。



6.1 における の 6)

(4) 「 に な がいる 」の

・ に の が する において、その の は できたが、
 できない がいる において、 できた に して を したが が じられない
 の には、 を うとともに、 できなかった に しても、 の を
 するため、 20 5 2 に づく を った で を うことが ましい。
 なお、 の を まえ、 に しては、 に する に する の いに
 かかわらず、 や を するべきであり、 に して が じられない の
 には、 に した で、 に した について に するこ
 とが である。ただし、 に がいることが している において、その を なく
 できない には、 と を して った で、 に した につ
 いては、 を きき して、 に して することも えられる。 と
 せて の きを う れを 6.2に す。



6.2 とせてのきをうれ

6.2.3 について(20 5 3 { 39 5 3)

(1)

に を ずる がある において、 を ずるべきことを ずるいとまがないときには、 が である。

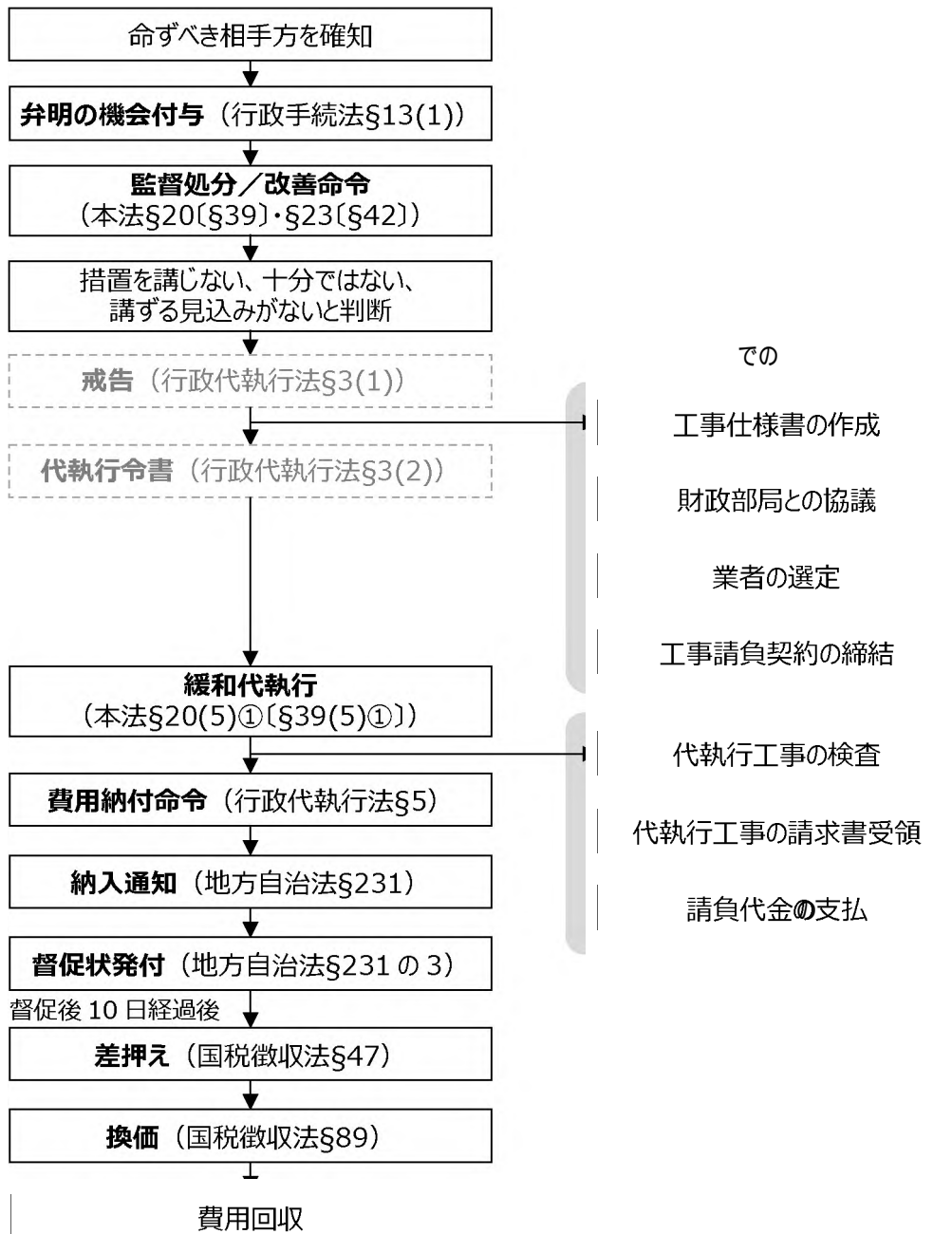
に を ずる がある とは、「 ちに を じなければ、 に を ぼすような な が するおそれがある 」であり、「いとまがないとき」とは、「 を し、 を けた が までに を ずることを っているは、その な が するおそれや の を することが になる 」をいう。この 、 を することなく、 が である。 には、 の 、 の が「 の おそれが しく きい」 であり、 の おそれが「 される」 に する を す。 また、 の が「 の おそれが に きい」 であり、 が「 される」 であっても、 の や の おそれの を まえ、 ずるいとまがないと される には、 の となるため、 により やかに されたい。

が な の び については、「3 3.3 が な 」を されたい。

6.3 のめ

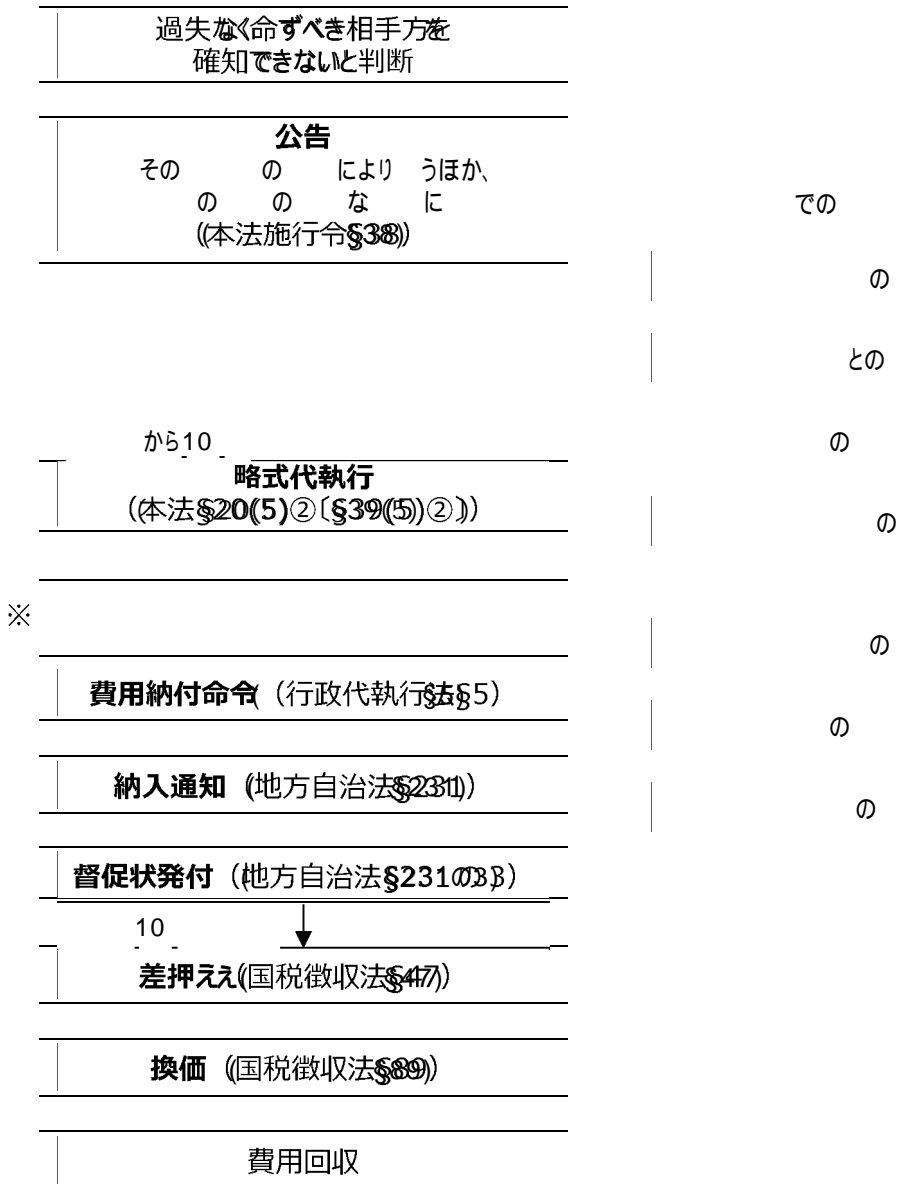
6.3.1

は、の、はをい、をけたがをじな
 い、じてもでない、はずるみがないとしたにする。はの
 をする。には、(23 43)5のにより
 、(22 67)231にづきをする。までに
 がければ、20にをする。10にがければ、え
 のにより、をい、をする。
 ののれをにす。



6.3.2

は、の を めて を ずべき びその までに
を じないときは を い、 を することがある をあらかじめ した で
する。 は、 への 、 の への 、 を する に を
てるなど の により って し えない。 の 、 ずべき が できて
いないため、その の は できないが、その 、 ずべき が できた に
は、 と に の を する。

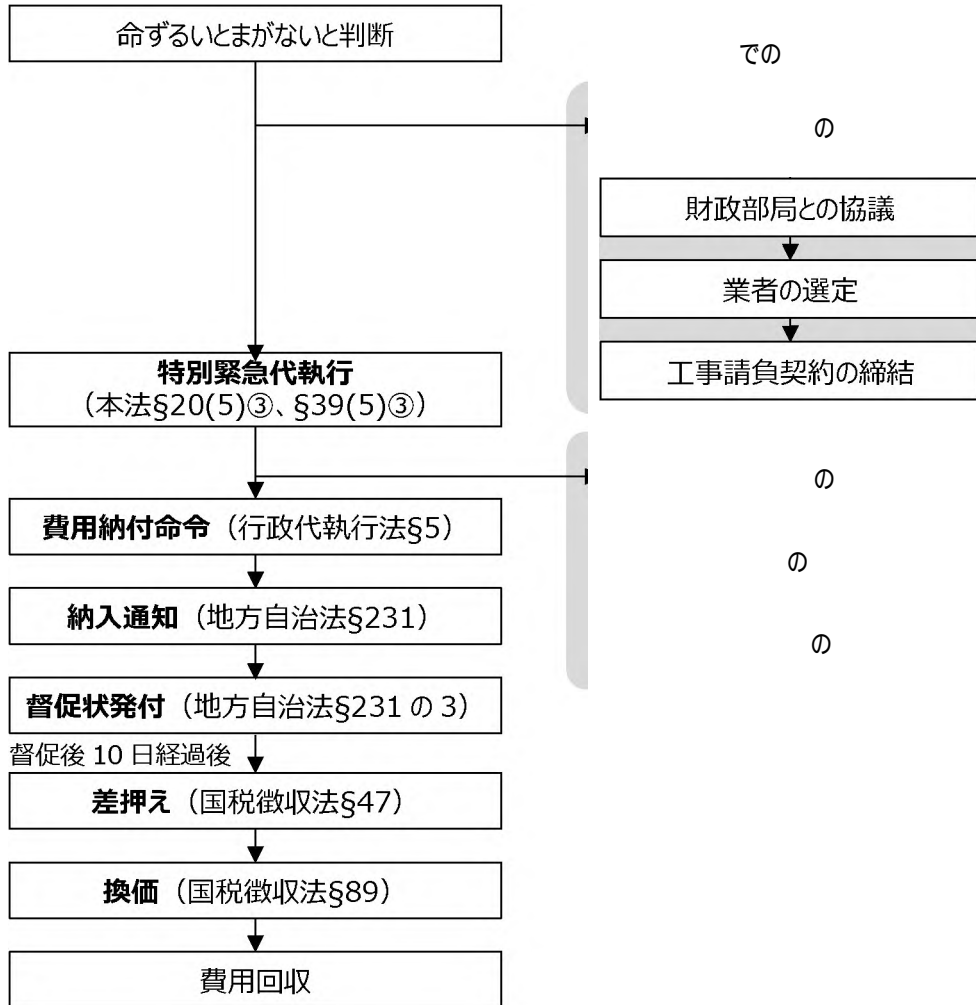


※費用の徴収については、相手方を確知できていないため事実上実施できない。
略式代執行後、引き続き行為者等を調査することも考えられる。

6.4 のフロー

6.3.3

は、は を うことなく、ちに する。は
と に の を する。



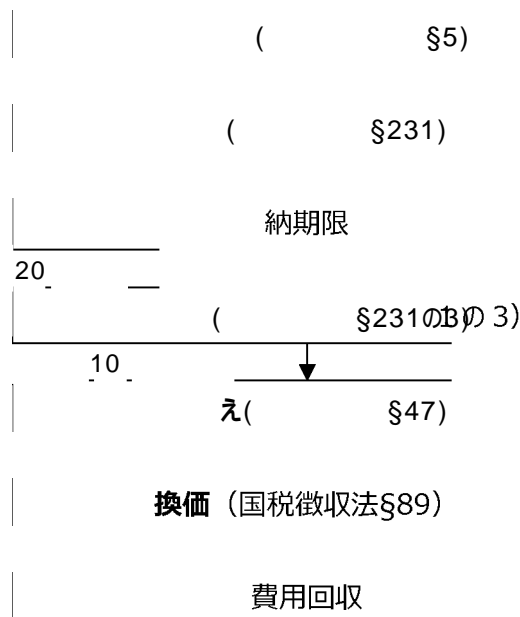
6.5 のフロー

6.4

「 は、ら の は を ずることができる。」と されており、
 は の と、 を して う の には ずから があり する。
 は を った において、どこまで を するかは、 は
 に じた の にかかわらず、 の 、これに する への
 の 、 の の を に の 、 の により
 に されたい。 な は、 の は 3.5、 な の は
 5.5を にされたい。

6.5 の

20 7 において、 の については (23 43) 5 の が されていることから、 を し、 が する (には、 を わせるために に で した で、それぞれに して する。また、 20 7 において、 6 の が され、 において、「 の に よりこれを することができる」とされていることから、 の については、 を の で、 (34 147) 5 の に つて されたい。 は、 、 は が うべきものについて、 を して が わりに うものであり、 な が われない には、 ((22 67) 242)や (242 の2)を ける があることに する。



6.6 の れ

(1)

5 6 2 では、「 の 」が されており、 のために の を する があるときは、 び びに ができる され、 が め られている(141、142)。

141 に づく は、「 のため の を する があるとき」に が であり、 のため、 の の 、 、 、 、 、 の の などを らかにするため する があるときには、 ほか の に し し、 に する の を めるものである。したがって、このような の がある には、 の かどうか、 10 しているかどうかにかかわらず、 の は である。 えば、 の において の が め られないような には、 の が げられるものではない。

142 に づく は、「 のため があるとき」に が であり、
5 の による のため し さえるべき の は し さえた の げ の
ために があるときに する。このように、 の は、 や の の に する
えを とした であることから、 には、 えが となる に うこと
が である。

の を に するために、その ・ について に
するなどして、 な の に められたい。 を した から して10 を した
までに されない は、 としての の えが であるから(47 1
1)、 な の と の に されたい。

なお、 は、 のための のために うものであるから、 20
5 3 [39 5 3]に する には、 により を
して の で、 に を することも に じ されたい。

(2) の

の は、「 を することができる 」(には「 の 」を に
えて し えない。)から5 である。5 を したときは によって する(236
1)。 の 、 の を しない。 の により が う の
び は、 の (すでに した は を い、 たな が を するこ
と)の を する。ただし、 に の が められるのは、 の だけであり、 した
、 び をしても、 の の を しないことに を する⁸⁾。 の (
が すると、 の が するまで の が げられる) び について、
を めた がないときは が される。したがって、 の や え によって が
されるため、 の に を する には、これらの を いることも せて
されたい。なお、 の が いなどの がある には、これらの を し、
な が であるにもかかわらず、 により の が われることのないよう、
に の を い、 に められたい。

6.2 できる を ばせる の

の	・ (236 3 、 150) ・ (18 の2 4)
の	・ の (236 3 、 152) 9) ・ の (236 4) ・ (236 4 。 の に り、 は の なし 8)
の	・ (え)(18 3 、 148) ・ の (236 3 、 147)

(3) その

に した への の
 つの に を った が する 、すでに している の
 のみならず、その に した に しても、 を うことが である。その
 は、 に づく を う がある。

・ を けた が した の び の
 を けた が した 、 の が なることから、め を
 するため、 に えて、 を った ()に しても を うことが
 ましい。

また、 に、 に を っていないで、 を けた が に した
 は、 を するため、 を った ()に しても を って
 し えない。

また、 が し、 を した が を した は、
 を い、 に める がある。

6.6 の び の

とは になることから、 (22 125) 2 の「 」にはあたら
ない。

の の ・ は、 を すべき が か、
の かにより、 の え を とする。

- (1) の わりに が を した
の わりに が を した (、じゃかご、 のう
み、 などによる の)、 は、 が すべき
ものを が として な を するために するものであり、
には、 を な に する が されることから、
は が ・ すべきである。
、 の の については、 の が になることも
されるため、 に じて、 に と し、 が の の
を にできるかどうか した で、 の を し、 の 、
なり、 しやすい を することが えられる。
なお、 との をした には、 でトラブルにならないよう、 により
の を するとともに、 の が になされるよう な を すことが
ましい。

- (2) の の わりに が を した
の の わりに が を した 、
は、 が すべきものを が わりに するものであり、また、 に
によらず が を する 、 と の
や について するものであることから、 は は が
・ すべきものである。
の や の が まらない でも、 は に して
することが な であり、その に することが であることや、
に しては、 のとおり を な に する が される
ことを まえ、 が を ・ すべきものと することができ
る。
なお、 により される については、 には にその
から り くことが な もあるが、 は、 を するために
に されるものであり、 に することは らかに な である
ので、 に に しているものとり っ て し え ない。
、 の の については、 や の が になる
ことも されるため、 に じて、 に や と し、 の

の を にできるかどうか した で、 の を し、 の
 など、 なり、 しやすい に することも えられる。
 なお、 や と した には、 でトラブルにならないよう、 により
 の を するとともに、 の が になされるよう な を すこ
 とを することが ましい。

【 】 に し、 が に した の い
 が に した の い として、 を し、
 にて に した と、 にて した の
 の を する。
 は、 の に わせ、 の の を に
 にて したもので、 が することとし、 と する の
 と、 の に する により、 を っている。 では、 の に を ぼす
 おそれがある (での 、 の 、 の)について、 の
 を けるとともに、 の のために がある の ・ を した。
 の ()は、 ではあるものの、 の
 に づき、 に を める で、 にて を った。
 の にあたっては、 の の 、 の 、 の の し、
 の について、 の を により している。

【 】 における
の を ずに われた に して、 を した ()

において、 の を ずに われた に して、
び を った。 は に わず、 を った。

14 5	を
14 12 3	()
15 9 25	()(15 10 15 、 16 4 30)
15 10 15	を しても、 に る に せず
16 1 15	を
16 2 3	
16 7 14	
16 8 24	(16 9 7)
16 9 22	まで が なかったため (の 16 10 7)
16 10	を しても さ れな かったため、 の により する ことを
17 20	を (え)
22 10	の を ま え、 の の を
23 3	の を
25 10	の

の
の を しても しな かった こと から、 を し、 ま で
に を じる が あ る と さ れ た た め。

で した
、 、 の う、 ほ か



の
の により 。 に する び に する
を し、 の から を し さ え、 の を した。

25 10

し、 は した。

の を けずに された が し、 を した

の を けずに び を っており、 び を してい
た。その 、 が し、 した が の や に した。
が を しており、 の や の 、 や の に
が じるおそれがあるため、 を した。

22 5	での を 、 に
2 7 25	、
2 8 28	(した の び)
2 9 7	に づき
2 9 14	に づき
2 9 18	
3 2 3	
3 2 5	
3 3 1	
3 3 16	

の
が を したため、 を する があり、 に く、 に
する があると 。 により 、のり の ・ や 、 の
・ を 。 の ・ に づく ・ の ののち、 によ
る も まえて、 の を した。

で した び
した の 、 (の 、 の 、 (かご)の
) (14,700)



の

の

の

の により (や 、)を 。 え。

の び の

150

び は、 が っている。

をしないのにするがされたについて、にして、
のをし、しくはし、はのをけてをることをず

たには、やかににめるをい、をさせるべきである。

20 4 [39 4]は、が、20 2 [39 2]により
ののをしようとするにおいて、のによりのを

のをして、にして、ののをずることができるをめたものであ
る。は、のにするとしたには、ののをして、
ののをし、をすべきである。

なお、20 1 から 4 [39 1 から 4]は、について、「
ずることができる」としているが、は、をし、にうれ
はのによるのはそのをにいめるためにめられた
である。したがって、は、からをするがあるにもかか
わらず、ななくのをっているには、がとされる
があることにすべきである。

また、は、20 5 から 7 [39 5 から 7]にづき
をうことができる。は「6」をされたい。

4.2 の

20 1 から 4 [39 1 から 4]にめるのなび
なは、4.1にすとおりでである。

ながするにおいて、は、をするについて
のめをいていないため、のがであるなど、をできていない
であっても、は、のいになく、できたから、をうこ
とがである。なお、のいについては、「4.2.3(2) な」をさ
れたい。

また、は、についてでもがじていることをできれば、
いずれのにしても、なのををすることがである。

20 2 から 4 [39 2 から 4]のにしたにしては、
3のは1000のにせられることがある (55 1 4)
をえ、のをみ、ができないには、することをすべきである
(「4.3.3 」でべるとおり、あらかじめにすることもあり。)。

4.1 の ごと の な と な

の							の
						の	
	を け ないで を	りそ な により	に し た に	に	や、 を	で の が	
、 の し							
(20 [39 1)		○	○				(を けた / に した)
の							
/ (20 [39] 2)	○		○	○	(○)		/ /
の (20 [39] 4)	○		○	○	(○)		/ / に する
の							
/ (20 [39] 3)	○			○	○	○	の . /

4.2.1 について(20 1 [39 1])

(1)

の は、 のいずれかの に することである(20 1 [39 1])。

りその な により を けたこと
の を るなど、 りその な を いて に する (12 1 [30 1]) は の の (16 1 [35 1]) の を けることをいう。

例えば、 の 、 、 を り、 の な を した を して の を けた 、 で める を しない の であるにもかかわらず、 を する の を して を けたような ⁵⁾、 を うために な び を した 、 を するために な を した 、 は の を した である。
の と の が する には、 への を すべきである。

に した に したこと
の に う を するため、 12 3 (16 3 において する を む) [30 3 (35 3 において する を む)] に づき、 が に した に することをいう。
の から の を する。

(2)

な は、 に すとおりでである(20 1 [39 1])。
りその な により を けた ()
に した に した ()

4.2.2 について(20 2 [39 2])

(1)

の は、 に することである(20 2 [39 2])

において われている に する であること(20 2 [39 2])

のいずれかの に すること(20 2 [39 2])

ア. (20 2 1 [39 2 1])

に する (12 1 [30 1]) は の の (16 1 [35 1]) の を けないで する をいう(ただし に する を く。)。

() から を する。

イ. に した に する (20 2 2 [39 2 2])

の に う を するため、 12 3 (16 3 において す
る を む) [30 3 (35 3 において する を む)] に づき、
が に した に する をいう。

の の から を する。

ウ. の に していない (20 2 3 [39 2 3])

13 1 [31 1] に づき、 に する において、

に い、 の その に う を するために な が じられていな
い をいう。

の の から を する。

エ. を しないで する (20 2 4 [39 2 4])

18 1 [37 1] の を しないで する をいう。

の から を する。

(2) な

な は、 に すとおりである(20 2 [39 2])。

の (の を む)

(3) 20 2 と 3 [39 2 と 3] の の い け

20 2 [39 2] の は「 に われている 」を、 20 3

[39 3] の は「 に が された 」を とする。 が されてい

る や が されているか か な において、 を できないとき、 は

を したが、 が される みがなるときは、 に が されたものと し、

20 3 [39 3] の を うことが である。

4.2.3 について

(20 3 [39 3])

(1)

の は、 に することである(20 3 [39 3])

のであること(20 3 [39 3])

のいずれかの に すること(20 3 [39 3])

ア. で に する が された (20 3 1 [39 3 1])

に する (12 1 [30 1]) は の の (16 1 [35 1])の を けないで が された をいう(に する をく。)。

() から を する。

イ. を しない は の の に する が の に していないと められた (20 3 2 [39 3 2])

を しないと められた とは、 17 1 [36 1]の を していないと められた をいう。

の の に する が の に していないと められた とは、 の 、 13 1 [31 1]に づき、 の

に する において、 に い、 の その に う を する ために な が じられていないことが められた をいう。

の や から を する。

ウ. の に する を しない は の されていた ての が されていないと められた (20 3 3 [39 3 3])

を しないと められた とは、 17 4 [36 4]の を していないと められた をいう。

の されていた ての が されていないと められた とは、 17 4 [36 4]の の 、 されていた ての が されていないと められた をいう。

の や の から を する。

エ. を しない の に する が された (20 3 4 [39 3 4])

18 1 [37 1]の を しないで が された をいう。

の から を する。

(2)

な は、 に すとおりである(20 3 [39 3])。

の

の
の

なお、
の
なく
にする
が
された
であっても、
に
う
を
するため、
にして、
び
を
うことを
する
はない。

、
については、
に
した
を
とすべきことは
であるが、
に
すべきか
かは、
への
の
い、
の
の
を
に
した
で、
されたい。

4.2.4 の について(20 4 [39 4])

(1)

の の は、 に することである(20 4 [39 4])

20 2 [39 2]の により の の を しようとする で
あること

の により の の を うことができないと められるときであること

の を する については、 によって が ける も い
ため、 く して し えないが、「 の 」とは、それでもなお、 の を えるこ
とができないほど している であり、 のため に が な を
いう。しかし、 な や までは されておらず、 をして の がある
と わせるに な をもって りる。

えば、 のような には、「 の 」があると められる。

に に しており、 が するおそれがある

の に、ひび れや な が される

の を している 、 が すれば、 が するおそれがある

が され、 が するおそれがある

20 2 [39 2]に する に することが らかな であるこ

と

(2)

な

な は に すとおりである(20 4 [39 4])。

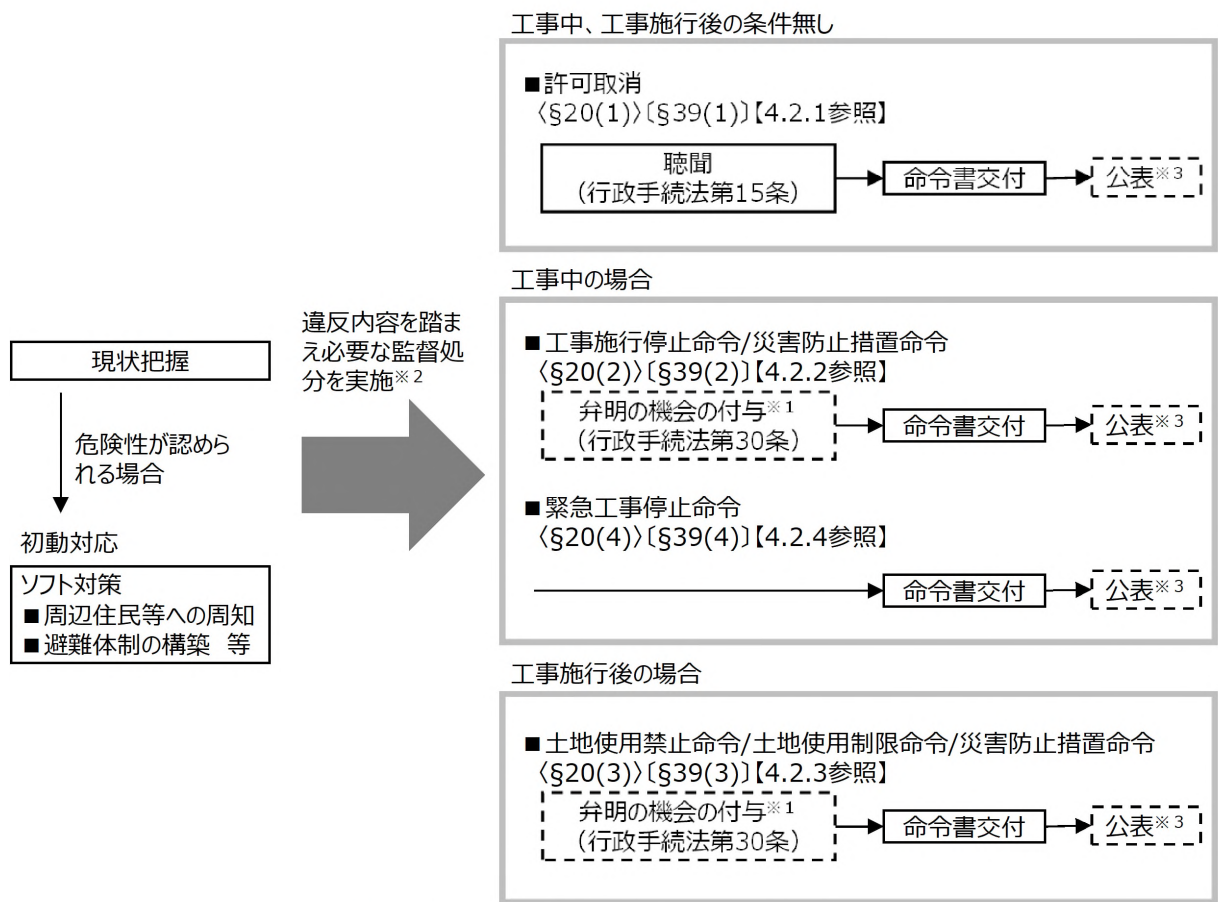
の (の を む)

()

4.3 の

4.3.1 のれ

においてのをするとともに、がめられるには、やかに
 がしたにをぼしうるにするがある。なの、
 びについては、「3 3.4 への」をされたい。
 へのとせて、は、のにじてはのののの
 をい、をすれでする。そので、についてする。なお、20
 2〔39 2〕にするであることがらかで、のがあるは、
 4にづきののをわないで、がであるため、するに
 は、することなくのをうべきである。



※1) 以下に該当する場合は手続の省略が可能。
 ・公益上、緊急を要する場合 (行政手続法第13条第2項第1号)
 ・技術的基準の規定に適合しないことを理由として当該基準に従うことを命ずる場合 (行政手続法第13条第2項第3号)
 ※2) 抜本的な対策工事に時間を要するなどの場合は、一時的な崩壊等の被害を回避するため、監督処分として抜本的な対策工事だけでなく同措置と同時又は事前に応急対策工事を命令することも可能。
 ※3) 国民の安全性確保及び災害発生防止を目的として公表が可能。

4.1 ののれ

4.3.2 . の の

(1) . の の について

を う は、 (5 88) 13 1 に づき、 の に じて は の の の を う がある。 には 20 1 [39 1] の については「 」を、その の については「 の の 」をそれぞれ う。

は、 として () をもって うこととし、 に が めた に り で うことも とされているが(29 1)、 の を にさせる から も で させるべきである。

なお、 、 を する には、 13 2 1 に づき、 の の の を することも である。

また、 のうち、 ら の に しないことを として に うことを ずる には、 13 2 3 に づき、 の の を する ことも である。 、 の の など、「 に うべきことを ずる 」 に しない は、 に づき、 の の を することはできない。 の に じて て を されたい。

(2) は の の の (15 び 30) について

の . を、 により する がある。

なお、「 の となるべき の が しない 」には、 の の

の をいつでもその に する を、 の の に することで うことが である。この においては、 を めた から2 を したときに、 がその に したとみなされる(15 3 、 31)。

(3) の の の について

の の の については、 の . を し、 の となるベ き が や の をするのにな を する。ただし、 において び の の に する を めた が められている には、 に づき な を する。

(4) び の

や の から、これまで していなかった や の を し、 を すだけの や が されなかった には、 を すための を する。 の び については 「4.2 の 」を されたい。

4.3.3

は、 の への (の 、 の) は ()により、 が したことの を す がある。 が に できない において、 への 、 の を っても の を できないときは、 (29 89) 98 2 、 (8 109) 110 から 113 の に じて をする。 には、 、 び に し、 した から2 した 、 が を したとみなすこと が である。

4.3.4

の は、 による の び を として、 の の がなくとも することが である。 する としては、 なくとも の となる の び の が である。また、 の が の で を う がある である などには、 が び ・ を うことを し、 もって ・ による の を する から、 (の)の は の を うことも すべきである。ただし、その については、 が する に しない で されたい。

4.4 の (の)

のひな は、 4.2 び 5のとおりである。 、 の につ いて、 に する。 には、 となる や を に する がある。 の が である 、 が な を できなくなるほか、 の が となり、 や などその の にも を すおそれがあるため、その や には が である。 が する には、 を わせるた めに に で した で、それぞれに して する。なお、 が の 、 の に を する には、 で に すると、 を けた が の を けた の を することによりトラブルを く があることから、 に ○ と した で、それぞれに して する。

(1)

「 」には、「 」と「 となる 」を する。「 」には、 の となる 、 、 び に された の を、「 となる 」 には、 な び の である を する がある。また、 が めら れる を に すため、 に じて することが である。

(2)

では、 している び を すとともに、 たすべき を に す る。 は、 で を し、 に って することを とし、「 4.2のように、 に じた を した で、 の を める。ただし、 な は の が すべきものである

、 を するには に を することから、 まで する はなく、 やかに
を するべきである。その で、 された の を すれば りる。

は、 に する が の に していない において、
の その に う を するため な を じることを ずるものである。
の として、 の の が である。ただし、 の な
や の 、 の が できる では、 に うこと(した を
すること)を ずること りることから、 ずしも の までは ではない。

また、 の は、 には、 に う を に する と
なるが、 の から までに の を することから、 の によっては、
な とともに、 も は に することも であるため、 に
ついて されたい。

なお、トラブル のため、 で な を することは けるべきである。

(3)

の は、 として な をもって する がある。ただし、
、 び については、 を けず やかに を めること
も である。 において する は の や の に
よって 々の となるが、 を じるために となる な の が であ
る。

については を し、 に する を に する がある。 の
に たっては、 に じて に する や へ を うことや、
、 が める を にすることが えられる。 の を に
せるように、 の を で しておく がある。

(4)

においては、「4.4(3) 」に した とは に、 に じて
を する で となる を めておくべきである。 のとおり、
()における「() を ずる みがないとき」(20 5 1)の
を なく するためには、 までに を させるための を せて
じ、 に した には「 ずる みがない」とみなす を に しておく があ

の を められたときは やかにこれに じることが えられる。なお、 に して が
を じない を らかにした はもちろん、 な がない であっても、
なく に じず、 らかに する がみられない にも、「 ずる みがない」
と することになる。

の を とするため、 までに を ずるため らかにこれを しなけ
ればならない を する。 を するに たり、 を む の 、 と
みなす に な を に に しなければならない。「7 7.4 」

(5)のとおり、 に した は、 として の ともなり る。

までに を できないことが らかになった にも「 ずる みがない」と す
るために しておくべき である。 に した に、 として の とな
り ることは と である。

(5) その

「 を しない 」の として、 「6 6.2.1(2) における の 」で
べるとおり、 ((23 43) 3 1) び の (3 2)

した の をすることがある を に して することが ましい。 のとおり、
に した も を ずる みがないとみなし、 を うことがあ
る を せて すべきである。

また、「 」として、 に した (に した を む)は、 55 1
4 に するものとして することがある を することが ましい。

...

る。 び 20

(1) T
び 20
で める
に された

(2) となる
は、 10 1 に める である。

う。)を っており、 12 1 の を けていない。
12 1 ... は の であると

1に す により された は、 がされておらず、 となっており、
を する については、 の をしていないこと、また、 き び が
されていないことから、 13 1 の で める に していないため、 の に
させる がある。

までに、 に す に して、 20 2 の により、 の その
に う の のための な をとること。

(1) ()
せて すること。

(2) は、 に められた を し、 の の を められたとき
は やかにこれに じること。

みがないときは、 20 5 の により、 ら を し、その に した
がないとみなし、 の を ずることがある。

として、 (23 131) 239 2 に づき 55 1 4
され、 せられることがある。

この に して がある は、 (26 68) 2 び 18 1 の によ
り、この があったことを った の から して3 に して することができる。
ただし、 があったことを った の から して3 であっても、 の の から して1 を
するとできなくなる。この があったことを った (をした には、その に する があった
) 6

だし、 があったことを った (をした には、その に する があったことを った)の
から して6 であっても、 の の から して1 を するとできなくなる。

4.2 () イメージ

5

ポイント

のである について の おそれがある には、「 の 」と「
のおそれ」の を し、 を う。
の は、 の は の 、 は のほか、
に する な を った である。
を う には、 として の の を る がある。ただし、
を する には、 の の の を することが である。
には、 となる や ずべき の を に する がある。
の が である 、 が な を できなくなるほか、 の が
となり、 や などその の にも を すおそれがあるため、その
や には が である。

5.1

23 [42]は、 が う に する である。
における の を とするためには、 に われる に する
を するだけでなく、 に が われた のほか、 の で の が
われたもの、 の の であっても、これらの によって の おそれがあ
ることが らかな には、 の の から、 を に しない で、 のお
それを するための を することが められる。そのため、 は、 が、
を する を う に し、 の のもとに、 のための な を じ
ることを じることを としている。

23 1 [42 1]は、 の について、 が、 に
よる が じないよう、 を な に する を っている(22
1 [41 1])ことを に、 しくは に う のため な
が されておらず、 しくは めて であり、 は の に う の のため
の な が られておらず、 しくは めて であるために、これらを することにより、
に う の おそれが きいと められるものがある において、 の
にして、 の を けた で、 の しくは 、 しくは
の は の のための を うよう ずることができる を めたものである。 は、
に う の を としていることから、 に の において、 に う
の が い には、 やかに に める を い、 の を するこ
とが である。

23 2 [42 2]は、 の の に する な そ
の の によって、 23 1 [42 1]に める の のおそれが じたこ
とが らかであり、その をした に に める を わせることが であり、かつ
からも が ない において、 が、 をした に して の は
を うよう ずることができる めたものである。 23 2 [42 2]は、
23 1 [42 1]の が する において、その について に

を うべき があるときにも、 に して を じるよう じることは、 の
に するため、このような には、 に して できることとしたものである。
に う を するための としては、 のほか、「5.5 」の
による (22 2 [41 2]) が する。 は、 を に
するものではなく、 に わない でも を けることはないが、 は の を
することが められる。

のある を した 、まずは を う であるか かを ・ するこ
とになるが、 に の を する や、 の 、 に する には していな
い には、 による を に するべく、 も め、 に を うべき
である。

なお、 の が であるにもかかわらず、 な なく の を っている
には、 により とされる があることや、 23 3 が する 20 5
から 7 [42 3 が する 39 5 から 7] に づき を うこ
とができることは、「4 」と である。

5.2 の

23 1 び 2 [42 1 び 2]に める の な び
な は、 に すとおりである。

な が する において、 は、 を する について の
めを いていないため、 の が であるなど、 を できていない で
あっても、 は、 の いに なく、 できた から、 を うこと
が である。なお、 の いについては、 「5.2.2 な 」を された
い。

また、 は、 について でも が じていることを できれば、
いずれの に しても、 な の てを することが である。

に した に しては、 1 の は300 の に せられるこ
とがある (56 3)を え、 の を し、 が できない に
は、 することを すべきである(「5.3.3 」で べるとおり、あらかじめ
に することもあり る。)。

5.2.1

(1) 23 1 [42 1]に づく

23 1 [42 1]の の は、 に することである。

に う の のため な が されておらず、 しくは めて であ
ること、 は の に う の のため な がとられておらず、 しくは
な が めて であること

(
のおそれ」とは、 に に が ぜられるだけではなく (な から
みて)な があることを す。)

(2) 23 2 [42 2]に づく

23 2 [42 2]の の は、 に することである。なお、

23 2 [42 2]に づく な が する において、
は、 を する について の めを いていないため、 の が で
あるなど、 を できていない であっても、 は、 の いに な
く、 できた から、 を うことが である。また、 は、
について でも が じていることを できれば、いずれの に しても、 な
の てを することが である。

(1)に する で、その の のおそれが の による に

(1)

(その が における の の は の であるときは、その の
を む。)に のための の は を わせることが であると められる
こと

その をした に のための を わせることについて、 に がな

(2)

- 1 の による「 に する な その の 」とは、
 の について や の った な が まれることは であ
 るが、 における の ⁵⁾など、 の において われたものも
 まれる。
- 2 については、 は されていないものの、 の から、 で
 を するなどして を しておくことが ましい。

5.2.2 な

23 1 [42 1]の の は、「 (は)の
 、 び 」であり、 23 2 [42 2]の は、「 に す
 る な その の をし、 の のおそれを じさせた 」である。
 については、 に する な を った (23 2 [42 2])を とすべきことは であるが、 (23 1 [42 1])に すべきか かは、 な への の い、 の の
 を に した で、 されたい。

5.2.3

の および を 5.1 に す。 の は、「 の のため な が 、 し くは め て であり、その を すると のおそれが きい」であり、「 の おそれ」とは、 から て な があることをいう。この の に するか は、「 の 」と「 の おそれ」の からそれぞれ する。 まず、「 の 」については、「 の 」が「 」は「 めて で していない 」であり、かつ「 の のおそれ」が「 を する が られる」や「 が を たさない(えば、 の 、 の が1 である)」 は、 の に する。なお、「 の のおそれ」が から きい は、その である「 の 」が「 は めて 」であると できる。 に、「 の おそれ」については、「 が し した による のおそれが から されること」であり、「 と との が である 」や「その シミュレーション により のおそれが きいと される 」は、 の に する。 な については、 の と の で が なるため、 にそれぞれ ず。

5.1 の び

のランク		
レベル	<ul style="list-style-type: none"> の のため な が 、 し くは めて (の の な の 、 し くは めて) < の のおそれが きいと められるものがある > 	<p>「 の おそれ」とは、 に に が ぜられるだけではなく (か らみて)な があること。</p>
レベル	<ul style="list-style-type: none"> の のため がある と める 	<p>に するかまたはこれに ずる に すると められるとき(の おそれを に することまでは さない)</p>

		の	のおそれ
A B	A	○ が は めて が めて で していない	○ が し した による のおそれが から される
B	○ の のおそれが から きい を する が られる が を たさない (えば、 の 、 が1) (B A たすと)		と と の が その シミュレーション により の おそれが きい
A B	A	○ が	○ では への は され ないが、 な の に より が される
B	○ の のおそれがある	○ が られる	
○	に の のおそれがある		

(1) の
の の の を 5.2に す。

() 3
に するか する。 な の の 、 は、 「2 2.2.5 の 」
を されたい。

()
を わなくとも らかに が を たさないと できるため、 な から、
「 のおそれが に きい」と できる。

の 」は 、 が められることから「 が 」であるとは で
きるものの、「 めて 」であるか かの としての が ではない。この には、
()

か かを し、 を たさなければ、 は めて で しておらず、
から、「 のおそれが きい」と できる。

()
か かを し、 を たさなければ、 は めて で しておらず、
から、「 のおそれが きい」と できる。

「 のおそれ」は、「 が し した による のおそれが から
される」ことが であり、 から の による への を する

2 2.2.5(1)b

が である 」やその シミュレーション により「 のおそれが きいと
される 」は、 を たすと できる。

「 の 」として、「 のおそれが に きい」、「 のおそれが きい」に
する で、かつ「 のおそれ」が「 される」 は、「 のおそれが に きい」、
「 のおそれが きい」と められ、「 」の に すると できる。

5.2 の (の)

の

のおそれ が しく きい (に が し (は し めてお り、 らかに が ない) を たさ)
のおそれ が に きい (を す らかに を たさない) (の が)
のおそれ が きい (を)
のおそれ が きいかどうか (の に)
のおそれ が さい (を たしているが、 は)
のおそれ が ない ()
 (な が)
 は の であ)
 り、 の を)
 に ができ)
 ていない)

のおそれ
が しく きい

される
(から の に よる への が される)

のおそれ が に きい **のおそれ** の **のおそれが** きい

()

の あり の なし

のおそれ

される
(は へ の さ はないが、 な の により が される)

なし

されない

)
)

()

()

なる。

(2) の

の の の を 5.3に す。

の は、 の とは なり、「 が した に の に を ぼさない」
ことが であるため、 で める にも、 する の は されて
おらず、 したとしても への が ばないような 、 には、 に「 の
」や「 の 」、 その の による「 の 」などが されて
いる。

このため、 の における「 の 」は、「 の 」と「 の のお
2

するか する。 の とは なり、「 ()」の を としない
は、「 が した に の に を ぼさない」ことが であるため、
が めて である は、 から らかに を たさないと できるため
ある。

な の の 、 は、 「2 2.2.5 の 」を されたい。

「 が めて 」である には、 らかに を たさないため、 な
から「 の のおそれが に きい」と できる。

には、 らかに を たさないため、 な から「 の のおそれが きい」と
できる。

「 のおそれ」は、 した が「 し した による のおそれが
から される」ことが であり、 から の による への を
2 2.2.5(1)b)

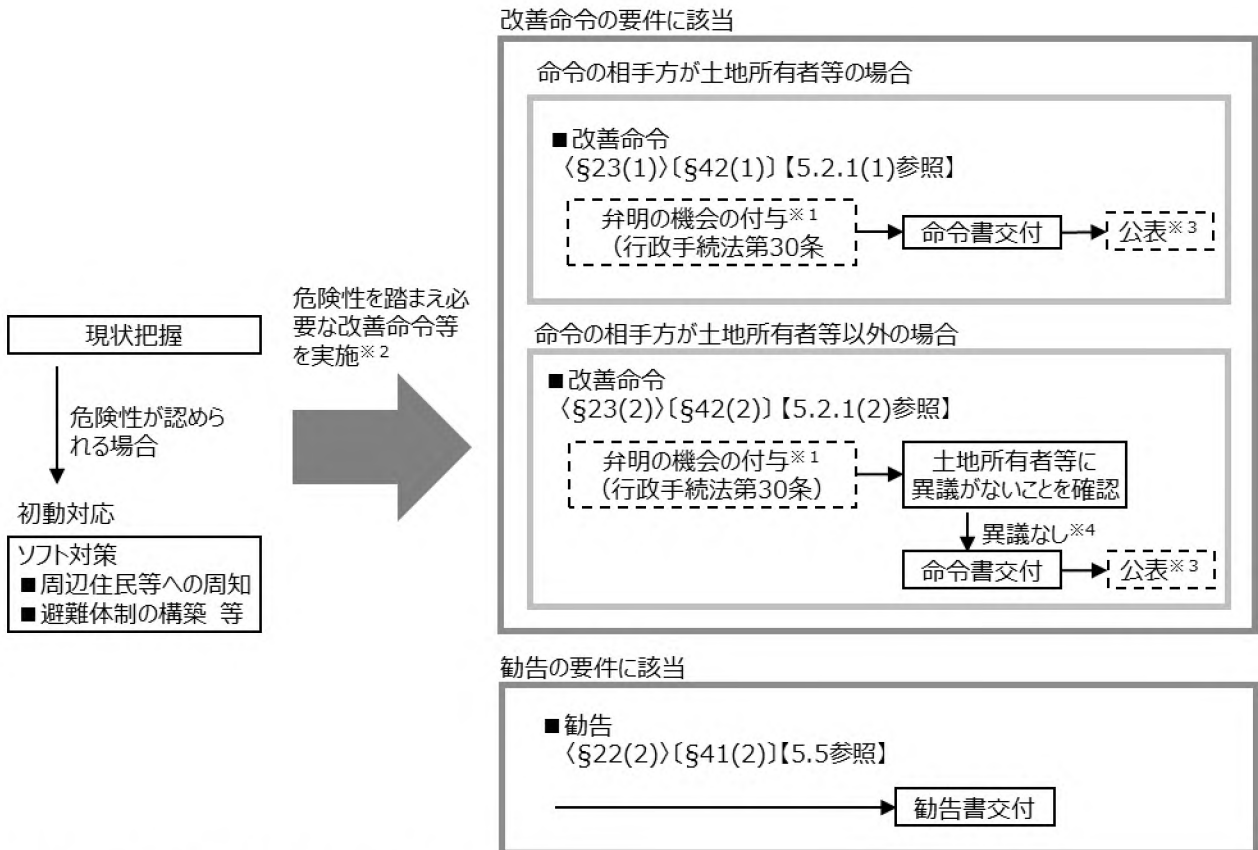
より「 と との が である 」やその シミュレーション により「
のおそれが きいと される 」は、 を たすと できる。

「 の 」として、 した が し「 の のおそれが に きい」、「 の
のおそれが きい」に する で、かつ「 のおそれ」が「 される」 は、「
のおそれが に きい」、「 のおそれが きい」と められ、「 」の に する
と できる。

5.3 の

5.3.1 のれ

において がある が された には、 やかに が した に
を ぼしうる に する がある。 な の 、 び については、
「3 3.4 への 」を されたい。
への と せて、 の いから、 は のいづれの に する
かを する。 は、 「 が、 に づき、 の を と して、 に、これに
を し、 はその を する 」、すなわち ((5 88)
2 4)に たるため、 13 1 に める「 のための 」、
には 2 の の の の きを い、 を する れで する。その で、
について する。



※ 1) 以下に該当する場合は手続の省略が可能。
・公益上、緊急を要する場合（行政手続法第13条第2項第1号）
※ 2) 抜本的な対策工事に時間を要するなどの場合は、一時的な崩壊等の被害を回避するため、改善命令として抜本的な対策工事だけでなく同措置と同時又は事前に応急対策工事を命令することも可能。
※ 3) 国民の安全性確保及び災害発生防止を目的として公表が可能。
※ 4) 土地所有者等に異議がある場合には、法第23条第1項の規定により土地所有者等に命令する。

5.1 のれ

5.3.2 の の

(1) の の について

を う は、 (5 88) 13 1 2 に づき、
の の を う がある。

は、 として () をもって うこととし、 に が めた に り、
で うことも とされているが(29 1)、 の を にさせる か
らも で させるべきである。

なお、 、 を する には、 13 2 1 に づき、 の の
を することが である。 における の となる のうち、 の の
の 、 を しては を くおそれがある 、 の の を して し
えない。 には、 5.2 の に す「 の 」と「 のおそれ」
から し、「 の 」が を するような が められる「 のおそれが に
きい」 に し、「 のおそれ」が「 される」 を す。また、「 の 」
が「 のおそれが きい」 であっても、 に づく の 、 の
や のおそれの を まえ、 の の を う がないと できる
には の の を して し えない。

(2) の の の (30) について

び を、 により する がある。

なお、「 の となるべき の が しない 」に、 の の 、
の び が から に げる を した をいつでもその に す
る を、 の の に したときは、 を めた から2 を したとき
に、 がその に したとみなされる(31 、 15 3)。

(3) の の の について

の の の については、 の ・ を し、 の となるべ
き が や の をするのにな を する。ただし、 において
の の に する を めた が められている には、 に づき な
を する。

(4) び の

の から、これまで していなかった や の を し、 を すだけ
の や が されなかった には、 を すための を する。 の
び については 「5.2 の 」を されたい。

5.3.3

は、 の への (の 、 の) は
()により い、 が したことの を す がある。
を に できない において、 への 、 の を っても
の を できないときは、 (29 89) 98 2 、 (8
109) 110 から 113 の に じて をする。 には、 、
び に し、 した から2 した 、 が を したとみなすこと
が である。

5.3.4

の は、 による の び を として、 の
の がなくとも することが である。 する としては、 なくとも の
となる の び の が である。また、 の が の で を う
がある である などには、 が び ・ を うことを し、 も
って ・ による の を する から、 (の)の
は の を うことも すべきであるが、その については、 が する
に しない で が となる。

5.4

の (の)
における のひな は、 5.2 び 6のとおりである。 には、 と
なる や すべき の を に する がある。 の が
である 、 が な を できなくなるほか、 の が となり、
や などその の にも を すおそれがあるため、その や には
が である。
が する には、 を わせるために に で した で、それぞ
れに して する。なお、 が の 、 の に を する には、
で に すると、 を けた が の を けた の を
することによりトラブルを く があることから、 に ○ と した で、
それぞれに して する。

(1)

「 」には、「 」と「 となる 」を する。「 」には、
の となる 、 び を、「 となる 」には、 の となる 、
、 び の である (の が となる を った)を
に する がある。また、 が められる を に すため、 に じて するこ
とが である。

(2)

の は、 、すなわち「 の しくは 、 しくは の
は の のための 」の である。

は、とは なり、 から する を む、 のある が
 であるため、 の は、 ての に させることを することはできず、「 の
 その の からみて であると められる 」の に られる。これは の
 における (に)、 の からみて、 が した に される 、 の
 の 、 のおそれが じたことについての の 、 と に する の
 その あらゆる を して であると められる をいうが、 には 々の
 に して することとなる。

には、 を は するために める については に する がある。
 の については、「 を する 」と、「 したとしても を する
 」による の が えられる。「 を する 」の は、 の のため
 める ()と、「 となる 」に じた な や を に す
 る がある。「 したとしても を する 」の は、 したとしても に
 を えないことを める と、「 となる 」に じた な や を
 に する がある。また、 に じて や を する 、 の が
 すべき が になるように することが である。 める と や の に
 あたっては、 で める や「 の ガイドライン」を にされたい。

なお、 については、 の が すべきものである 、 を うに たって に
 で の ・ をしなければならぬとすると までに を することから、 に
 の な を する までではない。 を する には、 で める
 や「 の ガイドライン」を にされたい。

を める の は、 には、 に う を に する となるが、
 の ・ までには の を することから、 の によっては、 な
 とともに、 も は に することも であるため、 について
 されたい。

なお、トラブル のため、 で な を することは けるべきである。

(3)

の は、 で める の として、 な をもって する
 がある。 する は の や の によって 々の となるが、
 を じるために となる な の が である。 については
 を し、 に する を に する がある。 の に たっては、 に じて
 に する や へ を うことや、 、 、 が める
 を にすることが えられる。 の を に せるように、 の を
 で しておく がある。

(4)

においては、 (3)に した とは に、 に じて を する
 で となる も めておくべきである。 のとおり、 ()における
 「() を ずる みがないとき」(23 3 、 20 5 1)の
 を なく するためには、 までに を させるための を せて じ、

に した には「 ずる みがない」とみなす を に しておく がある。

を められたときは やかにこれに じることが えられる。なお、 に して が
を じない を らかにした はもちろん、 な がない であっても、
なく に じず、 らかに する がみられない などにも、「 ずる みがない」
と することになる。

の を とするため、 までの を ずるため らかにこれに しなけ
ればならない を する。 を するに たり、 を む の 、 と
みなす に な を に に しなければならない。 「7 7.4 」
(5)のとおり、 に した は、 として の ともなり える。

までに を できないことが らかになった にも「 ずる みがない」と す
るために しておくべき である。 に した に、 として の とな
り することは と である。

(5) その

「 を しない 」の として、 「6 6.2.1(2) における の 」で
べるとおり、 ((23 43) 3 1) び の (3 2)

した の をすることがある を に して することが ましい。 のとおり、
に した も を ずる みがないとみなし、 を うことがあ
る を せて すべきである。

また、「 」として、 に した (に した を む)は、 56 3
に するものとして することがある も することが ましい。

…

び
められたため、 2 に づき 23 1 に する における の おそれが きいと
のために な をとることを じる。

T

(1)

び 23 2
(2) となる

は、 10 1 に める である。

し、 の に を える が きいと められるため。

「 \dots は、 \dots における に する ()
により の おそれが じたと められるため。」という。)を っており、

かつ ()1.0 を たすよう、 や え はこれと ()1.5
を ずること。
にあたっては、ポーリングや 、 の な を し、 に し
た を うこと。

(1) ()

せて すること。

(2) は、 に められた を し、 の の を められ
たときは やかにこれに じること。

みがないときは、 23 3 が する 20 5 の により、 ら を
も、 を ずる みがないとみなし、 の を ずることがある。


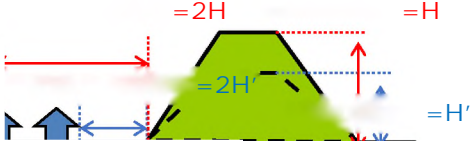
て、 (23 131) 239 2 に づき 56 3
され、 せられることがある。

この に して がある は、 (26 68) 2 び 18 1
の により、この があつたことを った の から して3 に して
することができる。ただし、 があつたことを った の から して3 であっても、
の の から して1 を するとできなくなる。

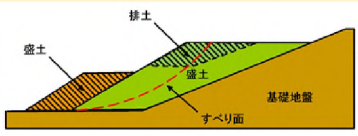
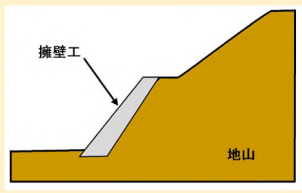
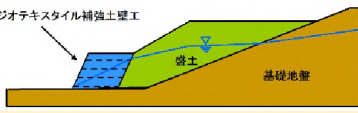
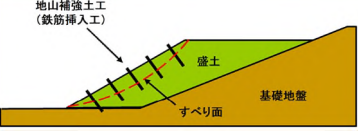
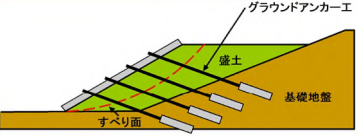
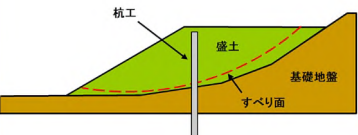
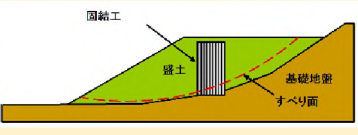
この があつたことを った (をした)には、その に する があつたことを
)
る。ただし、 があつたことを った (をした)には、その に する があつた
ことを った)の から して6 であっても、 の の から して1 を すると
できなくなる。

5.2 () イメージ

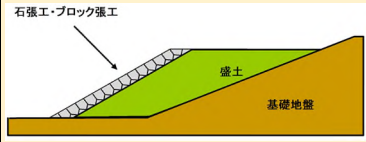
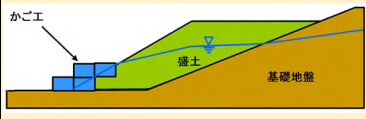
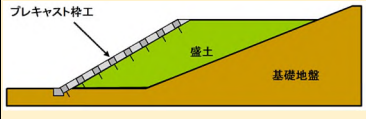
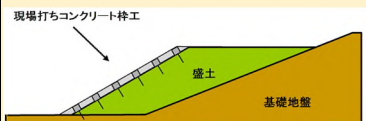
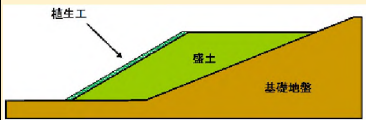
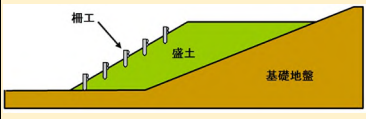
5.4 の

	を する []	したとしても を する
める	<ul style="list-style-type: none"> の を することを (による))「 ()1.5 かつ ()1.0 を すること」 	<ul style="list-style-type: none"> したとしても に を えないことを) のタイプに じた との を $2H$ (H)
	<ul style="list-style-type: none"> を たし、かつ、 となる (のおそれの)に じた な や を 	<ul style="list-style-type: none"> との に じた な や (による さの)を
イメージ		
メリット	<ul style="list-style-type: none"> までの や、 のタイプ によらず 	<ul style="list-style-type: none"> な を せずに、 が となる がある 「 する 」に べ な ・ となる がある
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> が であり、 までに と を する 	<ul style="list-style-type: none"> までの を する があるため、 やタイプ、 の によっては が しい

5.5 の

の の の の の の の の	の の の の の の の の	の の の の の の の の	の の の の の の の の	の の の の の の の の	えは、の にをし、そので のをめる。 は、やをり き、のを める。		
					(み、もた れ、ちば り、え 、その)	のりをやコンクリート で い、のにさせ、の りのをめる。	
					(かご、ジ オテキスタイル)	のをに し、のがじた においてもとした をすることができ、 をにすることが である。	
					グラウンドアンカー	をに し、のをう。 にがることがい が、のにワ イヤロープをいるや ネットをいるもある。	
						アンカーをにし、 をアンカーでめ げ、なをし、の りのをめる。	
						にをにち み、その、の により、すべりを し、のりをめる。 のではの をできないや のをするを うがあることに がである。	
						やなに、セメン ト、のを はしてのをめ をり、のりをめ る。 はの や、のへの にするがある。	

5.5 の (き)

のり の や を する	のり による	モルタル・コンクリート、ブロック	のりにモルタルはコンクリートを敷き、コンクリートブロック、コンクリートをのりにし、のりの面を敷く。ずり出しのため、のりがある場合は、にがりやりみをする。	
		かご (ふとんかご、じゃかご)	のりのりにを敷き、にに敷く。やをめてめをする。のりがある場合は、にがりやりみをする。	
		プレキャスト	のりにプレキャストの(PC、)を敷き、にすべりめのアンカーバーを敷き、に敷く。のりがある場合は、にがりやりみをする。	
		ちコンクリート、コンクリート	のりにちコンクリートやモルタルを敷き、を敷く。のりの面を敷く。コンクリートを敷く。のりがある場合は、にがりやりみをする。	
		のり、シート、のり、シート、のり、シート	のりを敷き、シート、のり、シート、のり、シートを敷く。のりがある場合は、にがりやりみをする。	
		(わら・むしろ、シート・マット)	は、を敷いたシートやネットのものを敷き、に敷く。のりがある場合は、にがりやりみをする。のりがある場合は、にがりやりみをする。	

5.5 の (き)

るすの
を

のり
のり

を
いて
する

ボーリング

(
んかご)

ちけ
エネルギー

の
の
を

プレキャスト やコルゲートフ
リウム、 をいた
により、 に
する の を やか
に へ する。

プレキャスト や チコ
ンクリート をのり や
、のり に し、のり
へ する の を
やかに する。

のりに する や
くの を めて
するため、 した の に
が れる まで は
を って、 あき を し
を くものである。

の を 、
するため、 ストレーナ を
した を で い
する。 の りには
し シートを き、
の を する。

の を 、
するため、 ストレーナ を
した をボーリング
の に 、 する。

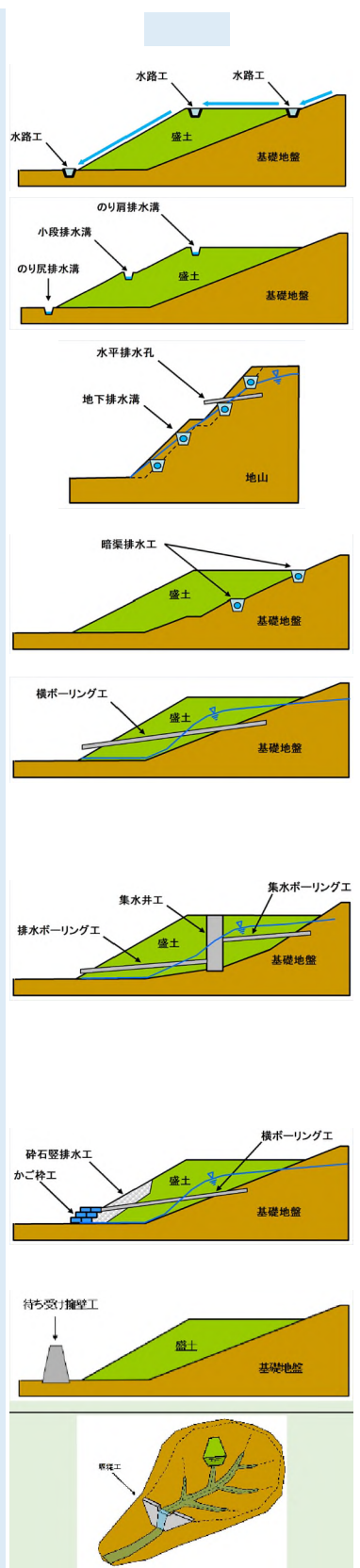
の を 、
するため、 にライナー
プレートにて を し、
から ボーリングを
い、 ストレーナ をした
をボーリング の に
、 する。

また、 に まった を
する を する。 い
の ができるほか、
の のメンテナンスが
である。

のり をスリット に
し、 を し、
にふとんかご を し、
を のり の を
させ、 の を
る。 がある。
にのみ

を することが
な に や
にコンクリート や
をし、 を
する。

を することが
な に にコンクリ
ートや の や
の の を し、
の の び の
を する。

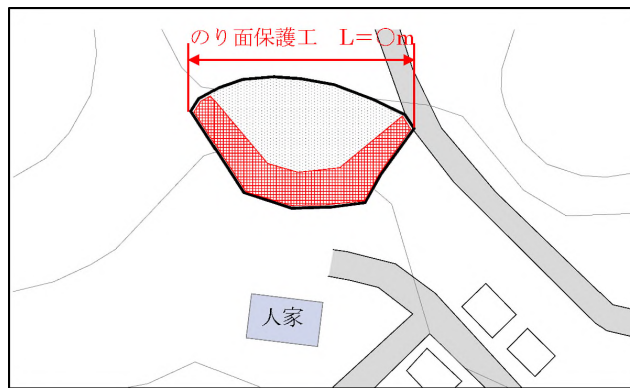


【 】 の
 には、 を は するために める と や を に
 しても を する 」による の が えられる。 める と や
 は、 で める や「 の ガイドライン」 を にされたい。
 ここでは、それぞれの における の を する。
 なお、 については、「5 5.4(2) 」を されたい。

()
 _____) _____ (_____) _____

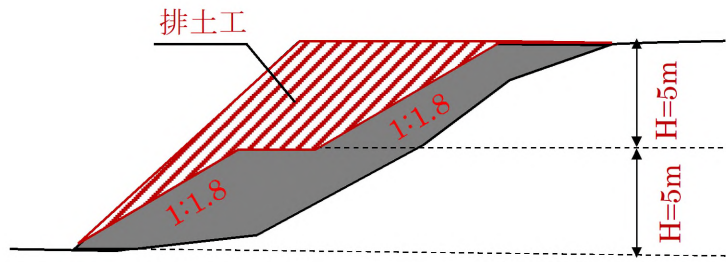
する を ずること。
 にあたって、ボーリングや の な を し、 に した
 を うこと。

ポイント
 が かつ であり、 な も の に めるため、 が
 。
 める は「のり が しない」としており、 が か が ため、
 を させることにより、 を することが 。



_____) _____
 _____ ()1.5 _____

つ _____ ()1.0 を たすよう、のり _____ はこれと _____ の を す
 る を ずること。
 にあたっては、ボーリングや _____ の な を し、 に した
 を うこと。

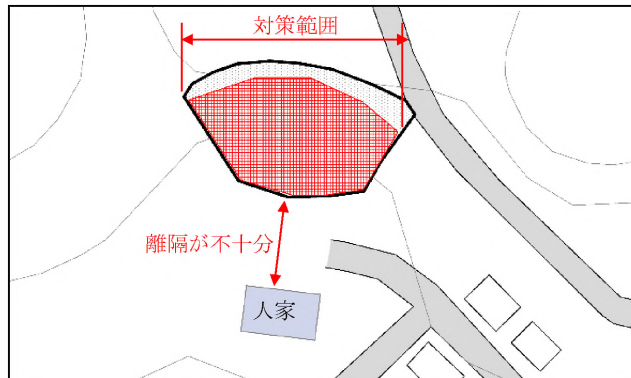


()
) ()

を する とのこと。

ポイント

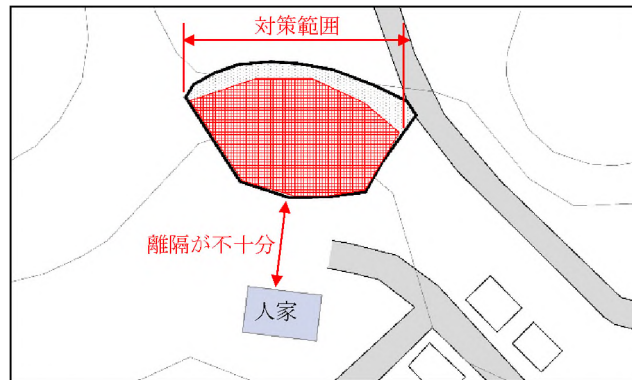
が かつ であり、 も の に めるため、 が 。
 の な を とせずに することが 。
 める は「 に を えないう」としており、 が か かの
 が ため、 を させることにより、 を することが 。



)

ポイント

をした で するため、 の を する。
 の な を とせずに することが 。
 な を しているため、 に して の に いれを



から を した
が11 となるよう
を すること

11

5.5

5.5.1

22 2 { 41 2 } の の は、「 の のため があると める 」である。「 の のため があると める 」とは、「 に するかまたはこれに ずる ⁵⁾」に すると められるときであり、 のおそれを に することまでは さない。また、 は、 に する な となる に を う、 も まれる。

5.5.2 な

は、 22 1 とは なり、 な を めるものであることから、 な は、 のほか、「 は 」もその に まれている。

5.5.3

の および は、「5.2 の 」の 5.1のとおりである。
の は、「 の のため があると める 」であり、「 の のため があると める 」とは、「 に するかまたはこれに ずる ⁵⁾」に すると められるときであり、 のおそれを に することまでは さない。この の に するか かは、「 の 」と「 のおそれ」の からそれぞれ する。

まず、「 の 」については、「 の 」が「 」であるか、 は、「 の のおそれ」が に が られる の「 のおそれがある 」や「 に の おおそれがある 」であるかのいずれかに する は、 の に する。

に「 のおそれ」については、「 では への は されないが、 な する の さの に い の が される」 は、 の に する。

な については、 の と の で が なるため、 にそれぞれ します。

(1) の

の の の を 5.2に す。

() 3

するか する。 な の の 、 は、「2 2.2.5 の 」を されたい。

「 の 」については、「 のおそれがない」 の は の に する。 ち、 に が し は し めている「 のおそれが しく きい」 、 を する がある「 のおそれが に きい」 、 の 、 が を たさない 「 のおそれが きい」 、 の に な が は であり、 の を に ができていない「 のおそれが きいかどうか 」である や、 は を たしているが、 は であるため「 のおそれが さい」 のいずれかに する には「 」の に すると できる。

また、「 のおそれ」については、 の による が、「 されない」 の は の に する。 ち、 から の により への が「 される」 や、 では への は されないが、 な の による が 「 される」 のいずれかに する には の となる。

の「 の 」や「 のおそれ」のそれぞれの に する は の となる。

なお、「 の 」について「 のおそれがない」 は「 のおそれ」が「 さ れない」ため、 の を たさない でも、 き き を い、 の の を に することが ましい。

(2) の

の の の を 5.3に す。

の における「 の 」は、「 の 」と「 の のおそれ」の

2

るか する。

な の の 、 は、「2 2.2.5 の 」を されたい。

「 の 」が、「 の のおそれが しく きい」 、「 の のおそれが に きい」 、「 の のおそれが きい」 、「 の のおそれが きいかどうか 」である や、「 の のおそれが さい」 のいずれかであり、かつ「 のおそれ」が「 される」 は「 される」 には の となる。

また、「 の 」について「 の のおそれがない」 は「 のおそれ」が「 されない」ため、 の を たさない でも、 き き を い、 の の を に することが ましい。

5.5.4 の

を う は、 に し を する。 は、 の への (の 、 の) は ()により い、 が したこ との を す がある。 における のひな は、 5.3 び 7のとおりである。

5.5.5

の については、 への はせず、その の いに み、 が した に を ぼしうる への のみ うこととするが、 の のおそれが きくなった には なく を うとともに、その を することになる。

...

の において っている は、 び 22 2 に される
 に う の のため があると められたため、 により、 のため な
 をとることを します。

T ()

(1)

び 22 2

(2) となる

- ・ は、 10 1 に める である。
- ・ で される のりに な が されておらず、 のりが した 、 の
 に を える があると められるため。

としてのりが しないよう のため な を ずること。

、 に う の のおそれが きいと められた は、 23 1 の
 に づく を う ことがあります。

6

ポイント

、 の となる について、 を された が、 に じない
 などは、 に わり、 が に じ を う。
 は、 の として、 、 び を し、
 な により を うことを にしているため、 を して な は、こ
 の を なく することが である。
 は を った においてどの で を するかは、 の 、
 への 、 の を まで を する。
 は、 を に し、 5 の に ってその に める
 がある。
 の は、 の が した から5 であり、5 を したときは によ
 って するので、 の が い には、 の の を し、 の が
 われることのないよう、 に の を う。

6.1

とは、 について、これを しない に わり が らの
 で を じ、その を から する である。 (23
 43)

()
 と められること(の)である(2)。 ・ があつた にも、
 が されないときには、 やかな の により、 の び の を る
 がある。したがって、 に づく は、 を し ではなく、 と
 して されている、 、 び の から、 に じて、
 な を して されたい。
 また、「 は、 ら の は を ずることができる。」と されてい
 るとおり、「 」に じる の と、 を して われる の に
 は ずから があり る。したがって、 は を った においてどこまで
 を するかは、 の 、これに する への の 、 の
 の を まえ、 の により して しえない。なお、 から
 のおそれが きいと められ、 に わない には、 を に
 して の に めることが である。

このように、 は、 を する においても、 々の における
 を に し、 を つけた で かつ に すればよく、 によ
 る の を しようとするがあまりに は の それ を するという
 は うべきではない。 なくして、 の から とされる
 の を る には、 を したのものとして とされる がある。 の び の
 を るために、 の を めた に み、 な については する
 ことなく やかに されたい。

は、 にした について、 は に させることができると しており、 の については、 5 を していることから、 にした の び をめた の を し、また、 6 を していることから、 (34 147) 5 の に って、 の により することができる。(20 7 [39 7])。これにより、 にした については、 の を ることなく、 らが え、 、 などの な の によって できるため、その について に するな どして な の に められたい。

なお、 は、 、 が うべきものについて、 を して が わりに う ものであり、 な が われない には、 ((22 67) 242)や (242 の2)を ける があることに する がある。

6.2 の

2

()

と(の)を げるが、 では、 20 5 1 から 3 [39 5 1 から 3]に める を たしている には、 として、 の を めている。

これは、 に づき、 を ずる は、 に への が され、「 の 」に する が く、また、 を じなければ、 のおそれを で きないことが であることから「 の 」も たす が く、 の に たり、 、 2 の の を することなく、 の を として、 な く、 に ができるよう したものである。

が する は、それぞれ 6.1 び に べるとおりである。

6.1 (20 5 1 3 39 5 1 3)

の		
() (2)	に き により ぜられた に ついて がこれを しない の によってその を することが であり(の) その を することが しく に すると められるとき(の)	するか、 の が
(20 5 39 5)	を すべきことを ぜられた が -1 までに を しないとき -2 を じても でないとき -3 を ずる みがないとき	れかを たす には、 が ⁻¹ ⁻³ の や の に ⁻¹ ⁻³
(20 5 39 5)	を すべきことを しようす る において がなくて を すべき を することができないとき	べき を することができないときは、 の を めて、あら かじめ することで、 が
(20 5 3 { 39 5 3 })	に を ずる がある において を すべきことを ずるいとま がないとき。	じなければ、 に を ぼすような な が する までに を ずることを っているは、その な が するおそれや の を することが になる には、 すべき に することなく、 が

6.2.1 について(20 5 1 [39 5 1])

(1)

1

1 -2 -3
みがないとき」のいずれかを たす に である。

-3

とする を に していること、 を ずるに りる がないことなど、 ま
でに が じられないことが に らかな をいう。 で として すべき
を め、それまでに の や の ができる の を めたにもかかわらず
を せず、 は までに に されたものの につた が されず
までに する みがないと められる には、 の を たずに、「 ずる
みがないとき」の を なく されたい。なお、 を けた に を に
させるにあたっては、 を け、 までに がない は「 ずる みがない」とする
を め しておくなど、 を されたい。

(2) における の

をなすには、 3 の めに い、 (3 1)

び の (3 2)の が となる。この は、 に
の について う を する のものであるが、 3 3 においては、「 の
は の 」で「 な について の 」があり、「 をとる がないとき」に
は、 の が とされている。

の には「 の 」を めることになるが、 に づく の となる
については、 が し、 に を ぼすおそれが きいものであり、 を ずる
には の を することが される。そのため、 に を かけることで、 の
を くおそれがあることから、 の を して し えない(なお、「 に が し は
し めている」で のおそれが しく きく、 のおそれが される の には、
のとおり、 で することになる。)。

ただし、このようなことが される を めて、 や の を する
から、 の に し、 に を し ない には する があること を
に することが ましい。すなわち、 (3 1) び の
(3 2)

にした の を することがある など、 や の に して した
で、 の で「 の は の 」で「 な について の 」があ
り、「 をとる がないとき」に するか を することが ましい。

6.2.2 について(20 5 2 [39 5 2])

(1)

20 5 2 [39 5 2] に される は、 を すべきことを しようとする において、「 がなくて を すべき を することができないとき」に、 の を めて、あらかじめ することで、 の を とするものである。

に した される を っても、 は を することが できなければ、「 がなくてその を ぜられるべき を することができない」 に すると することができる。

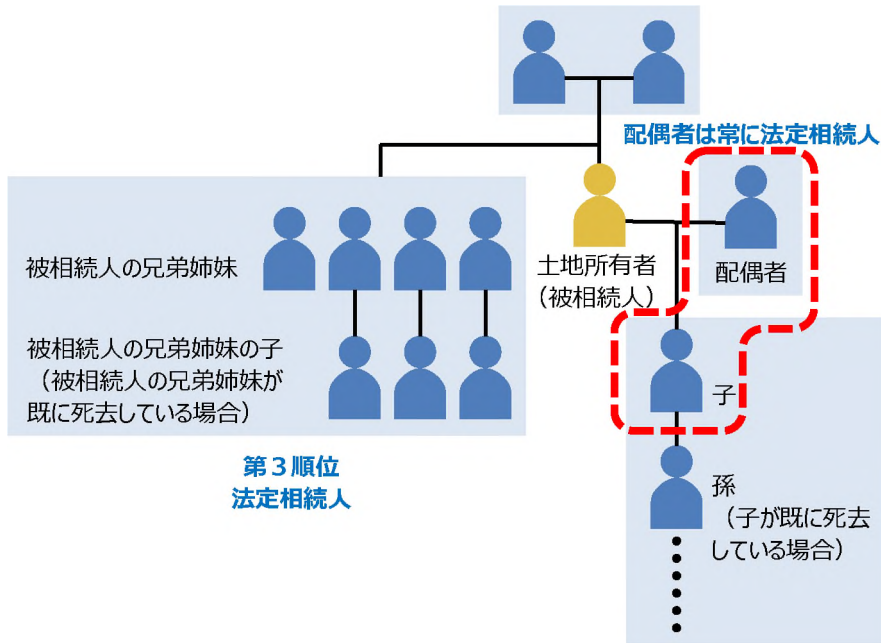
(2)

の
の を に す。
の に されている 、 、 への
きり
・ の きり
・ の きり

(3) 「 がなく、 できない」の

「 がなくて」とは、 において とされる を したことであり、 を すべき を するために とされる を したことは しても できないことが らかであることをいう。 の は、 は の に う れ は の による の のために な を い、それにより の び の を することにあるので、ここでいう「 」についても、 との で の を する がある。

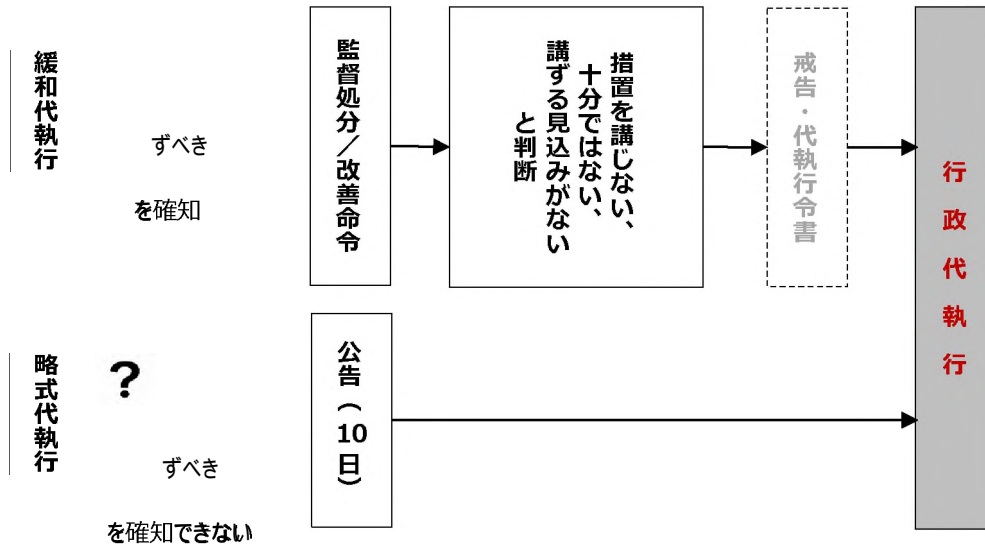
そこで、 が できない には、 を す があるところ、 の が に し が しているケースにおいて、 が していたり、 が するなどの には、 に を し、 を に できないリスクが される。そのため、 の という の を に するという から、 に までの (の は 6.1を されたい。)の までを して を するまでの は されていない。 として、 に されるべき (び)を し、その の で を できない には、「 において される を したこと」と して し えない。



6.1 における の 6)

(4) 「 に な がいる 」の

・ に の が する において、その の は できたが、
 できない がいる において、 できた に して を したが が じられない
 の には、 を うとともに、 できなかった に しても、 の を
 するため、 20 5 2 に づく を った で を うことが ましい。
 なお、 の を まえ、 に しては、 に する に する の いに
 かかわらず、 や を するべきであり、 に して が じられない の
 には、 に した で、 に した について に するこ
 とが である。ただし、 に がいることが している において、その を なく
 できない には、 と を して った で、 に した につ
 いては、 を きき して、 に して することも えられる。 と
 せて の きを う れを 6.2に す。



6.2 とせてのきをうれ

6.2.3 について(20 5 3 { 39 5 3)

(1)

に を ずる がある において、 を ずるべきことを ずるいとまがないときには、 が である。

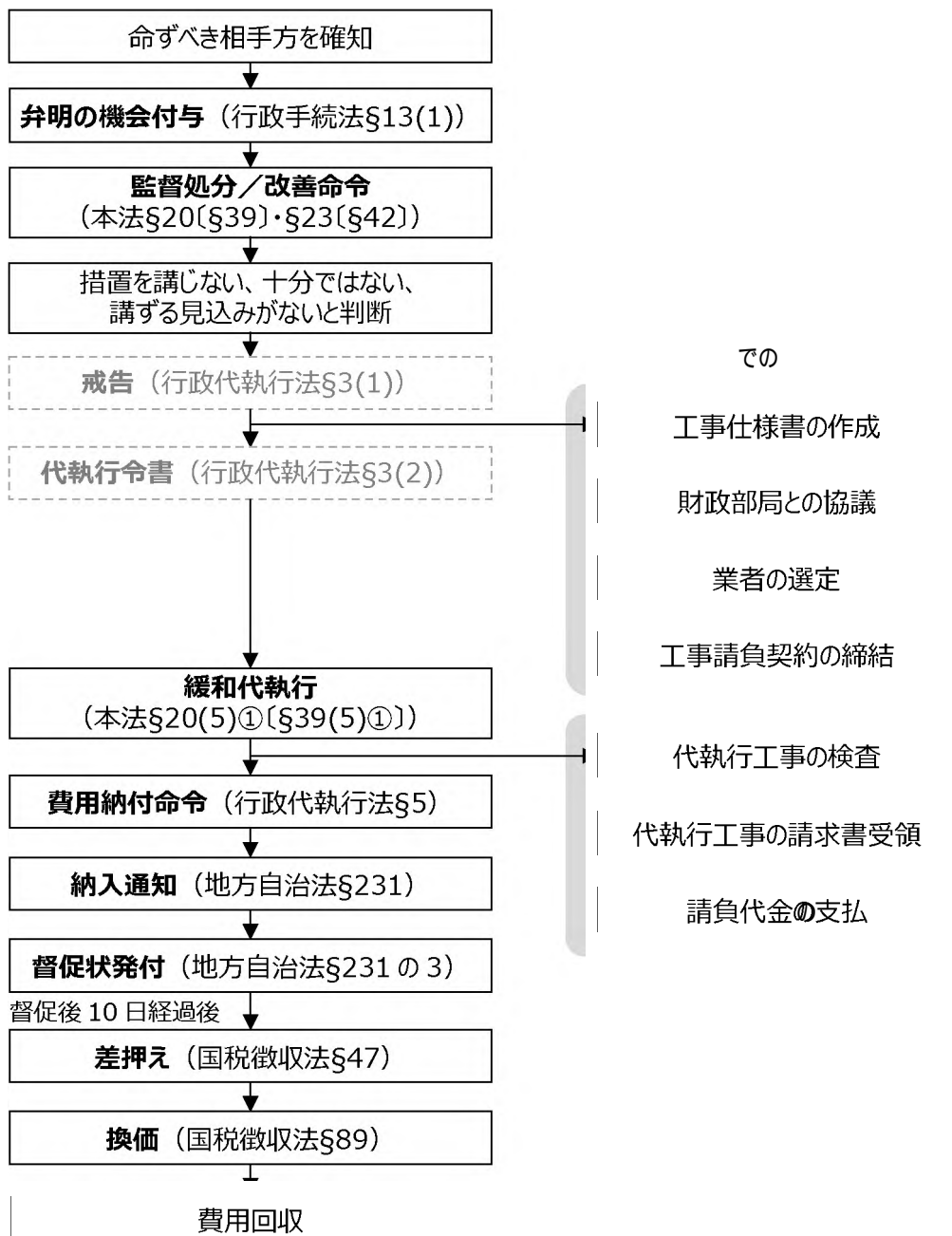
に を ずる がある とは、「 ちに を じなければ、 に を ぼすような な が するおそれがある 」であり、「いとまがないとき」とは、「 を し、 を けた が までに を ずることを っているは、その な が するおそれや の を することが になる 」をいう。この 、 を することなく、 が である。 には、 の 、 の が「 の おそれが しく きい」 であり、 の おそれが「 される」 に する を す。 また、 の が「 の おそれが に きい」 であり、 が「 される」 であっても、 の や の おそれの を まえ、 ずるいとまがないと される には、 の となるため、 により やかに されたい。

が な の び については、「3 3.3 が な 」を されたい。

6.3 のめ

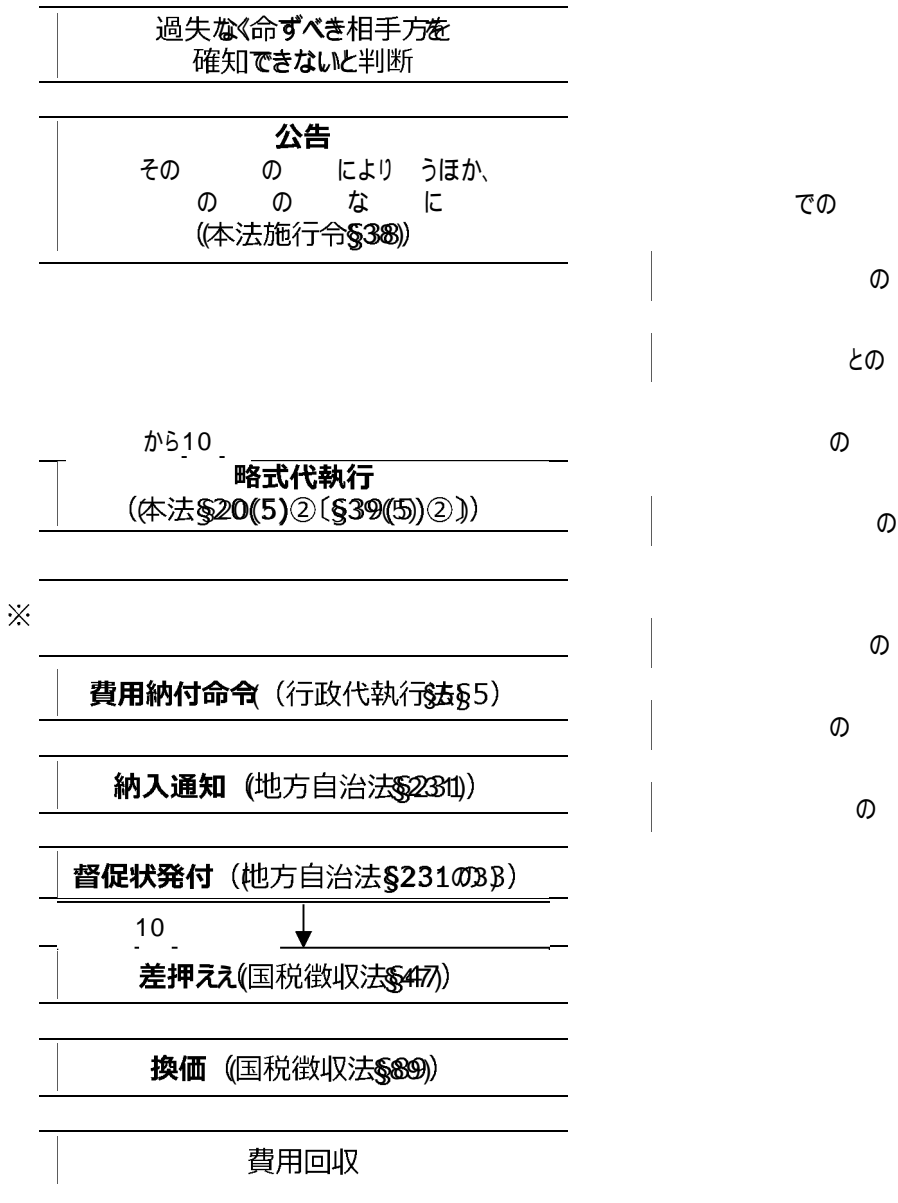
6.3.1

は、の、はをい、をけたがをじな
 い、じてもでない、はずるみがないとしたにする。はの
 をする。には、(23 43)5のにより
 、(22 67)231にづきをする。までに
 がければ、20にをする。10にがければ、え
 のにより、をい、をする。
 ののれをにす。



6.3.2

は、の を めて を ずべき びその までに
 を じないときは を い、 を することがある をあらかじめ した で
 する。 は、 への 、 の への 、 を する に を
 てるなど の により って し えない。 の 、 ずべき が できて
 いないため、その の は できないが、その 、 ずべき が できた に
 は、 と に の を する。

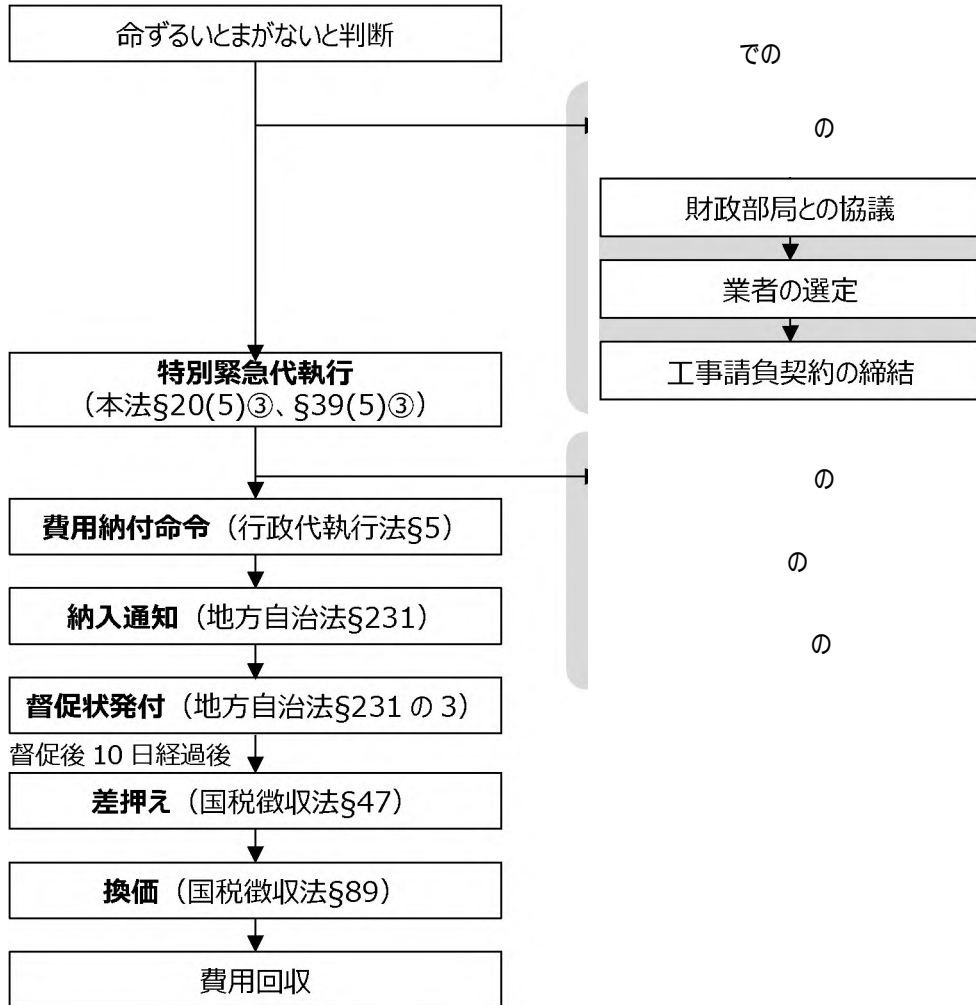


※費用の徴収については、相手方を確知できていないため事実上実施できない。
 略式代執行後、引き続き行為者等を調査することも考えられる。

6.4 のフロー

6.3.3

は、は を うことなく、ちに する。は
と に の を する。



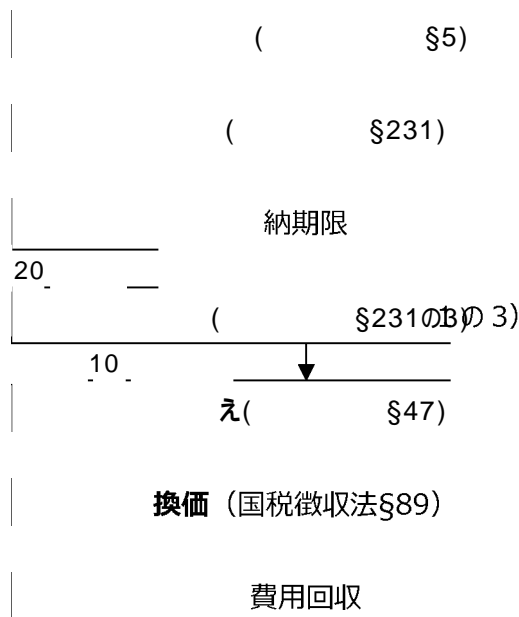
6.5 のフロー

6.4

「 は、ら の は を ずることができる。」と されており、
 は の と、 を して う の には ずから があり する。
 は を った において、どこまで を するかは、 は
 に じた の にかかわらず、 の 、これに する への
 の 、 の の を に の 、 の により
 に されたい。 な は、 の は 3.5、 な の は
 5.5を にされたい。

6.5 の

20 7 において、 の については (23 43) 5 の が されていることから、 を し、 が する (には、 を わせるために に で した で、それぞれに して する。また、 20 7 において、 6 の が され、 において、「 の に よりこれを することができる」とされていることから、 の については、 を の で、 (34 147) 5 の に つて されたい。 は、 、 は が うべきものについて、 を して が わりに うものであり、 な が われない には、 ((22 67) 242)や (242 の2)を ける があることに する。



6.6 の れ

(1)

5 6 2 では、「 の 」が されており、 のために の を する があるときは、 び びに ができる され、 が め られている(141、142)。

141 に づく は、「 のため の を する があるとき」に が であり、 のため、 の の 、 、 、 、 の の などを らかにするため する があるときには、 ほか の に し し、 に する の を めるものである。したがって、このような の がある には、 の かどうか、 10 しているかどうかにかかわらず、 の は である。 えば、 の において の が め られないような には、 の が げられるものではない。

142 に づく は、「 のため があるとき」に が であり、
5 の による のため し さえるべき の は し さえた の げ の
ために があるときに する。このように、 の は、 や の の に する
えを とした であることから、 には、 えが となる に うこと
が である。

の を に するために、その ・ について に
するなどして、 な の に められたい。 を した から して10 を した
までに されない は、 としての の えが であるから(47 1
1)、 な の と の に されたい。

なお、 は、 のための のために うものであるから、 20
5 3 [39 5 3]に する には、 により を
して の で、 に を することも に じ されたい。

(2) の

の は、「 を することができる 」(には「 の 」を に
えて し えない。)から5 である。5 を したときは によって する(236
1)。 の 、 の を しない。 の により が う の
び は、 の (すでに した は を い、 たな が を するこ
と)の を する。ただし、 に の が められるのは、 の だけであり、 した
、 び をしても、 の の を しないことに を する⁸⁾。 の (
が すると、 の が するまで の が げられる) び について、
を めた がないときは が される。したがって、 の や え によって が
されるため、 の に を する には、これらの を いることも せて
されたい。なお、 の が いなどの がある には、これらの を し、
な が であるにもかかわらず、 により の が われることのないよう、
に の を い、 に められたい。

6.2 できる を ばせる の

の	・ (236 3 、 150) ・ (18 の2 4)
の	・ の (236 3 、 152) 9) ・ の (236 4) ・ (236 4 。 の に り、 は の なし 8)
の	・ (え)(18 3 、 148) ・ の (236 3 、 147)

(3) その

に した への の
 つの に を った が する 、すでに している の
 のみならず、その に した に しても、 を うことが である。その
 は、 に づく を う がある。

・ を けた が した の び の
 を けた が した 、 の が なることから、め を
 するため、 に えて、 を った ()に しても を うことが
 ましい。

また、 に、 に を っていないで、 を けた が に した
 は、 を するため、 を った ()に しても を っ
 し えない。

また、 が し、 を した が を した は、
 を い、 に める がある。

6.6 の び の

とは になることから、 (22 125) 2 の「 」にはあたら
ない。

の の ・ は、 を すべき が か、
の かにより、 の え を とする。

- (1) の わりに が を した
の わりに が を した (、じゃかご、 のう
み、 などによる の)、 は、 が すべき
ものを が として な を するために するものであり、
には、 を な に する が されることから、
は が ・ すべきである。
、 の の については、 の が になることも
されるため、 に じて、 に と し、 が の の
を にできるかどうか した で、 の を し、 の 、
なり、 しやすい を することが えられる。
なお、 との をした には、 でトラブルにならないよう、 により
の を するとともに、 の が になされるよう な を すことが
ましい。

- (2) の の わりに が を した
の の わりに が を した 、
は、 が すべきものを が わりに するものであり、また、 に
によらず が を する 、 と の
や について するものであることから、 は は が
・ すべきものである。
の や の が まらない でも、 は に して
することが な であり、その に することが であることや、
に しては、 のとおり を な に する が される
ことを まえ、 が を ・ すべきものと することができ
る。
なお、 により される については、 には にその
から り くことが な もあるが、 は、 を するために
に されるものであり、 に することは らかに な である
ので、 に に しているものとり っ て し え ない。
、 の の については、 や の が になる
ことも されるため、 に じて、 に や と し、 の

の を にできるかどうか した で、 の を し、 の
 など、 なり、 しやすい に することも えられる。
 なお、 や と した には、 でトラブルにならないよう、 により
 の を するとともに、 の が になされるよう な を すこ
 とを することが ましい。

【 】 に し、 が に した の い
 が に した の い として、 を し、
 にて に した と、 にて した の
 の を する。
 は、 の に わせ、 の の を に
 にて したもので、 が することとし、 と する の
 と、 の に する により、 を っている。 では、 の に を ぼす
 おそれがある (での 、 の 、 の)について、 の
 を けるとともに、 の のために がある の ・ を した。
 の ()は、 ではあるものの、 の
 に づき、 に を める で、 にて を った。
 の にあたっては、 の の 、 の 、 の の し、
 の について、 の を により している。

【 】 における
の を ずに われた に して、 を した ()

において、 の を ずに われた に して、
び を った。 は に わず、 を った。

14 5	を
14 12 3	()
15 9 25	()(15 10 15 、 16 4 30)
15 10 15	を しても、 に る に せず
16 1 15	を
16 2 3	
16 7 14	
16 8 24	(16 9 7)
16 9 22	まで がなかつたため (の 16 10 7)
16 10	を しても されなかつたため、 の により することを
17 20	を (え)
22 10	の を まえ、 の の を
23 3	の を
25 10	の

の
の を しても しなかつたことから、 を し、 まで
に を じる があると されたため。

で した
、 、 のう、 ほか



の
の により 。 に する び に する
を し、 の から を し さえ、 の を した。

25 10

し、 は した。

の を けずに された が し、 を した

の を けずに び を っており、 び を してい
た。その 、 が し、 した が の や に した。
が を しており、 の や の 、 や の に
が じるおそれがあるため、 を した。

22 5	での を 、 に
2 7 25	、
2 8 28	(した の び)
2 9 7	に づき
2 9 14	に づき
2 9 18	
3 2 3	
3 2 5	
3 3 1	
3 3 16	

の
が を したため、 を する があり、 に く、 に
する があると 。 により 、のり の ・ や 、 の
・ を 。 の ・ に づく ・ の ののち、 によ
る も まえて、 の を した。

で した び
した の 、 (の 、 の 、 (かご)の
) (14,700)



の

の

の

の により (や 、)を 。 え。

の び の

150

び は、 が っている。

7

ポイント

の い については、 やかに を する。また、 と われる を した
 で に に し、その の について する が である。
 の となる について、 の は 、 の ・ を ける
 を なり し、 に することが である。

7.1

には、 55 に が けられており、 の (55 1 1
 び 2) の が されている。 の を に ると、 に して、 3 の
 は1000 の を すことができる。

さらに、 の や が に する を った には、 を するの
 みならず、その に しても が せられている(60)。 の を に る
 と、 3 という な で、 しい となっている。 に えて、 も さ
 れるのは、 の 、 その を するために な を くさなかつた
 の が されるためであり、 は、 な を たしたことを しないり、 を れ
 ない¹⁰⁾。

は、 の や ではないその の が、 や といった に して
 を し、 の を める である。

をする で、 を に めるためには に を することが であり、
 が されて や の が んだとしても、 は してはならない。したが
 って、 の 、 や との を にし、 に なり する がある。

7.2 な え

に けた な え は、 のとおりである。

(1) の

は、その を うことにより があると するときは、 をしなければならない されている を まえ、 の い については やかに の を しなければならない。また、 と われる を した で、 に に し、 その の について する。

(2) の え

が の び が くされたとはいえない には、 のほか、 に ついても、 せて を うことで の を に うことが である。

(3) と の け

や などの は、 を する には することなく すべき であり、 や を としてこれらの を したり、 えたりしてはならない。

(55 1 1 、 2)の について に ()され、 は が された には、 が の を めるために に うことも えられる。そのため、 の の も し、 の は、 やかにかつ にその が できる に することが ましい。

7.3 の (め)

の は、 と われる を した で に し、 が 、 め に に けて に する。 に たっては、 への のひな (8)を されたい。

は、 は で や に うこととされており、 による には、 は は を しなければならないこととされているが、 の や を に する ためにも で うことが ましい。 する は に に する を に するほか、 の な に するよう のある を し、 なり を することが になる。 として、 のひな を 9に す。

、 による が され、 に じて を し、 へ を ()する。 は、 が か かを し、 された には となる。

の を に して するものであるが、 に が されるためには と することが ましい。

[Redacted]

が、やかにへ

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

48 に [Redacted]

[Redacted]

20 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

7.1 から までの れ

(23 131) 250 2 6 、 253 1)。 3 (

7.4

- (1) の びその の を にするため、 の は 、 からの
、 の の 、 を した 、 の などについて、できる
り によって らかにし、 を う に となる の について、
と に することが である。 の にあたっては、 7.1 び 8
を されたい。
- (2) の については、 が して かるようになり や を する。
を する は、 がわかるようタイムスタンプ()を れ、 の 、
の が かるよう 々な や から することが ましい。 の
や を する はスケールが かるようポールやメジャー を して な を
することが である。 の を とする は、 を でき
るよう で することが ましい。
- (3) の の にあたっては、 の や についての な も すること
から、 を する は、 や とも することが めて である。
- (4) の については、 の (の が の に しているかど
うか、 する が の のために かつ な ・ であるかどうか、
は であるかなど、 の が であることを ける) び
に が されなかった を にしなければならない。 えば、
の の に に が されている などは、 が を した で
を することが であるが、 で、 に を できない も
あることから、 により の を する がある。
- (5) すべき の を したときは、 の を に いて、 やかに へ
を するとともに、 の を するべきである。 の のうち にか
かる は、 の が されないまま を した で する。また、
であっても、 において めた「 」に わない には とみなす
したにもかかわらず、これを なく った には、 までに する みの
ないことが に らかであるとして、 の を たずに、 に した
をもって が することもある。 において める「 」の としては、
な と までに すべき (び の)や、
に められた を し、 の ・ の を められたときは やかにこれ
に じることを するとともに、これらの に わない には とみなす
することが げられる。 ごとに や に の 、 とも を り
ながら、 の を に されたい。したがって、 の に たっては、
だけでなく、 に も するとともに、 の が めないと される
ときは、 の の を し、その を ・ しておくことが である。
- (6) が んだとしても、 は することなく、 の により、 や
と を にし、 なり に に する。

7.1 の と な ()

	と	をすな	その にじてな
(55 1 1 2)	-1() に し て、 は の に する を したとき -2() に して は の に する をしたとき	<ul style="list-style-type: none"> • で をした の をす • であること の をす • の (さ、) • (、 の) • に しないこと • のための 	<ul style="list-style-type: none"> • 、 、 • に する [] • [] をす • への に する • の
もしくは (55 1 4 56 3)	は に したとき < > の の が されないま ま を したとき であっても に したとき() までに する みの ないことが に らかである) の に を したと き が した に を していたとき	<ul style="list-style-type: none"> • の をす 1 • であること 2 • () 2 • 2(の) 1 • をした に る • の 、 	<ul style="list-style-type: none"> • 、 、 • に する [] • [] をす • への に する • の
(56 4)	を み、 げ、 は したとき。 < > の な により に ができない を じさせた に する の により、 が に われてもその を わせてしまうような (の 、 ざん)	<ul style="list-style-type: none"> • の をす 1 • であること 2 • () 2 • 2(の) • の をす • み、 げ は した の をす • の 	<ul style="list-style-type: none"> • 、 、 • に する [] • [] をす • への に する • の
に する (58)	をしなかったとき は の をしたとき < > に しい れがある でも	<ul style="list-style-type: none"> • の をす 1 • した の をす • の の の とす 	<ul style="list-style-type: none"> • 、 、 • に する []

	と	をすな	そのにじてな
)	は ではないことにつ いて があること	<ul style="list-style-type: none"> • しなかった、した をめた をす • の (の) 	<ul style="list-style-type: none"> • [] をす への にする • の

きは

1

2

と に すること のいずれかに すること がわかるもので

【 】 における

および の を けずに を い、 を 、 に った

は、 の の を けず、 を っていた。 は、 を
める を っていたが、 が に わないことから、 に づく を
った。その も が を したことで、 は、 の から に づく
と した。 は に し、 び「 の 」は「
への の 」による の を したが わなかったため、
に づく び を った。

は されたものの の までに が されず、 が
を する みが かったことから、 と に けて を った。その 、 は、
を に づく び で し、 び
の いで に った。その 、 は に づく を した。
とは、 の から せ の で を うほか、 に たり、
しながら の や の を った。

の に づく を けることなく てを し、 に を 、
で に された

からの を け を 。 は の て であったが、
は を えてもなお を わず、 り の にも わないまま
を したため、 の を した。 を うとともに、 への
を い、その 、 によって され、 に った。

については、 による が されたが、 を した が
さく、 を う から づかれない が あったため、 の は との と
なった。そのことから、 から に を できる てによる
で された。 の に あたり、ドローンによる の を い、
を に した。

8 その

ポイント

の が した であっても、 を に した で、 の を め、
に を する がある。

であっても、 している を に として できる があるので、 している
を した で、 に じ、 な を する がある。

した などの な が した であっても、 に した な を し、
に する がある。

8.1 の の への

の を う は を けた で を う があるが、
の を り し い、 から れようとする が される。こうした は
に する となり が するおそれがあることから、 の が められる
か し、 に しなければならない。

が であるか するには、「 の 」、「 」、「 」、「
」の から に する。

「 の 」とは、 が に と められる であり、 の が っ
ている の 、 なる の であっても の がある が っている
や が の で っている などがある。

の が 8.1のように「 」しており、 が した に の に し、
「 の が して や するおそれ」は「 の の に を ぼし
る がある。

「 」とは、 、 に われる 、 じ をもって の が われた
が され、 に している を す。

「 」とは、 が われた が い を す。

な として、「 の 」が められ、かつ「 」も められる
には の であるとして の とする(として、 8.2ケース1)。また、「
」や「 」は、 が に を っている いがあるか かを す
る となり、「 の 」を するため に いる。

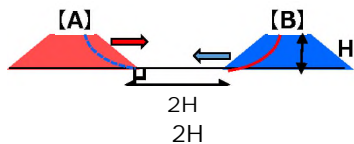
また、「 の 」が められない であっても、 の が じ に を い、
の が された については、 とみなし、 の とする(として、
8.2ケース2)。この 、 、 は を えた で を っていた
が となる。ただし、 した が った の や が らかでない

は、できた てを として を する。なお、この 、 の により、
 の を ったことや、その で して われた の を り なか
 ったことが に できた については の とし、その を いた てる
 に して する。

の への としては、 と があるが、その については 々の
 が に われたか かによって する。 えば、 々の が
 に われている は の とし、 に われている は の と
 なる。また、 の と の に が められる 、
 の については、 の ではないため、このような の は の と
 なる。ただし、 の が を えていた は、 の になるこ
 とは うまでもない。なお、 から われている であるか かは、
 21 (21 40)

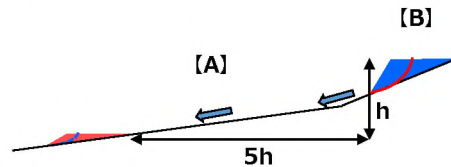
により が である。
 から われている についての の を 8.3 A
 のように がされた であって、その にあった に が われている は、
 が であるか し、 と められない は の として
 B
 われている は として う。ただし、 が からの である な
 がある は から われている と することも えられる。

【平地盛土】



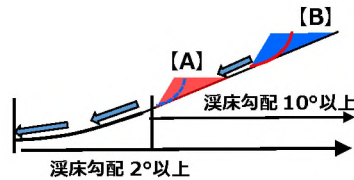
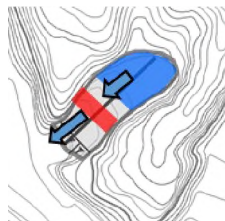
の の と に、 に づく の
 より の を 。 の が する
 ことによって、 の の を なわせ、 が
 不安定化することが考えられる。

【腹付け盛土】



●判断基準：盛土間の離隔が5h
 治山技術基準等に示される崩壊土砂の到達範囲をもとに盛土間の離隔を想定。

【谷埋め盛土】



の と に、 (10° 50)
 が するおそれのある の として 10° の を 。
 本範囲に盛土の一部があれば、他の盛土と一体的な挙動を示しうるケースに該当。

8.1 の「 」に し る ケース

ケース1の

ケース2の

200m²  事業者イ

(規制対象規模未満)

(規制対象規模未満)

350m²  事業者ロ

(規制対象規模未満)



の に あり
(1 で を)
(いずれも)
・盛土等は溪床勾配 20°の同じ溪流に位置

規制対象規模未満

510m²  事業者ハ

一体不可分、
規制対象規模以上

8.2 の と め ら れ る の

の に 工事着手 規制区域指定 工事予定期間

【ケース A】届出し、届出内容の範囲を超えて工事を実施

- A-1
・連続して実施
- A-2
・断続的に実施

の
を えた
工事



が であるか
(当初の計画になかった工事であり、基本的に合理的理由は想定されない)

と の
範囲をどのように判別するか

【ケース B】届出せず、工事を実施

- B-1
・連続して実施 

- 【ケース B-2】
・断続的に実施 

当初からの計画である証拠ある場合には、その範囲については
規制区域指定前の盛土等と判断する可能性がある

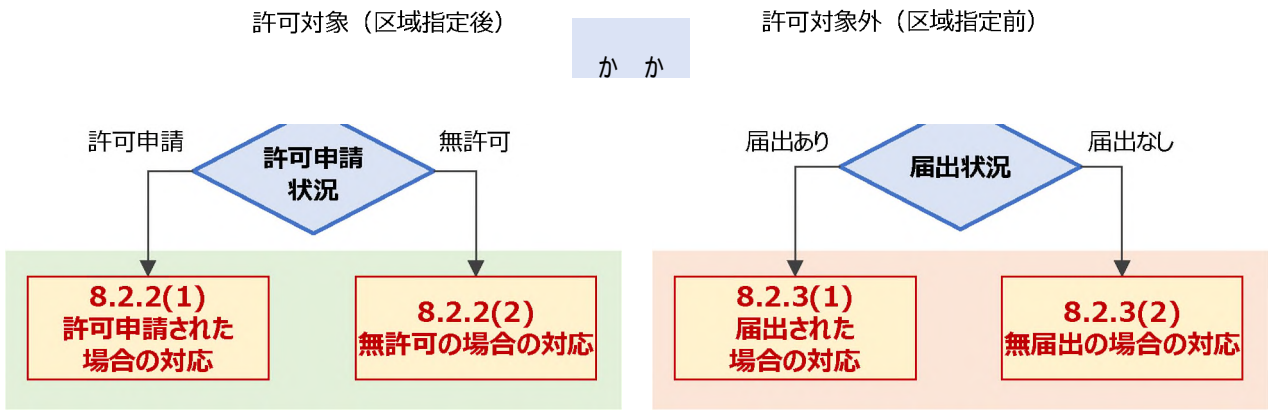
8.3 から わ れ て い る の

8.2 の が ・ とならないための

8.2.1 「 」の いがある「 」の 」を した の

パトロールや ・ から の「 」の いがある「 」の 」を
 した には、 の に する が であるか かを した で、
 ・ の ()、 、 、 での きり を し、「 」
 と「 の 」の び ・ の を う。「 」と「 の 」では、 され
 る が なり、それに じて や ・ の (の ・)
 も わってくるため、いずれに するかを に し、 する がある。また、 に「 の
 」と した であっても、その 、 の が された 、 ・ に
 する もあるため、 、 の が に されるよう し、 に じて
 を うことを されたい。

「 」の いがある「 」の 」の
 (パトロールによる 、 ・ の)



8.2.2. である の 8.2.3 となる への

8.4 される ケース

8.2.2 が である の

(1) された の への

ア. の
 、 (ストックヤード、 に するまでの)、 の ・
 、 の が であるか、「ストックヤード」としての である には、 や
 の の などが に されているか、「 に するまでの 」と
 しての である には、 の を するため、 な が されているか

なお、 を できず、 の が されている には、 が されること
はないと し、「 」として、 に し、 を う。

また、 ちに のおそれがあるとはいえないものの、 された には な
になることが されるものについては、 やパトロール の を う。

8.3 が した の い

8.3.1 が する

・ を った について が された であっても、 が し、 は
が するまでは、 は しているため、 に して は
を うことは である、 の も である。

8.3.2 が ・ を った の の と の

(1) の (に で を った)

ア. に で を った

に で を っていた は、 で を ったことをもって、
が である(55 1 1)。 が されるのは であることが となる
ため、 に を った ()に して、 が されるとともに、 60
1 の に づき、 に しても、 が される(が される。)。なお、
が している は、 に して は されない。

イ. に する ()に わなかった

に する ()に わなかった、 の (55 1 4)が である。
を った ()に して、 を
い、 が に した には、 ()に して、 の が
されるとともに、 60 1 の に づき、 に しても、 が される(
が される。)

で に が している は、 に を った ()を と
して い、 ()に して を い、 に した には、 ()
に して、 の を する。

(2) の (に な を した)

に する に わなかった、 の (56 3)が
である。 の を った ()に して、 を い、 が に
した には、 ()に して、 の が されるとともに、 60
2 の に づき、 に しても、 が される(が される)。

で に が している は、 に を った ()に して
を い、 に する には、 ()に して、 の を する。

8.3.3 が している の ・ の

すべき が している 、 に を った ()に して を
う。

には、 に ・ の を した の ・ や、 ・
の が われていることを りながら、それを する を じなかった ・ の「
の への が められる ・ 」のほか、 ・ する にありながら、
ら を わず、その 、 ・ の を ごすに った ・ の「その
を うにつき は があり、そのために ・ の を いたものと められる
・ 」が になる。

また、 ・ を った が に している 、 に の を った を、
の と い、 の とする。

8.3.4 ・ を けた が した の び の

を けた が した 、 の が になることから、あらかじめ
を するため、 に えて、 を った ()に しても を うことが
ましい。

また、 に、 に を っていないで、 を けた が に した
は、 を するため、 を った ()に しても を って し
えない。

さらに、 が し、 を した が、 は を した
は、 を い、 に める がある。

8.4 が なの ・ への

8.4.1 の で (・)に があった の

の の 、 の の が された 、 の から に
 の までの は されておらず、 として、 に されるべき (び
)を し、その の で を できない には、「 において
 される を したこと」と して し えないこととしている(「6 6.2.2(3)「
 がなく、 できない」の 」)。

この の 、 は の を できたが、 の ((29 89
) 938)をしていると された には、 を するか、 に
 して を し、 せて、 の の や の について きり
 し、いずれの も との がされた には、 に する「 なくして できな
 い」と する。

、 きり の 、 の の や の を できた には、これ
 らの に して「 」として を うことを する。なお、 のあることがら
 かでない に(が して する がなくなった も む。) は「
 」となり(951)、 は、 は の に づき、 の
 として を する(952 1)。 は、 の
 らに を するなどして を い、 の を に させる を うが、
 は、 の を した と の にあるため、 のとおり、
 の となると して し えない。その で、 の を して を「 ず
 る み」について し、 への を なく されたい。 を と
 して を った には、 についても、 と して に
 から するように められたい。

土地所有者の生存確認

を

土地所有者の探索

の (配偶者と子)

が が 、 しない

相続人の探索

確知 確知できない

できない

の (を含む)の有無を質問

あり ない/ らない



として

として

として

として

8.5 の び

8.4.2 **が な における の の の の**
 な を った には、 を な に する があり、
 が が な において の なく を った には、 23 2
 に づき、 に して を する がある。 では、 の に
 を する には、 に がないことが であるとしているが、
 が な において の を に めれば、それにより の が れ、 の
 という の を することができなくなるおそれがある。 、 が で
 ない 、 が に を べれば、 が 23 1 に づき の
 となるので、 の が とされる の においては、 、 が を べ
 ることは できない。このため、 の ・ を したものの を できない
 など、 が な には、 の という の を し、 に
 がないものとして い、 に し を って し えない。

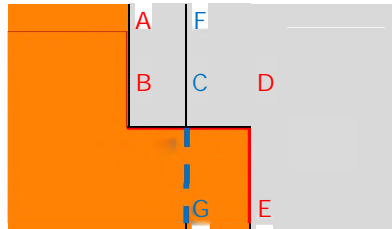
8.5 が なの

のなるのにのあるがしているが、の「」がずしもら
かではないというもされる。ののためのなとしては、や
による、のへのきみ、をい、やにより
をする。の、がずしもにならないであっても、のにがあ
ることをできるには、がのとなるとしてしえない。また、な
くとものにがあることがになっているには、しているを
にをすことがである。なお、のなにめたにもかかわらず、を
できず、その、がするをできないには、「なくをで
できない」としてにすることをされたい。

【 】 の び について の の

「の」のはであり、にするの「」と
にするの「」がある。はすべきであるが、がして
がしない、がなるにするなどがある。

<p>のをす(の) やのによらなければ、 はすることができない</p>	<p>のをす(の) のによって、することがで きる</p>
---	---------------------------------------



8.6 「」と「」がしないの¹⁾

について

は、2 1 にづきされているをす。
は、ごとにきがされており、とともにをすることで、おおよその
の、の、のなどをすることができるため、をむの
をるためのなとしてされている。ただし、がではないにさ
れているためににおいてではなく、としないこともいため、のにお
いては、この「」と・のなどをしながらめることがましい。

8.6 が された の

を に して った、 の が によって に した であっても、 を する の は、 の な どの な であり、また、 が されることにより の な が され たり、 の が なわれることを に ける があることから、 として、 に して った の は に され、 に して の たな を する はない。したがって、 に する の を に に し を することができる。ただし、 の への の い を した で に する が される もあるので、 に する の や を まえた で、 の が されるか かに ついて、 ごとに に する がある。

なお、 が されているにもかかわらず、 を する に を ら に するような は の からおよそ ではない。にそのような を おう とする には、 に し が されていることを に に す ることを するとともに、 の に ちに への を め、 せてその を の に するなど、 の を なうおそれのある を する を うことも されたい。

8.7 が であった の

8.7.1 、 が であった の

、 が であった でも の になり る。 が は に する の であることが した には、 の 、 、 へ の きり を うほか、 の への の 、 への や の など を っ て の に める。 の 、 が に していることが した には、 かつ な が となることが されるた め、 の という の に み、「 がなくて できないとき」に するとし て の を されたい。

8.7.2 、 が であった の

に し な を った には、 を に を する。ただし、 の により を するに たり(20 7)、 にある は えの にならない。すなわち、 えの となる は、 にあることを とする ¹²⁾。また、 えの となる の としては、 、 、 、 (・)、 、 が げられる。し さえた については、 を の し、 の をされたい。なお、 に がある に の に づき に の の ができる があるが、 の には の がないので、この に されたい。

8.7.3 、 **が** **であった** **の**
 が であった でも は である。 が の は、 におい
 て された に しては を わず の を する を している((
 40 45) 1 1)。このため、 で められる についても、 の
 え に づき、 にも があるため、 の い については を すべきで
 ある。なお、 が にいる は の は される((23 131
) 255)。 が に した には、 では の に を めるこ
 とができる があるため、 に じ に されたい。

第4編

との

1	との の り	4-1
1.1	との	4-1
1.2	との	4-10
2	との の り	4-11
2.1	との	4-11
2.2	・コンサルタント との	4-11

1 との のり

ポイント

・ に う の を に るためには、 の を する だけでなく、 に づく を した との が である。 は にわたり、 との 、 に な が である。 によって すべきタイミングや が なるため、 に ができるよう を することが である。 である は の に していることから、 ・ の ・ 、 の を める で の が であり、 である。また、 の も であり、 に して するなど する がある。 との では、 が められた に やかに できるよう、 めに する が である。

に う の については、 や 、 くの に ぶことか ら、 の を するだけでなく、 との が である。 に は、 を する や、 や の を する 、 の を う の のほか、 や の 、 と し を げて の に り むことが である。 こうした とは、 に を するとともに、 ・ を した の についても して り むことが である。 には、 な として、 な の や により を する ほか、 に する ・ の や、 で したパトロールの 、パトロール・ により られた の により、 ・ を することが えられる。 また、 ・ の の としては、 に づく を する と して や への を うことが えられる。 に る は したように にわたり、 によって すべきタイミング や が なるため、 に ができるようあらかじめ を することが である。

1.1 との

(1) との

に う の については、 くの に ぶことから、 に づく を する と し、 ・ への を に ることが である。 には、 や と した ・ への のほか、 ・ に する や 、 ・ への が えられる。また、このほか、 ・ への にあたり、 や の やノウハウを することや、 と して の を することも えられる。 これらの は、 において が なることはもとより、 によっては する も なることから、 より を しておくことが である。

1)

を する は、 のほか、 や 、 、 があり、
これらを する との は である。

に、 は、 と に、 から、パトロール により
の を うとともに、 に する ・ により、 に する を してい
ることが いため、これらの を に し、 ・ の に めることが
である。さらに、 ・ 、 の がある は、 する
と して を うことも である。

な
な としては、 な の や により を るとともに、
・ に る 、 における ・ の きの について す
る がある。また、 ・ を に ぐために、 の に しては、
において に づく ・ の を する 、 と に す
ることが である。

・ の ・
・ を に するため、 と が して
パトロールを することが である。この 、あらかじめパトロール を し、パトロー
ルの を ることも である。また、パトロールや の により ・ を
した は、 で を するとともに、 の かどうかを する。

・
と が、 に づき な や を
する。その 、 が な には して うとともに、これにより られた
は で する。

・
した ・ が、 を む の に するなど
により が な 、 で して を う。この 、
において、 に する を し、 ・ の や、 の ・
を することで、 に して することが である。また、 の に づ
き を う は、 の や を まえつつ、 の の を り
する。

を む の において、 を う は、 で
の について し、 の を り する。

の の がある 、 で な を するとともに、 に と す
る。

2)

や の との では、 な として、パトロールの
 が である。 では、 からの パトロールをおこなっており、その
 に ・ を した には、 へ する。そのためには、
 の や 、 をあらかじめ しておくことが である。
 また、 した ・ に が められ、 に い により に
 を ぼし る には、 への を するため、 して を するこ
 とも えられる。

3)

< >
 が じっている については、 において と をできるだけ した で、
 された については、 に づき、 な を う がある。 の
 については、 に に されているところではあるが、 じり の を する
 ためには、 における をさらに することが である。これらの を っ
 てもなお じり の が した には、 と
 の において、 をした に を う。
 はパトロールの による ・ における から、 じり
 への など との な が となる。また、 では、これまでの
 の への で ってきたノウハウを しており、 ・ の にその
 を ・ することも である。

な
 な では、 な の や によって の の やノ
 ウハウ の を うことが である。

・ の ・
 ・ や じり を に するため、パトロールの にあたっては
 と の で することが である。あらかじめその
 や ・ に る を することにより なパトロールが となる。パトロー
 ルの や の により や の いがある や じり を し
 た は を する。

・
 と の で に づき な や を
 する。その 、 の が な には して うとともに、これにより
 られた は で する。

・
 した ・ が、 じり だった は、 が して を
 う。この 、 において、 に する を し、 じり の に
 する や の を する。また、 に づき を う は、

の や を まえつつ、 の を り する。

に づく を している に の から を した は、
 に するとともに、 に づく の や
 の を するなど、 して する。

の により が された は、 に づき、 のとおり
 に して は の を す があるため、 が めら
 れる から へ し する。

の により に された
 の により り し に される、その に し は な
 をするおそれがある

< >

された ・ に が われる には、 へ やかに を
 し、 して することが である。

に づく としては、 の に があることが した や
 に する の が じた、 に じて の に び

14

の で に づき な や を する。その、
 が な には して うとともに、これにより られた は で する。その
 で、 による への が ずるおそれのある については、

に づく や に じた の や による への
 を するための を することが である。

、 に たっては、 に づく や の を たつた で
 い、 を する。

に づかない によって が らかであるか、 はそのおそれがある
 の であっても、その び に たっては、 の に じて に り
 われるよう、 と して する がある。

4)

は、 は な が われる の つであり、 の の
 を り を することは、 の につながるため、
 と して り む がある。このため、 ()、ストックヤ
 ード び とは、 が の ・
 の に する をした に を う。

への の (リサイクル)
 リサイクル は、 と した パトロールにより、
 への を した は、 び ()
 へ する。

(びストックヤード ())
 は、 ・ についての において、 の や
 スtockヤード が した に、その を はストッ
 クヤード ()に する。これを け、 ()は、 や
 スtockヤード に める の で の の を う。
 した を まえ、 に じて、 の に して、 、 、
 や を うほか、 スtockヤード に しては、 の 、 や
 の し を う。

(、ストックヤード)
 が の により が された は、 に づき は
 の となるため、 は が められる から
 へ し する。

き に する に いている
 スtockヤード が による は を けた には
 しとなることから、 は、 についてストックヤード
 へ する。

) (24 100)
 る 、 、 しくはこれらに ずる は 、 その いかなる を
 する であるかを わず、 に し を する 、 、 しくはこれ
 らに ずる と の を するものと められる をいう。

) (31 273)
 いい、 や は の がこれに する。

5)

の は、 が う があり、 や を していた
 は (83)に づき、 の の の となり
 る。 えて、 を していた は、 (26 185)に
 づく の の ともなり る。このため、 は を するト
 ラック に が められる には へ し
 する。

6)

では、 において が われた に が されてい
 る もあり、 が われた に されている には のおそれがあ
 ることから、 と して な に する がある。
 の に たり、 エネ に づく エネルギー の
 を けるには、 において が められている。 の に
 し、その が されない には の しになり る。よって、 が われ
 た に が されていた は、 に、その が
 に していることを するとともに、その が エネルギー の
 を けた であれば、 と しながら を めていくことが え
 られる。

なお、 エネルギー の な び のあり に する における
 を まえ、 を する の も されているところであり、 が わ
 れた には、 と で、より を し すること
 が められる。また、 などの エネルギー においても、
 と じく、 が われた に されている には のおそれがある
 ことから、 に エネルギー と して な エネルギー
 に する がある。

7) その

の に たっては、 、 や との
 も となる。

した が な には、 や により、 やかに に の を
 する がある。ソフト として、 への のほか、 し の をふまえ、
 の や の の し が となった には、 や
 と して することが である。

、 や の に たっては、 や が に ない
 かどうかの が となる がある。その には、 と して の や
 を けることにより、より な が になる。

の は、 に して、 に した の が である。

することが であることから、 な や 、 への を し、 な

を うよう められたい。

4.1 の を う

	(き)	1,000 (500) が で300	50
	(き)	て	
	()	3,000 が で300	
		3,000 が で300	
	び	1ha	
		て	3 300 (1)
の に する		て	1 50
		て	3 300
		1ha (0.5ha)	
		て	1 100
		て	
		5m 200m ²	
		て	1 100
		て	
		て	
		による	1 2
の による		て(し, の に する 2m)	1 10
		10t/m ²	1 10
		による	による

(2) と の

・ の に たっては、 の を していない の も
 である。 な では、 である は の に していることから、
 ・ の ・ が される。 においても が な には、 の
 や の の しの を うなど、 を りつつ な が
 となる。

また、 と の だけでなく、 を する (、
 、 を む)の も となる。 の では、 は を いた もある
 ため、 で することで ・ に して に することが さ
 れる。なお、 については、 69 2 3 と の が、
 の に められ、 が の である は、 ()
 と)で することは である。

1) と の

と が することは であり、 では に が られるよ
 う な きを けている。まず、 の に な の や の の
 を し が われた の の を う を した 、 は
 やかに に し、 の を することとしている。また、 が を
 しようとするときは、 の を かなければならないとともに、 は、
 を する があると めるときは、その を に し ることができる。そして、
 を するときは、 を するとともに、その を に することとし
 ている。 は、 が を または の をした は、その を
 するとともに へ することにより、 と が して ・
 を し くする を している。

このほか、 な として、 に による を するとともに、 の
 ・ の やパトロールの について、 から を うほか、 ・
 のためのパトロールについても して うことが である。 に、 である は
 の に しており、 づき の に し に を し
 ることができることが されていることから、 からの を けた や ・
 の いのある を した は、 に やかに するなど、 から
 に に き け、 に めることが である。

・ の いのある の にあたっては、 の や が ないか を
 うなど、 の を に することが であり、 な が である
 の な が である。しかしながら、 の を していない の
 は、 に づく が できず、よって、 なタイミングで が でき
 ないおそれがある。このような に するため、 の においては、

252 17

り、 にも に づく の を え、 なく な を
 としている もあるので にされたい。

1 4 との のり

・ の いのある の 、 が な は、 と が し
 て を ぼし る に するとともに、 の や の 、
 さらには の 、 を することが である。また、 ・ の
 は と で し、 による の や の の
 など に することも である。

2) の

・ は や を いで が び まれ となる があ
 る。また、 の で し が を っている もある。そのため、
 の を する (、 を む)で に を い、 ・
 の いのある の を できる を けるなど、 を するととも
 に、 、 に して するなど していく がある。

1.2 との

(23 131) 239 2 において、 は は、その を うことにより があると するとき、 をしなければならぬ されている。このため、 が められた には、 を すること。また、 から ()されるまでに を する が いことから、 と われる を した で に し、 が 、 めに に する が である。

そのためにも、 の から に を うことや、パトロールや 、 、 の の を にすることが である。

との が な と は のとおり。

な

・ が された に、 との を に うことができるよう、 に を し、 に じて の に からの は を するなど、 により を しておく がある。また、 による により ・ の いがある を した や、 や の りに し、 ・ の いがある に する を した 、 ・ の い がある の について に がなされた などには、 やかに から を けることができるよう を えておくことが である。

・ の ・

・ が い の を した は、 へ めに する がある。また、 への に たっては、 シート を し を 、 しておくことが ましい。

・ ・ ・

や により を うに たっては、 に するため、 に することが である。 から を ることが される は、 に に を し、 の な を する。なお、 を に れた に たっては、どの ような とすれば が を めることが か、 に することが ましい。

を うに たっては、 となる の について と に する がある。 から ()されるまでに を する が いことから、 と ならないよう をもって するため、 と われる を した で に し、 が 、 めに に する。 に たっては、これまでの 、 の やその が に であることから、 に を する がある。また、 に たって、 を められた 、 に じて する。

2 との のり

ポイント

・ を に し に するためには、あらかじめ に を
 める みを しておくこと、 やコンサルタント に な ・ を めることが
 できる を しておくことも である。

2.1 との

・ を に するため、 と することも である。
 に する では、 されやすい で をしている (
 、タクシー 、 、 、 、 、 、 、
)と を し、 を した に を める を っている もあ
 る。 の のため、 は に して、 マニュアルと ステ
 ッカーの ・ 、 や の 、ポスターやチラシ の を っている。
 の として、2 「2 2.2【 】 における との による
 に けた 」を されたい。

2.2 ・コンサルタント との

に じて や の を し、あらかじめ やコンサルタン
 ト に な ・ を めることができる を しておくことも である。

- 1) , 37 , Web ,
<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/saigai/atamidosh/aizomegawasaigai/1047027/1029549.html>, (2023 5)
- 2) SAR
(), 760 , 25 11
- 3) , 28 7 ,
Web , https://www.rinya.maff.go.jp/j/saigai/saigai/con_1.html. (2023 5)
- 4) 「 に スクリーニングを すべき の え 」の ,
Web , <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>. (2023 5)
- 5) の ,
, 56 6
- 6) の の が しい への に する の の が しい
に する ・ のためのガイドライン
(), 12 , Web ,
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000125.html. (2023 5)
- 7) ・ ・ ・ の と ,ぎょうせい, 27
8
- 8) 8・6・30 25 1200
- 9) 8・6・26 25 2429
- 10) (8) 6 ()
, 18 2 17 , Web ,
https://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/archive/kaisaijokyo/mtng_8th/program_8th.html. (2023 5)
- 11) , Web ,
<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu2/static/hikkaiSeido2.html>. (2023 5)
- 12) 47 , Web ,
<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/chosyu/05/01/01/047/01.htm>. (2023 5)

()

1

2 ・ カルテ

3 チェックシート

4 ひな ())

5 ひな ())

6 ひな ())

7 ひな ())

8 ひな (への))

9 ひな ())

()

	()	
の	・メール・その ()	
	ふりがな	
にするの		
の	の	
()	()	
	()	
するに		
	の	
	(、 の)	
するに	/	・ ()
		・ ((の))
	その	(、 、)
するに		
	その	
にする (、 の)	の や (さ、 、)	の (の 、 どのような か)
および の	(・ ・ ・ ・その)	
		ナンバー
の		

チェックシート

(/)

				きり			
で の で		にするか	にするか	()			との
				()			(の)
				()	その	(の は、 、 、 、 、 を 。)	
				()			
				()			
その ()							
における ()							
の (は)							
(タイプ) (め け) の							
の m ² さ m m ³							
の ()							
の ()							
きり							
び の	(の 、 、 の 、 、 への 、 との を)						
							との
							(の)
					その	(の は、 、 、 、 、 を 。)	
				ナンバー			
				その (、 、 、 ダンプ 、)			
(の や を)				(にする や、 や をむ を)			
(な や の を)							

チェックシート

(/)

										に め る		
を け て い る の に お け る		さ	・ さが と ないか	(さ m)								
			・ のり が と ないか(30°)	(のり °)							8 1 1、15 1	
			・ が と ないか	()								
			・ の め が と ないか(90 を とする)	(め)								7 1 1 イ
			(30cm)	(まきし さ cm)								
			・ の が であるか(による)	()								
		の	・ ・ 、 り、 の は か	()								7 1 1 口、 2
		さ	・ さが と ないか	(さ m)								
			・ のり が と ないか	(のり °)								8 1 1、15 1
			・ が に し、 な でないか	()								7 2 3
			・ にのり の に を ぼす があるか	()								
			・ が と ないか	()								8 1 1、 2、 11
			・ (・)が と ないか	()								9、 10
		の	・ が に し、 な でないか	()								
			・ が と ないか(、 、 の 、かぶり さ)	(mm mm 、かぶり さ mm)								9
		き	・ き が と ないか(、 、)	(mm mm)								12
			・ が と ないか	()								
			・ が と ないか	()								14
			・ が に し、 な でないか	()								
			・ (・)が と ないか	()								
			・ が と ないか(、 、)	(°)								
			・ が と ないか(、 、 さ、)	(mm mm mm °)								7 2 1、 16
		の	・ の が と ないか	()								15 1
			・ が と ないか	()								
		の	・ が と ないか	()								15 2
			・ が と ないか	()								
		の	・ の が と ないか	()								7 1 1 八、 2 3
			・ が と ないか	()								、 20
		の	・ の が10 の1 であるか	(°)								19 1 1
		の	・ び 、 の は か	()								19 1 2
	さ	・ の の さが と ないか	(さ m)									
		・ が と ないか	(m)								19 1 3	
	の	・ の が と ないか()	()								19 2	
		・ が と ないか(・ 、)	()								19 1 5	
	の	・ の の が と ないか(、)	(m)								19 2	
		・ の の が と ないか(さ、)	(さ m)									
	の	・ の が と ないか(・ 、)	()								19 1 4	
		・ が と ないか()	()								20	
		・ の ・ が と ないか	()									
		・ に する が と ないか	()									
		・ の に する が と ないか	()									
		・ からの が られているか	()									
		・ に した に して していないか	()									
		・ び 、 を に けているか	()									
	の	・ で の が しているか	()									

【 】

の

の

カルテ (1)

(/)

2014 9 13 14 00	(mm)	0.0	1 0.0	2 0.0	3 1.0	4 3.0	5 0.0	
(のタイプ)		(め け) の						
の		の と の		()				
の		()						
・		()						
・		()						
・その		()						
との		()						
・ の		しくは すべり (DID)						
・その		()						
(1)	び	の	・	()				
			・	()				
			・	()				
			・	()				
			・ とその の	()				
			・ の り	()				
			・	()				
			の り	・ の り の	()			
			・	()				
			の り (・ ガリ	()			
			・	・ ハラミ、	()			
			・	()				
			の	・ の やのり	()			
			・	・ ち、 の	()			
			その	・ の	()			
・	・ がり	()						
・	・ の	()						
・	・ や に む	()						
・	・ した	()						
・	・ れ	()						
・	・ の い	()						
・	・ の の	()						
・その	()							
の		に が し は し めて いる を す る そ の な な し						
の	の	し し め て は い る	に が	の り に が し、 や において が している				
			し めて	の や の な ・ の が している				
		が め ま ら れ る	の	に が	の り に な や、 の り に な ・ な が じる、 し めて いる(れか けて いる)			
				し めて	の り に な ・ な が じ、 が きくハラミ している、 し めて いる(れか けて いる)			
				が	の を し、 す る の を つなぐ と ブロック が さ れ る(でき る は、 の			
				め	の が あり)			
				ま	に した、 クラック、 、 など、 において、 ブロック の を す る が め ら			
				ら	れる			
				れ	の した クラック、 、 な スレ・ハラミ など、 の を す る が め ら れ る(ク			
				る	ラック や した など は)			
その な め ら れ る	の	の り	の り の した クラック、 なハラミ、 など、 ブロック の を す る が め ら れ る(の					
		・	や、 の し、 など は)					
		・	の や は さ れ な い も の、 の り や に ・ な が め ら れ る					
なし (に ない)	の	・	な の クラック、 、 など が め ら れ る					
		・	な の クラック、 、 スレ、 ハラミ など が め ら れ る					
なし		の に ない と でき る、 の や による、 の による ・						
(2)	の	が あ る	・ () の り から の	()				
			・ き から の な	()				
			・ ひな の の	()				
			・ や の な り	()				
			・ () の り の の	()				
			・ の ・ から の	()				
			・ の り の た め の	()				
			・	()				
			・ から の の	()				
			・ や の である こと	()				
			が ら かな (む)	()				
			・ による い	()				
			【 】 ()m	に す る ()				
			・ () の り から の の	()				
			・ き から の の	()				
・ ひな の の	()							
・ や が ず ん で いる	()							
・ の り の の の	()							
・ の り に や た め が あり	()							
・ () に す る	()							
・ に い	()							
・ の ガレージ の り	()							
・ を む が あり	()							
・その	()							
の		あり		あり		なし		
(3)	の	が あ る	・ () の り が	((1))				
			・ な で が さ れ て い な い	(さ ()m ())				
			・ な の り が さ れ て い な い	()				
			・ ひな の が	(() °)				
			・ な で は な い	(さ ()m (1))				
			し は に	(コンクリート コンクリート し)				
			・ な が さ れ	()				
			て い な い	()				
			・ な が さ れ て い な い	()				
			・ の により、 が	()				
す る など の だが、 が ない	()							
・ による () へ の	()							
な に し が と ら れ て い な い	()							
・ に な が め ら れ る	()							
に、 な の	()							
が わ れ て い な い	()							
・ の の が 1/10 を え る	((1))							
の が	(さ ()m ()m)							
・ の を す る た め を す る が い	()							
・ による の み が じ ない が い	()							
・ の へ の の が い	()							
・その	()							
が		が						
(4)	の	の	・ の 、	()				
			・ の	()				
			・ の	()				
			・ すべり の	()				
			・ の や め かる ん だ	()				
・その	()							
・ (している)	()							
の		あり		なし				

ひな (【 】)

...

び に づく について

T

12 1 の を する である があるため、 25 の
に づき、 のとおり を めます。

なお、この を わなかった は の を った には、 58 5 に
する が される ことがあります。

()

ア の 、 び びにその との
イ し(の を ていることを する)

()

、 を)
ア の 、 、 、
イ の 、 、 、
ウ の に する ()

()

ア の
イ の 、 の さ、 その 、 その (、 び
、 の の さを す 、 その)
ウ した 、 、 び の の ・ ()
エ における の

により うこと。

【 せ 】

ひな (【 、 、 、 】)

...

び に づく について

T

20

25

づき、 のとおり を めます。

なお、この を わなかつた は の を った には、 58 5 に
する が されることがあります。

() (

、 を)
ア の に する ()
イ ・ の (、 、 および が
の りであることの)
ウ の が したことの

()

ア の さ、 その 、 ・ ・ び り ぐい
の 、 その (、 、)
イ した 、 、 び の の ・ ()
ウ における の

により うこと。

【 せ 】

ひな ()

...

び 20
ることを じる。

T

(1)

び 20
で める
に された

(2)

となる
は、 10 1 に める である。

(
「という。)を っており、 12 1 の を けていない。
12 1は の

20
1に す により された は、 がされておらず、 とな
っており、 を する については、 の をしていないこと、また、
き び が されていないことから、 13 1 の で める
に していないため、 の に させる がある。

20
の その に う の ための な をとること。

(1) ()
きる を せて すること。

(2) は、 に められた を し、 の の を
められたときは やかにこれに じること。

き、 は ずる みがないときは、 20 5 の により、 ら

に した も、 を ずる みがないとみなし、 の を ずることがあ
る。

() 55 1 4
に するものとして、 (23 131) 239 2 に づき
され、 せられることがある。

この に して がある は、 (26 68) 2
び 18 1 の により、この があったことを った の から して3
に に して することができる。ただし、 があったことを った
の から して3 であっても、 の の から して1 を すると
できなくなる。この があったことを った (をした には、その
) 6

て の しの えを することができる。ただし、 があったことを った (をした には、その に する があったことを った)の から して6 であっても、 の の から して1 を するとできなくなる。

ひな (【 23 1 】)

...

び 23 1 に する に う の のおそ
れが きいと められたため、 に づき のために な をとることを じ
る。

T

(1)

び 23 1

(2) となる

(の)

...

1 に める

()

10

である。

れ、のりが し、 の に を える が きいと められるため。

(の)

() 10 1

である。

... ×× ××

な が (されていない/ な)ままでいた。

れ、のりが し、 の に を える が きいと められるため。

()1.5 かつ ()1.0 を たすよう、 や え はこ
れと の を する を ずること。

にあたっては、ポーリングや 、 の な を し、

にした を うこと。

(1) ()

きる を せて すること。

(2) は、 に められた を し、 の の を
められたときは やかにこれに じること。

き、 は ずる みがないときは、 23 3 が する 20 5 の に
より、 ら を じ、その に した の を することがあることを

の を ずることがある。

() 56 3

するものとして、 (23 131) 239 2 に づき さ
れ、 せられることがある。

この に して がある は、 (26 68) 2
び 18 1 の により、この が あったことを った の から して3
に に して することができる。ただし、 が あったことを った
の から して3 であっても、 の の から して1 を すると
できなくなる。

この が あったことを った (を した には、その に する
) 6

しの えを することができる。ただし、 が あったことを った (を した
には、その に する が あったことを った)の から して6
であっても、 の の から して1 を するとできなくなる。

ひな (【 23 2 】)

...

び 23 1 に する に う の のおそ
れが きいと められたため、 2 に づき のために な をとることを
じる。

T

(1)

び 23 2

(2) となる

は、 10 1 に める である。

れ、のり が し、 の に を える が きいと められるため。

... は、 における に
する (「 」という。)を っており、 により の のおそ
れが じたと められるため。

()1.5 かつ ()1.0 を たすよう、 や え はこ
れと の を する を ずること。

にあたっては、ポーリングや 、 の な を し、
にした を うこと。

(1) ()

きる を せて すること。

(2) は、 に められた を し、 の ・ の を
められたときは やかにこれに じること。

き、 は ずる みがないときは、 23 3 が する 20 5 の に
より、 ら を じ、その に した の を することがあることを

の を ずることがある。

() 56 3
するものとして、 (23 131) 239 2 に づき さ
れ、 せられることがある。

この に して がある は、 (26 68) 2
び 18 1 の により、この が あったことを った の から して3
に に して することができる。ただし、 が あったことを った
の から して3 であっても、 の の から して1 を すると
できなくなる。

この が あったことを った (を した には、その に する
) 6
しの えを することができる。ただし、 が あったことを った (を した
には、その に する が あったことを った) の から して6
であっても、 の の から して1 を するとできなくなる。

ひな ()

...

の において っている は、 び 22 2 に さ
れる に う の のため があると められたため、 により、
のため な をとることを します。

T ()

(1)

び 22 2

(2) となる

は、 10 1 に める である。
で される のり に な が されておらず、のり が した
、 の に を える があると められるため。

としてのり が しないよう のため な を ずること。

、 に う の のおそれが きいと められた は、 23
1 の に づく を うことがあります。

ひな (への)

び 12 1 について

で、 び (36 191) 12 1
を しましたので、 により を します。

ひな (への)

び

について

の			
	からの	パトロール	その ()
にする	の		
()			
の			
		の	
との			
()			
	その () (がわかる がある は すること。)		
	(や 、 に する がわかる がある る は すること。 、 、 、 ト ローン)		
の ()	(や がある は すること。 カメラ 、ドロー ン)		
		ナンバー	
	(で することが ましい。)		
	(や がある は すること。)		
()			

ひな ()【 】

(の)

(の)

の
(())
・ の

び
(どの に するか らかにするため を すること。)
12 55 1 1

(に する を らかにするために すること。)

に を ったものである。(の が 500⁵⁰⁰メートルを えている
の)

に った
(に する (に で をした)を らかにするために する
こと。)

の (からの)
の (、 や)
に する 、 の (の の 、 が に したか))
や の 、 の (の の 、 の)
に する (の の 、 の)

(には を める が になるため すること。)

の
を める

を する

(_____)

が であることを す (_____ 、 _____ 、
)
が であることを す (_____ 、 _____ 、 _____ 、
がわかる)
に する _____ の に する (_____ の し、
_____ の し)
_____ に する _____ の び に した を す (_____
の _____)
に する _____ に する _____ その (_____ 、
_____ がわかる _____)

() は、 _____ に いる _____ を っていた _____ に いる。

ひな ()【 】

(の)

(の)

の
(_____)
・ の

び
(どの に するか らかにするため を すること。)
・ び 20 2 、 55 1 4

(_____)

20 2

を けていたにもかかわらず、 までにその を せず、もって に したものである。

に った
(_____)
を らかにするために すること。)

の (からの)
の (の 、 や 、)
に する 、 の (の の 、 の)
や の 、 の (の の 、 が に したか))
の (の 、 の の)
に する (の の 、 の)

(には を める が になるため すること。)

の
を める

を する

(_____)

が であることを す (_____ 、 _____ 、
、 _____)
が であることを す (_____ 、 _____ 、 _____ 、
がわかる)
に する _____ の し、 の に する (_____ の し、
、 _____ の し、 が (_____) に した こと す
)
に する _____ の び に した を す (_____ の
、 _____)
に する _____ に する _____ 、 その (_____ 、
、 _____ がわかる _____)